

たる例を求むるに、其起はしも上に擧たる如く紀記共に皇祖天神より二柱御祖神に天瓊戈を事依し授け奉らせ給へる是始なるが、此國土を修理固成し給はむ御璽に賜はせたる御事申すも更なり、然るに陰陽本紀に則以て天瓊矛一指立於磯馭盧島之上、以爲國中之天柱也は謂ゆる八尋殿の御柱の御事なるが、自然に二大神の大御稜威天地の間に充足はし御在し坐す大御守護と成りて、天地の間に唯此二大神のみ大坐々して唯其大御心の任に萬の物も事も成就ひ行きて、其思はずが如く此國土及諸神等の大祖と御在し坐す御事としも成れるは、其天瓊矛の大御稜威に依らせ給ふ御事申すも更なる御事ぞかし、然して古事記に素戔嗚大神の御所に大己貴神の御在し坐して、其大神の生大刀生弓矢及沼琴を取持たして返らせ御在し坐しける所に、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬而、意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻、云々而居是奴也、故持其大刀弓、追避其八十神之時、每坂御尾追伏、每河瀬追撥而始作國也と有りて、大國主大神と申す御功業も其生大刀生弓矢に依りてぞ立たせ御在し坐しける、又此正書に大己貴神の國土を避け奉らせ給ふ際に臨ませられて、乃以平國時所杖之廣矛、授二神曰、吾以此此矛、卒有治功、天孫者用此此矛治國者必當平安と聞えさせて、廣矛を奉らせ給へる御旨なども、武威を炫かさせ御在し坐して天下を安見爲給ふ可き所以なる事傳廿九に注し奉るが如し、偕大殿祭詞に天津璽乃鏡劔乎捧持賜天、言壽宜志久、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座而坐、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止言寄奉賜比と有るは、鏡と劔とに寄せて言壽爲させ給へる御事なる、其安國止平氣久所知食と有るぞ專劔に係けさせ給へる御言にて、次文に事問之磐根木根立知、草能可岐葉乎言止と

有るには應へて、此は其武勇を以て天下を緩く治めさせ御在し坐すべき由を詔給へる者になむ有りける、(但刀劔を用ひさせ給ひて天下の逆亂を靜めさせ給はむは本よりの御事なれども、其を以て常とは申す可からず、刀劔を用ひさせ給ふ如き御大稜威御盛に御在し坐す時は、天下に亂逆と云ふ者起る事有るべからざる者なれば、皇祖天神の神慮はしも必此に在るべき事、右の天瓊矛の件を以て思ふ可し) 偕古語拾遺に至り磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏率石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏、更鑄鏡作劔、以爲護身御璽、是今踐祚之日所獻神璽鏡劔也と見えて、其よりは新造の鏡劔を宮中に留め奉らせ給へるが、神鏡は已に別殿に鎮め奉らせ給へりし故にや、時々水流の事に遇はせ給へるを、劔は璽と共に天皇の大御許を放ち奉らせ給はざるが故に、彼天德寬弘長久の燒亡にも何の御恙も御在し坐さざりき、唯春記に後朱雀天皇長曆三年己卯十一月四日辛卯、天晴、此開自內有召、仍參入、被仰云、寶劔柄方加不止乃固乃釘乃片方拔落了、是先日事也、仍假以糸結之也、件物永代之寶也、猶以釘可新固歟、如何、此由今明開、示關白并右大臣、可令定申之者、予即退出、申金吾、命云、延木御時有被改璽御管緒事、頗可准也、但彼覆物外也、是以凡銀新加入、尤有憚歟、只以糸可結也、抑先申關白殿、可左右也者と有るは史籍に所見たる始なり、六日癸巳、天晴、少將參內、候御前、奏寶劔落失釘事、右府被奏云、件劔是神物也、不知其初者也、今以凡銀新作加、尤有憚、神鏡不加金之例也、只以糸能結、尤可吉也、內侍可結也之由奏之、有可許被仰云、明日旬儀以東替西也、例議御劔置物机、而此度如何、又他事如何之由、明日可示關白者、予退出と有る神鏡不加金之例也と有は、右に云へる寬弘燒に神鏡を其任にして納置かれたる御事を例と爲

られたるなり、七日甲午、天晴、今日初御_ニ南殿_ニ、(内裏焼亡之後、移_ニ御上東門院_ニ之後也)云々、已初許、參_ニ關白殿_ニ而、早且渡_ニ給高陽院_ニ了、云々、參_ニ高陽院_ニ、殿下坐_ニ北池邊_ニ、源大納言并近習家人等祇候也、予進參申云、内仰云、今日可_レ御_ニ南殿_ニ也、而其儀東西相替、其中神璽寶劍、例安_ニ置東置物御机_ニ而、此所以_レ西爲_レ禮、爲_レ之如何、云々、又神劍乃甲乃片方乃釘、先日拔失已了、新作改如何者、關白殿被_レ命云、置_ニ御劍_ニ之方、是用_ニ晴方_ニ也、仍尋常之時置_ニ東方御机_ニ也、今儀以_レ東替_レ西、仍以_レ西爲_レ上也、件御劍可_レ置_ニ西方御机_ニ也云々、御劍釘事、以_ニ凡銀_ニ作改、尤有_レ憚、但密々有_ニ御卜_ニ、可_レ令_ニ左右_ニ給_ニ者云々、予即參内、一々奏_ニ復命_ニ了、御劍釘事自可_レ示也者と有りて、其後の事は見え、御卜に如何出でたりけむ床しき事共なり、右に甲乃片方乃釘と云ふは目貫の釘を云ふなる可し、中右記、堀河天皇寛治八年の下に劍の事を云ひて目貫之穴二と有りければ、其一方の釘の抜け落ちたるに依りて甲の片方とは有るにこそ、(目釘に銀を用たりし事は傳十七卷に注せる神樂の劍に志呂賀禰乃女奴支乃多千遠佐介波支天、奈良乃美也古遠禰留波多賀古會と有る是なり、然れば竹を以て目貫釘と爲るは後世の事なるにや)若て建曆御記寶劍神璽條に御劍者神代有_ニ三劍_ニ、其一也、子細雖_レ多不能_レ注、其後爲_ニ寶物_ニ傳來、而壽永入_レ海紛_ニ失_ニ之、後院御時、以后廿餘年、被_レ用_ニ清涼殿御劍_ニ、仍以_レ璽爲_レ先、而承元讓位時、有_ニ夢想_ニ、自_ニ伊勢_ニ進_ニ之、已來又准_ニ寶劍_ニ、以_レ劍爲_レ先也、此劍普通蒔繪也と書させ給へり、其神代三劍と聞ゆるは或書に神代傳三劍草薙劍(本名天叢雲)在_ニ熱田_ニ、羽斬劍(本名天十握)在_ニ石上_ニ、高庫劍(一名大羽薙)在_ニ熊野_ニと云ふ、此に就て書さへ給へる者なる可し、子細雖_レ多不能_レ注と有るは、崇神天皇の大御世に造り改られて、神代の寶劍は神鏡と共に佗處に奉移り、宮中には其御摸造の新劍を以て

御代劍と爲て齋き奉らせ給へる、上件に云へる子細共を事略かせ給へるなり、其後爲_ニ寶物_ニ傳來とは其新造の御劍を以て神璽と相並させ御在し坐して累代傳國の御璽と爲させ御在し坐すと云ふ、壽永入_レ海紛失之は右に引ける源平盛衰記に所見たるが如し、増鏡に後鳥羽天皇の御事を、壽永二年御年四にて位に即せ給ひけり、内侍所神璽寶劍は讓位の時必渡る事なれど、先帝筑紫に奉て御在しにければ、此度初めて三の神器無くて奇らしき例に成りぬ可し、後にぞ内侍所璽の御管計り還上りにけれど、寶劍は終に先帝の海に入り給ふ時御身に添へて沈み給ひけるとぞ遺憾しけれ」と見え、又續古事談にも神璽寶劍は神代より傳はりて御門の御守にて更に擧げ抜く事無し、冷泉院現心御在し坐しければにや、璽の筥の紐を解きて開けむと爲給ひければ、筥より白雲立昇りけり、恐れて捨て給ひたりければ、紀氏の内侍元の如く緘げけり、寶劍をも抜かむと爲給ひければ、夜御殿閃々と光りければ怖れて抜き給はざりけり、斯る愛たき公の御寶物眼前に失せにき」と有るも此等の事と所見たり、此御即位の御事は上に注し奉るが如く萬に法皇の御計らひにて主上の還御を待ち奉らせ給ふ可き由官寮共に奏せるは、即天照太神の大御心に御在し坐すべからむに背き奉らせ給ひ、當代の主上は法皇の嫌はせ給ふ平家の人々にこそは供_レ奉_レれ奉り給へりけれ、御讓位の御事をも促し聞えさせずして此に御即位の御事御在し坐しては、一天に二日在るが如く實に禍々しき御事をこそ行はせ給ひしか、然る御過に依て終に先帝をも寶劍をも沈め奉らせ給へるなむ、淺ましとも哀しとも云ふに詞も出でざりける、百練抄に文治三年七月廿日己未、奉_ニ幣七社_ニ、依_ニ寶劍御祈_ニ也、今日被_レ遣_ニ勅使_ニ於長門國_ニ、且被_ニ祈謝_ニ、爲_レ令_ニ搜索_ニ也、神祇大祐卜部兼衝、大藏少輔安倍泰成等爲_レ使、前安藝守佐伯景弘、去比下向、景弘合戰之時、在_ニ彼國_ニ、存_ニ知寶劍沈沒之所_ニ云

云と有れども、終に驗無くて止みにけり、斯計の御寶空しく海底にて朽果つべきに非ず、若くは平家の落人などの奉て奉りて別處に安置め奉るには非じか、或云、筑後國千代川の傍に水天宮と申す有り、二位殿其川下より寶劍を携へて上らせ給ひ、此所にて神と成らせ御在し坐す、水天宮の神體は寶劍なりと云へり、近頃神威の海内に著明れさせ給ひて、世に名高かる社々にも勝らして御在し坐すなども然る御事などに依れるにや、此は後來萬代の内に必天朝より正させ給ふ可き御事なり、(玉勝閑思草卷に云はく、源平盛衰記に法皇寶劍の失せぬる事を大に御歎き有りて、賀茂大明神に七日御參籠、第七箇日に御夢想有り、寶劍の事長門國壇浦の老松若松と云ふ海士に仰せて尋ね給ふ可しとなり、此に依りて九郎判官を召して此事を仰せ含めらる、義經彼國へ下り件の二人の海士を召す、老松は母若松は女なり、二人共に海に入りて一日在りて浮上りて申すやう、怪しき子細有る所に候へば凡夫の力に及ばず、如法經を書寫して身に纏うて入るべしと申すに依りて、僧を集め如法經を書寫し、老松身に此を纏ひて入る、一日一夜上らず、翌日午時許に浮上る、子細は帝の御前にて申す可しと云ふに依りて都へ具して上り、法住寺御所に於て申して云はく、龍宮城と思しき所に入る、其有狀凡夫の住處に非ず、心も言も難及し、老松大日本國の帝王の御使と申入れ、庭上に進みて御簾の半上たる内を見れば、長は知らず臥長二丈もや有らむと思ゆる大蛇、劍を口に咋へ七八歳の小兒を抱きて有り、詞を出して云はく、寶劍は必しも日本帝の寶に非ず、龍宮城の寶物なり、彼出雲國簸川上大蛇は我次郎王子なりし、其後日本武尊東行の時膽吹山の裾に臥長一丈の大蛇と成りて此劍を取らむと爲しかども、取得ざりし故に、其後様々と謀を巡らし、簸川上の大蛇安德天皇と化り、源平の亂を起し龍宮に返し取りぬ、今我口に含める是寶劍なり、

抱ける小兒は安德天皇なり、平家の一門の人々も此に在りてとて簾を捲上げて見せける、信に其人々皆竝居たり、今汝の身に纏へる如法經の尊きに本の質を其任にて見ゆるなり、但此劍は盡未來際日本に返す事有るべからずとて大蛇内に這入りぬと奏しければ、法皇を始め奉り月卿雲客一同に奇特の思を成し給へり、然こそ寶劍は失せ侍りと治定しけりと見えたり、件の事は寺々の縁起の類にて、皆例の法師輩の世人を欺く無下の造言なり、然るを萬事に如此狀の佛法沙汰の筋を云ふ事を好みて斯る書にさへ甚じげに記されたるは此事のみに非ず、皇國の昔の人の常の僻なり、大凡斯る事を記せるは何れの書なるも皆同じ事なり、甚煩さし」と云はれき、此趣簸川上天淵記にも出でたり、賀茂の神託は誰か然る妖言を作り奏しけるを、御夢想に託し給へるなる可きに、若くは義經輩が奸計にて、法皇の御歎きを止め奉らむとて妖僧と計り、漁女を拵らへて彼が先帝に迫りて寶劍をば失はせ奉りけるも、人も安からず云ひけむからに其口塞ぎの言を構へて法皇を欺き奉りし者とこそ、後院御時以後廿餘年は後鳥羽天皇の御世所知食せ給へるより以降なり、被用清涼殿御劍とは其清涼殿條に平敷と有て、下に疊二帖(纏綱南上)中央茵一枚(中唐綾端錦裏打)御劍在御座南端(鞞革東西)と見えたる、此平敷なる即謂ゆる晝御座御劍なり、仍以鹽爲先は上に注せるが如く劍鹽と申して其次第に掬させ給へるを、此にては其神劍ならぬ御劍を用ひさせ給へる故に、古例に違ひて鹽を先に劍を後にぞ爲させ御在し坐しける、承元讓位時は土御門天皇より大御位を受させ給へる御時なり、有夢想自伊勢進之は百練抄壽永二年六月廿三日條に、近會祭主親俊奏法皇云、夢想云、參神宮、平伏庭上、父親定并親章卿(兩人過去者)在堂上、以親定傳仰云、於我者令向天宮給畢、禪定法皇御事、所令申付荒祭宮給也、可被奉

御劔、早可進院也、又當宮守護事、以奈經可申沙汰也、此後夢醒了、後朝內宮一禰宜成長持來御劔(薛虎)云、可進院之由有夢想、仍自寶殿所取出也云々と有る、此御劔の御事なる可し、然れば壽永に奉れるを承元より御璽に定めさせ給へるなどにこそ、又准寶劔以劔爲先也とは、彼草薙劔の御摸造に非ずと雖も、皇太神より荒祭宮に勅命を負せさせ御在し坐せる御物なる故に、壽永の入水の寶劔に准らへさせ給ひて、本の如く劔を先にし璽を後にし給ふとなり、彼神代より傳はらせ給へる御劔は熱田神宮に御在し坐すとは申しながら、崇神天皇御世に出来るは本より其御代劔と爲て留置せ給へる御物には在れども、已に千二百年も傳はり來て御代々々の寶璽と爲て齋かせ御在し坐しける御寶なるに、如此しも亡ひ給へるは甚じき世の禍事なるが故に、皇太神の大御心と此に於て奉らせ給へるにこそ有りけり、其より以降天津日嗣の大御璽と爲て持齋かせ給へるなむ此神授の寶劔には渡らせ給へりける、但御記に此劔普通蒔繪也と有るに、右に蒔虎と有るも合へるが、其神宮なるは何れの御世にか被納たりつる寶劔の有りしか、又は太神宮式神寶の中に須我流横刀と云ふ有るを、其鞘以金銀泥畫之と所見たれば此御横刀を進らせ給へるなるが、須我流横刀は都牟刈之大刀と云ふ事の由先輩已に説を成せり、古事談に三條院御時、資平卿殿上人比云々、被仰云、御劔鞘有被結付之物、是何物哉、汝有所聞哉、云々、奏云、不承慥説、是若大刀御辛櫃鑑敷云々、主上被仰云、我問秘事、衆人不答、而資平所申、已相慶、尤所感思也云々と有る、此を富家殿御談抄に寶劔は付平緒、其平緒中納鑑、不納管云々、件鑑開日本國鑑敷と有るは埒も無き事なる可し、若くは内侍所神鏡の御缺などにて、彼日本武尊の燈袋の類ならじか、偕御劔の長さは太平記に出でたる偽劔の長二尺五六寸と有

るは、眞の御物の事を聞傳へて作れる者と見ゆれば、十握劔とも云ふ程の御物とも聞ゆる事ぞかし、(玉勝閑思草卷に云はく、光明天皇の御世貞和四年に、元暦の頃壇浦に沈みしと云ふ寶劔出來りとして伊勢より進奏せる事有り、此は彼國の圓成と云ふ僧太神宮へ千日參詣を爲けるが、千日に満ちける時しも海上に光物有りて、圓成此を得て見るに二尺五六寸の劔なり、其時十二三計なる童に神託有りて、是海底に沈みし三種の中の寶劔なりと有りければ、祭主神人等連署の起請を添へて彼圓成此を持って上京し、日野前大納言資明卿に就て此を奉る、偕資明卿平野社の神主卜部宿禰兼員を召して三種神器の由來を委しく尋ね、猶も天下の人に信ぜさせむ爲に兼員をして三七日祈誓せしめ、此劔實に彼寶劔なりと云ふ事を、然る可き人の夢に告げ給ひて人の疑を去て奏聞せむとて祈請せしむ、其時左兵衛督直義朝臣の夢に奇瑞有りしに依りて、愈寶劔に紛れ無しとて此由仙洞へ奏聞して奉り給へり、然るに勸修寺大納言經顯卿此を聞きて、寶劔執奏の事凡て資明が阿黨の所より事起りて、百六十餘年の間治世有徳の御世にだにも出でざりし寶劔の今斯る亂世に當りて出づべき理の無く候と奏し申されければ、上皇實にもとや思召れけむ、彼劔をば平野社の神主兼員に預けられけるとぞと、此事太平記廿五卷に委しく記せり、實に資明卿直義兼員圓成等相構へ出でたる偽事とこそ聞ゆれと有り、此は上に注せるが如く後醍醐天皇神器を奉じて南に移らせ御在し坐してより、北朝には傳國の璽も御在し坐さずして、賊足利尊氏直義らが爲に立てられさせ御在し坐せるなりける故に、天下の議論も有りなど爲るが苦しくて、當代は實に天照太神より直受の帝位に坐すと云ふ證に、然る怪しき劔と圓成と云ふ妖僧とを見出でて、南朝に渡らせ給へるも太神宮より神託に依りて奉らせ給へるなれば眞の物に非ず、是こそ壽永の昔の物なれと云ひて天下

の耳目を驚かし、公家を欺き奉りて其賊輩の狂れ事をしも匿さむとは爲つるにて其謀主は直義と云へる大妖物なり)
○三種寶物は右件八咫鏡草薙劍八坂瓊曲玉等なり、傳廿九及右に注し明らめ奉るが如く、古事記には於是副賜彼
遠岐斯八尺勾璣鏡及草那藝劍云々而詔者、此之鏡者、專爲我御魂而、如拜吾前伊都岐奉と詔給ひて、其鏡に屬
たる御壽詞をなむ聞えさせ給へりける、殊に古語拾遺の次第は于時天祖天照太神高皇產靈尊乃相語曰、夫葦原瑞穗國
者、吾子孫可王之地、皇孫就而治焉、寶祚之隆、當與天壤無窮矣、即以八咫鏡及草薙劍二種神寶、授賜皇孫、
永爲天璽(所謂神璽劍鏡是也) 矛玉自從、即勅曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、與同床共殿、以爲齋鏡と所
見たる、此二種神寶と云ふは後に天皇御即位の御時に當りて、鏡劍二種を忌部氏より上る例なるより然改たるにて、
實には三種なるぞ上に論定めたるが如く正説なるを、其論は別にして此次第なむ甚宜かりける、但天壤無窮の神勅の
最前に在るは次へ廻して心得べき事、大殿祭詞に先づ天津璽の鏡劍を捧げさせ御在し坐して次に言壽の御言を詔給へ
るを例と爲て知るべし、次に神寶を授け奉らせ給へる御事有りて後に吾兒視此寶鏡云々の御言を載せたる事、右に
挙げたる古事記も然なり、然る時は此に故天照太神、乃賜天津彦々火瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物
と有るに續きては、第二一書に是時天照太神云々、祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲
齋鏡と有ると、古事記に此之鏡者、專爲我御魂而、如拜吾前伊都岐奉と有ると是なり、次には天壤無窮の神勅
をぞ詔給へるなりける、然して其第二一書の祝之曰を私記に保岐氏と訓み、大殿祭詞に天津璽乃鏡劍乎捧持賜言壽
宣々と有り、然して言壽を古語許止保全言壽詞、如今壽觴之詞と有るを、神祇令に凡踐祚之日(謂天皇即位、謂

之踐祚、祚位也、福也) 中臣奏天神之壽詞(謂以神代之古事、爲萬壽之寶詞也) 忌部上神璽之鏡劍(謂璽信也、
猶云神明之徵信、此即以鏡劍爲璽) と有るを合せ攷ふるに、御世々々の踐祚に忌部氏は鏡劍を上り中臣氏は壽詞
を奏す事は、此の故事に擬び仕奉る業なる事申すも更なり、但上に注せるが如く貞觀儀式の頃に至りては踐祚には天
神之壽詞を奏す事は絶えて、大嘗祭の節會にのみ申す事と成れるより、踐祚の時の壽詞の傳はらず成りぬるは甚可惜
しき事なり、其大祀の時の天神之壽詞は、其大嘗の時にのみ神代より奏し來れる詞にて別なりければ、其文を改めた
る者とは思ふ可からず、(其證は上に引ける持統天皇四年御紀に春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹大盾、神祇伯中臣大島
朝臣讀天神壽詞、畢忌部宿禰色夫知奉上天璽劍鏡於皇后、皇后即天皇位と所見たるは、右の令條に謂ゆる凡踐祚
之日、中臣奏天神之壽詞と有る是なり、其五年御紀に十一月戊辰大嘗、神祇伯中臣朝臣大島讀天神壽詞と有る、
是は儀式大嘗會辰日儀に神祇官中臣捧賢木云々、跪奏天神之壽詞と有る是にて、即位のとは別なる事、此二條を
以て知られたり) 然して右の神祇令中臣奏天神之壽詞の義解に、謂以神代之古事爲萬壽之寶詞也と有る、神代
之古事と云ふは此に忌部上神璽之鏡劍と有に並べ思ふに、右に天照太神祝之曰と云ふ言壽の御言を指て云ふなり、
萬壽之寶詞とは謂ゆる天壤無窮の神勅を此に奏して寶祚の長久を賀奉る由なり、然るに其中臣氏の奏せりし天神之壽
詞傳はらざるは惜む可しと雖も、紀記拾遺祝詞式に書されたる此御天降の時の故事を以て其大抵は知らる可きなり、
其梯と思しきは台記別記久安六年正月四日近衛天皇御元服の儀式の中に、東進當御前、北面留立壁代外畔、磐折奏
祝詞、予御酒惟厚久御香惟嘉、赤口花手敬祭賜、諸神等悅、遺能味乎嘗賜、御躰平久御坐天、天地乃休事乎日

月共受保賜也、手長乃御世乃遠殿御世二貴比戴加殿御坐止申と有る祝詞と云ふは古に謂ゆる壽詞是なり、又御冠を加へ奉る所に、當御前二進留立壁代外呼(不揖)誓折奏祝詞、其詞云、掛毛畏支天皇我朝廷、今月乃吉日御冠加賜比天盛爾美殿御貌人慶成利賜奴、天神地祇相悅比、護利福倍奉賜比天、御壽長久久、寶位無動久御坐止申と見えたる、此前なるに諸神達云云、遺能味乎嘗賜云々は、右に注せる祝詞に荷前者云云、如横山打積置比、殘乎波平聞看と有る御味なるに、天神地祇相悅比云々、御壽長久久寶位無動久御坐止申は、此に謂ゆる寶祚之隆、當與天壤無窮者矣と有るに當りて、其文こそは世降ちぬる任に拙く成れりけれ、神代の古事を以て萬壽の寶詞と爲られたる意味は大に在る者なり、此を以て天皇の即位の初に奏來れりし天神之壽詞と云へりし物の其大略とも思殿る可き事なるにこそ、予已く其記を見たりし程は然る事とは心も著かずして空しく讀過しけるを、此に至りては大に用有りて玉勝開藤浪卷に引かれたるを再引きたるなり、翁の甚じき賜物と云ふべきなり、其説に云はく此二の文甚拙し、初なるは殊に拙し、今假字附も何も本の任に記せるを、假字附などに寫誤れりと思ゆる所々も有れど、本より甚拙き狀なり、古言の形の仄々交れるは、古き形の有りしが次々に類れて如此拙くは成れるなる可し、此頃已く古言は無下に廢れ果て、知れる人も無かりしと見えたり云々」と云れしは實に然る言にて、決めて古き天神之壽詞と云ひし者の名殘如此く拙く成りてけるながら、然すがに古意を求む可き所は有るなり)○中臣上祖、古事記には故其天兒屋命者(中臣連等之祖)と所見たり、上祖の字は播磨風土記にも出でたり、此氏の事は傳十七に注せり、○天兒屋命思兼神と同神なる由は傳十七に明らかめ申し、此神名の義は其卷及二十卷に委しく注せれば今云ふ限に非ず、此には其御社の御事を注し奉る可し、此神を祀奉る天

下の諸社の中にて甚止事無く御在し坐すは、神名式に謂ゆる河内國河内郡枚岡神社四座(名神大、月次相嘗新嘗)と有る是なり、記傳十五(五十四丁)に、後に春日にして祭り給ふ春日祭詞に、恐岐鹿島坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神四柱能皇神等能廣前仁白久、大神等能乞賜比能任爾、春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知氏、天乃御蔭日乃御蔭止定奉氏と有りて、式に大和國添上郡春日祭神四座(竝名神大、月次新嘗)と見えたる是なり」と云はれき、其は次に注す可し、偕此枚岡神社を四座と有れども、元は天兒屋命比賣神二柱なりしなる可し、續後紀に承和三年五月丁未、奉授河内國從三位勳三等天兒屋根命正三位、從四位下比賣神從四位上、同六年十月己酉朔丁丑、奉授河内國河内郡正三位勳二等天兒屋根命從二位、從四位上比賣神正四位下、文德天皇實錄に嘉祥三年九月乙亥朔己未、亦遣參議藤原朝臣助、向春日大神社、策命曰、云々、天兒屋根命乎波從一位爾、比賣神乎波正四位上乃御冠爾上奉利、崇奉爾など有るは、何れも鹿島香取兩大神と共なれば、其祭る春日社に就て神階をば奉らせ給へるなるを、三代實錄には殊更に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授河内國從一位勳三等枚岡天子屋根命正一位、正四位上勳六等枚岡比咩從三位と有るは其社へ奉らせ給へるなれば、此頃まで二座なりしなりけり、然るに祝詞式春日祭詞の下に大原野枚岡等祝詞准之と有る、大原野は注式に文德天皇仁壽元年二月二日乙卯、依太皇太后御祈、山城國葛野郡大原野仁宮柱廣知、春冬乃御祭如賜と有りて、此は式外なるに先に擧げられ、枚岡を後に爲られたるを思ふに、貞觀元年よりは後の事にて、其春日社に被准られて、鹿島香取の神等をも合せて春日大原野等に同じく祭加へて四座には爲られたりし者と所見たり、偕此比賣神と聞ゆるは傳廿九及上に注せるが如く榜幡千々姬命に御在し坐し

て、亦名を大宮比咩命とも申す、即天忍穗耳尊の後玉依姬命の御祖にて渡らせ給へれば、天兒屋命栲幡千々姫命夫妻は瓊々杵尊の御爲には御外祖父母にて渡らせ給へる由已に委しく考へ注せるが如し、續後紀に承和十年六月戊午朔乙丑、河内國河内郡從二位勳三等枚岡大神社神主等、永預把笏、文德天皇實錄に齊衡三年十月辛未朔己丑、加從一位平岡神幣布廿四端、三代實錄に貞觀七年十月廿一日己巳勅、河内國平岡神主一人、給春冬當色賦料絹布等、一如平野梅宮神主、又春秋二祭、差神祇官中臣官人一人、檢校祭事、兼付幣帛、又差琴師一人、供事祭場、立爲恒例と所見たる、此年などより鹿島香取二神を加へて萬に春日大原野兩社の如く會釋ひ聞えさせ給へる御事なるにこそ、(神武天皇御紀の通證に、河内國河内郡平岡神社、去草香村一里許、古記曰、所祭神四座、天兒屋命葺不合尊大國主神天照太神也、所謂退還示弱、禮祭神祇者、即此矣、社有國平祭と有る事なれども信む可からず、其は春日にて此比賣神をば天照太神とも申す後人の説有るが爲に作れる説なる可し、已に祝詞式なる春日祭詞を被用るからは春日と同神なる事云ふも更なるを、甚拙き杜撰なり、但此邊は神武天皇の御軍の地なりければ、然る神等の別社に御在し坐さじとは限りて云ふべきならねども、四座の説は甚しき僻事にて正史に合はざる者なり、偕姓氏錄河内國神別天神に平岡連津速魂命十四世孫調身臣之後也と有るは此神主なるにこそ)又神名式に攝津國島下郡須久神社二座(鐵鞭)と申す御在し坐す、此は傳十七に注せるが如く春夜神記に天兒屋命津國島下郡壽久山天降坐と有りて、此神天神御子の供奉らして天降坐し、後に此所に御在し坐す事などの有りて然傳はれるも著く、和名抄郷名に島上郡兒屋と云ふ地の有るなども由有りと思しきを、同郡天石門別神社は天兒屋命の御母許登能麻遲命の御父にて外祖父に坐すを、

又其御女栲幡千々姫命を妻と爲給へれば其婦翁に當らせ給へるなど得去るまじき事共なり、皇極天皇三年御紀に以中臣鎌子連三拜神祇伯、再三固辭不就、稱疾退居三島と見え、姓氏錄(攝津國神別天神)に中臣藍連、天兒屋命十二世孫大江臣之後也、又中臣太田連、同神十三世孫伊身宿禰之後也など有りて、中臣氏には古くより所以有る地なりけり、若て神宮雜例集に中臣氏祖神、元明天皇和銅二年己酉、都在奈良京之時、近奉崇居春日神社也云々、聖武天皇天平十二年庚辰四月五日、春日御社奉遷壽久山御社、是右大臣大中臣清麻呂公致仕、籠居攝津國島下郡壽久山之間、住家近所奉崇也と有る意は、奈良京の時は某氏神を河内國枚岡神社より勧請りて春日神社に崇居奉れりにて、此時は鹿島香取兩神をも未併せ祭らざる程にて、天兒屋命比賣神のみをぞ祀れりけらし、然して清麻呂公の致仕せらるゝ時に、其春日神社なるを御天降の所由有る地なるに依りて、此須久々神社をば祀奉られしにて、枚岡より春日に遷し奉り、春日より此に勧請りて三轉なるが、其所祀二神なるを以て右に注せるが如く古に枚岡神社は天兒屋命夫妻二神に御在し坐しける事を明らむ可くなむ有りける、偕和銅二年に春日に勧請りて後は、天下の何處に祀れるも其春日より仕奉る事と成りて、其大本なる枚岡神社は中臣氏藤原氏の氏社の宗にして、斯計り止事無きは御在し坐さざるを、後には其氏人だに然思はぬ事と成りぬるは甚有るまじき事なりけり、式にも春日祭神社と載せられて其神は鹿島香取枚岡等に鎮り御在し坐す御前を京にて祭る社にてこそ有りけれ、春日坐神社とは申さざるを以て、其各本社を專と爲させ給ふ由を知るべきなり、偕此枚岡須久々二社を始めて春日も其始は二座なりし本説は、遠江風土記に敷智郡岐佐岡神社、俗號岡糟垣、所祭天兒屋根命大宮比咩命也と所見たる是なり、(然るは糟垣と云ふは春日の

古名にて、姓氏錄左京皇別下大春日朝臣條に、家重千金、委糟爲堵、大鷦鷯天皇臨幸其家、詔號糟垣臣、後改爲春日臣と有る是なり、是を以て岡糟垣は岐佐岡の春日と云ふ義なるを曉る可くなむ有りける、但神名式には敷智郡岐佐神社と出でたり、此も其氏人の有りて春日より遷し奉れる者なる可し、若て須久々神社は和名抄に謂ゆる宿久郷にて、朝野群載天永三年の文書には宿久御園と有り、此社今宿久莊鳥羽村と云ふに立たせ給へり、又式なる阿爲神社も此近傍に坐せり。○神名式に大和國添上郡春日祭神四座(竝名神大、月次新嘗)此御社の祭神の祭神の説は右に引ける祝詞に、恐岐鹿島坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命比賣神四柱能皇神等廣前仁白久、大神等能乞賜比能任爾、春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知氏、天乃御蔭日乃御蔭止定奉氏と所見たるが如し、偕此御社の起を考ふるに、續紀に元正天皇養老元年二月壬申朔、遣唐使祠神祇於蓋山之南と見えたる、此は臨時祭式に遣蕃國使時祭(使還之日准此)云々、右擬發使者、摠祭天神祇地於郊野云々、所司各備會集祭所、神祇官率神部等(並著明衣)行祭事、大使自陳祝詞、神部奠幣、訖大使以下各供私幣(神部執奠神座)と有る是にて、後々に例も有りて天神地祇を摠祭る事とのみ思ふ物から、續後紀承和三年四月に遣唐使有るが爲に五畿七道の各神に帛幣を頒奉らせ給ふ御事有りて、其五月春日祭神社に就て各其本社之神階を進めさせ給ふ御時の策命に、遣唐使參議正四位下藤原朝臣常嗣乎、路間無風波之難久、慈賜比、矜賜比天と有る事大に所由有る事下に云へるを合せ考ふ可き者なり、又孝謙天皇天平勝寶二年九月丙戌朔己酉、任遣唐使、以從四位下藤原朝臣清河爲大使云々と有り、翌三年四月丙辰、遣使奉幣帛於畿内七道諸社、爲令遣唐使等平安也と有りて、此時に郊野にして被祭る事

をば漏されたりと雖も、萬葉十九(三十五丁)天平勝寶三年の歌の中に四月十六日云々と云ふ歌の次に、春日祭神之日、藤原太后御作歌一首、即賜入唐大使藤原朝臣清河(參議從四位下遣唐使)大船爾、眞梶繁貫、此吾子乎、韓國邊遣、伊波敏神多智、大使藤原朝臣清河歌一首、春日野爾、伊都久三諸乃、梅花、榮而在待、還來麻泥と有るは、公事に非ずして私に祭れるならむが、春日祭神云々は式に春日祭神四座と云ふに似たり、又春日野爾伊都久三諸之と云ふは已に神の御室の御在し坐すに就て祭れる由なりければ、右に引ける雜例集に元明天皇和銅二年己酉都在奈良京之時、近奉崇居春日神社也と有る如く、其氏神社の立たせ給へる其社に就て其祭をば被行たりし者と所見たり、又光仁天皇寶龜八年二月戊子、遣唐使拜天神地祇於春山下、去年風波不調、不得渡海、使人亦復頻以相替至是、副使小野朝臣石根、重脩祭禮也とも有り、右に蓋山之南と有る春山下と有る同所にて、即今の春日神社の地是なり、然る時は其和銅の頃より鎮り坐す所の春日神社に神託などの御事御在し坐して鹿島香取兩大神をも合せ祭られて、其頃より四座とは成れるにて、同年七月乙丑、内大臣從二位藤原良繼病、敍其氏神鹿島社正三位、香取神正四位上と有るは、其本國に被奉れる状とは見えざりければ、此に春日祭神四座の中なる御神等の御上にこそ、(右の如く遣唐使を被遣る度毎に被令祭るは悉くに天神地祇なるを、其中より擢出られて鹿島香取の兩神を殊に祭らせ給ふ事は、其遣唐使には節刀を賜ふ事恰も師帥の任に赴け給ふが如くなるに、肥前風土記に三根郡物部郷、此郷之中有神社、名曰物部經津主之神也、曩者小墾田宮御宇、豐御食炊屋姫天皇、令來目皇子爲將軍、遣征伐新羅、于時皇子奉勅到於筑紫、乃遣物部若宮部、立社於此村、鎮祭其神、因曰物部郷と云ふ事の有るにも思ひ合す可き

者なり)然るに春日の社説の趣は當神護景雲元年丁未六月廿一日、從當陸國鹿島宮、伊賀國名張郡夏見郷七渡御(社記)夏見郷一瀬河爾御沐浴、以鞭爲驗立給、成樹生付(小社記)自是同國薦山七在渡御而、數月御居住(社記)自其後御薦生中山時風秀行等七燒栗一賜天宣云、汝等子孫無斷絶可我仕者、必可生付、即生附了、因之始號中臣殖粟連(小社記注式)同年十二月七日、大和國城上郡安部山七渡御座(社記)同年正月九日、同國添上郡三笠山本宮七御垂跡、同二年戊申十一月九日寅日、下津石根爾鎮遷御(小社記)同年十一月九日寅日寅時、宮柱立御殿造畢、自當陸國御影向、御乘物以鹿爲御馬、以柿木枝爲御鞭(社記)と有り、故思ふに右に注せるが如く天平勝寶三年に藤原朝臣清河主の春日祭神と云ふ事の有りし縁にて、鹿島大神の御靈其本宮より御在し坐して此に鎮まらせ給ふ御事實に右の如くなりしなる可し、公事根源に神護景雲元年六月廿一日、武甕槌命常陸國鹿島より御住所尋に出で給ふ云々、同二年正月九日三笠山に跡を垂れ給ひて、天兒屋命齋主命姫大神の御許へ各此由申させ給ひければ、齋主命は下總國香取より移らせ給ふ、天兒屋根命は河内國平岡より移り給ふ、姫大神は伊勢より移らせ給ふ、姫大神は即天照太神の分身にて坐々すなる可し」と書され、其頭書に春日秘記曰、同二年十一月九日戊申、三笠山頂宮柱立三所御座と有るは、其時香取枚岡兩所を合せ奉られたりとなる可し、又云はく、四年正月十二日戊寅、三笠山下津磐根南向宮柱立、御遷宮在之、其時第四御殿奉祝副也、長者左大臣正一位藤原朝臣長手御時也と有るは、右に姫大神は伊勢より移らせ給ふと云ふに當る所なる可し、此に説有り、右の三所御座と云ふは和銅より御在し坐す天兒屋命比賣神社に鹿島香取兩神を此に合せ祭れるにて、凡て四所の鎮坐は此時なりつらむを、姫大神を伊勢よりと云はむ爲に第四殿

を後に奉祝副也とは云へるにて、此比賣神を天照太神の分身など云ふは皆浮きたる事なるが上に、天兒屋命も枚岡より移らせ給ふと云ふは此時に非ず、此より以前の事にて和銅より已に春日神社と申す稱有るが上に、又其雜例集に孝謙天皇天平勝寶八年丙申三月十一日、春日御社奉祭鎮於伊勢國度會郡津島崎也、是官司從五位下津島朝臣小松所申請也と有るは、其春日神社より移せるなるを、武甕槌神經津主神の御鎮座有りし神護景雲二年戊申よりは十二年以前の事なるを以ても思ふ可き者なるにこそ、故事の狀を情思ふに、同書に元明天皇和銅二年己酉、都在奈良京之時、近奉崇居春日神社也と有るは、當昔未だ私の氏社にて有しならむを、此所に於て遣唐使の爲に天神地祇を祭らせ給ふには何時も鹿島香取二神を主と爲て被祭たりし程に、後には神託の御事御在し坐して右の如く表立て遷し奉る御事と成りぬるを、其二神に依りて本よりの春日神社も共に官社とは成らせ給へるにぞ有るべき、(右の如くは其春日祭神社四座の中には天兒屋命比賣神の二柱を枚岡より和銅に移し奉りて已に春日神社の號有りければ、其二神は本なる事にて實に中臣藤原二氏の氏社なる事申すも更なりと雖も、此に御鎮座の表立ちたる事は鹿島香取兩神に坐す故に、浪華帖に載れる橋逸勢朝臣の書ける物に香取鹿島相殿枚岡四所大神と有て、其枚岡と云ふは天兒屋命比賣神二柱の御事なるを相殿神とは申せるなり、楮比賣神を姫大神と爲て天照太神分身と云ふは、神名秘書に天照太神相殿之姫神榜幡千々姫命、於春日者第四神殿坐也と有りて、此は右に謂ゆる大宮比咩命にて坐すを、然尊き神に換云ふ私説なり)楮鹿島香取兩神宮の御事は第二一書、是時齋主神號齋之大人、此神今在乎東國楸取之地と有る所に就て傳冊一に注し奉る可き御事にては有れども、此天兒屋命に就ても其氏人に就ても深き御由縁御在し坐す御事を少か

明らか奉らむに、神名式に謂ゆる常陸國鹿島郡鹿島神宮(名神大、月次新嘗)と有る此御事は、其常陸風土記に鹿島郡云々、別置神郡、其處所有天之大神社坂戸社沼尾社合三處、摠稱鹿島之大神、因名郡焉と有を、坂戸神社祭神天兒屋根命沼尾神社祭神經津主大神なりと云へり、又下總國香取郡香取神宮(名神大、月次新嘗)の御事は、香取志と云ふ物に中經津主神、左武甕槌神、右天兒屋命なる由云へるは然る事なるに、其古文書に貞治二年九月廿四日、香取社假殿遷宮用途事、御正體纏料八丈絹一疋(内院一神主助吉二神主則時、各四丈奉請取之)御座雲綱三帖御内三所云々と見えれば、實に右の如く三神にて渡らせ給へる御事申すも更なり、然るに文永年中香取造營注文御神寶物の中に、多々利一本(黒漆平文云々)と見え、其御裝束具の中に男體一具云云、女體一具云々、王子廿五所御衣料云々とも見えたりければ、后神も此に御在し坐せる狀なるに、保元三年十一月十一日の文書に、一御神寶衣等四(一菴芳一紫二紅)云々御多□□云々、御續桶一口(黒塗平文)云々と有れば、御座は三所にして一所には夫婦二柱御在し坐せるにて、凡ては四神にてぞ渡らせ給へりける、若て其天兒屋命の兩神宮共に相殿に御在し坐せるは少縁の所以には御在し坐さじかし、其子細は傳廿九に委しく注し申せるが如く、右の二神を葦原中國に平國に天降させ給へる基は、本より其御親族に渡らせ給へる御事は更なる事にて、專天兒屋命の天神に奏して仕奉らしめ奉り給ひし其御因みに緣りて、其御子孫の中臣氏の歴世に氏社と爲て仕奉る事とは成れるなる可し、古くは中臣の神間勝命臣狹山命の鹿島神宮に仕奉られし事風土記に見え、且右に引ける續紀に内大臣從二位藤原良繼病、敝其氏神鹿島社正三位、香取神正四位上と有るにても其然る所以は知られてむかし、(續紀に天平十八年三月丙子、常陸國鹿島郡中臣部二十烟、占部五烟、

賜中臣鹿島連之姓と見えたるに、寶龜十一年十月丁酉、授常陸國鹿島神社祝正六位上中臣鹿島連大宗外從五位下と有りて其祝は中臣氏なり、若て玉葉に寛喜元年五月一日、二條中納言來申、香取神主問事、件神主本流中臣也、助道者大中臣也、鹿島神主餘流也云々と有りて、香取神主も其同じ中臣にて仕奉る事見ゆ) 偕春日祭神社已に仕給へる後は各其本社に就て行はせ給ふ可き御事を此に行はせ給ふ御事なるにて、凡ては遙宮とも申す狀の如し、續後紀に承和三年四月甲午頒奉幣帛五畿七道名神、爲有遺唐使事也と有りて、五月丁未、奉授下總國香取郡從三位伊波比主命正二位、常陸國鹿島郡從二位勳一等建御賀豆智命正二位、河内國從三位勳三等天兒屋根命正三位、從四位下比賣神從四位上、其詔曰、皇御孫命座四所大神申給久、大神等彌高彌廣仕奉止奈思保志食、是以、件等冠爾上獻狀、中務少輔從五位下藤原朝臣豐繼内舍人正六位下藤原朝臣千萬等令捧持、奉出事申給久止申、辭別申給久、神都我良皇御孫之御命、堅誓常警爾護奉幸奉給倍、又參議正四位下藤原朝臣常嗣、路聞無風波之難、慈賜比矜賜比天、平久可太良可爾歸之賜倍止稱辭竟奉久止申と云ふ事の所見たる、此は其勅使一人して下總常陸河内の三國を巡りて各其社々に參向はれたるには非ず、春日社にして各其本社の御事を被行たりし者なり、即右に引る續紀に遺唐使の度毎に例と爲て葦山之南又は春日山下に於て天神地祇を令祭られ、萬葉十九には春日祭神と云ふ事有る、此は公事に非ず私幣を奠けて被祭し者にて、當社の起とも云ふべき狀なるに思ひ合す可き事なり、此に唐使を被遣るに就て件神等を祭り聞えさせ給ふなむ甚謂れ其る御事には有りける、同六年十月己酉朔丁丑、奉授坐下總國香取郡正二位伊波比主命、坐常陸國鹿島郡正二位勳一等建御加都智命、竝從一位、坐河内國河内郡正三位勳二等天兒屋根

命從二位、從四位上比賣神正四位下と所見たる、此二共に香取を先に鹿島を後に被擧たるに、神階の御事は鹿島より香取の方續紀より以降一等後れさせ給へるを、此に至りて等同しく成らせ給へるは甚愛たき御事なり、傳廿九に注し奉るが如く、此平國の御時に二神相共に並びて下らせ給ふと雖も、經津主神は大將軍武甕槌神は副將軍の狀にて渡らせ給へるは然る物にて、四時祭式春日祭條に香取鹿島二神封と云ふ事有り、臨時祭式にも下總國香取常陸國鹿島等神社又は下總國香取神宮司常陸國鹿島神宮司と有り、又右に引ける浪華帖に載せたる橘逸勢朝臣の春日神社の事を書かれたる物に香取鹿島相殿枚岡四所大神と有るなど、其頃まで古意を失はざりし者なり、然るに春日にては其例に違ひて鹿島香取と申す次第なるは、元來鹿島神の此に鎮坐すに就て香取神をも迎へ申させ給へるにて、此に主客の差有る故にこそ有りけれ、押並ての例悉く然りと思はゞ御紀の趣も何も基闇き事とぞ成りてまし、傳廿六年の進階は其三年の報賽にして此も即遣唐使の爲なる事申すも更なり、(其は八月庚戌朔己巳、遣神祇少輔從五位下大中臣朝臣磯守、少祐正七位上中臣朝臣穗守、奉幣帛於攝津國住吉神、越前國氣比神、並祈船舶歸著と云ふ事の有りて、後に歸來にければ十月己酉朔辛酉奉唐物於伊勢神宮と有る辛酉は十三日なり、右の四神の進階有りし丁丑は廿九日にて、同じ十月の内なるを以て察らむ可し) 然して文德天皇實錄に嘉祥三年九月乙亥朔己丑、亦遣參議藤原朝臣助、向春日大神社、策命曰、天皇我詔旨止、大神乃廣前爾申賜倍止申久、皇大神乃厚護爾依天之、天日嗣乃高御倉爾波、平介久即賜止奈毛所念行須、因茲天、先々爾禱申賜比之御冠止爲天奈毛、建御賀豆智命伊波比主命二柱乃大神乎波正一位爾、天兒屋根命乎波從一位爾、比賣神乎波正四位上乃御冠爾上奉利、崇奉爾狀乎、神財乎令捧持、天奉出須、此狀乎聞食天、益々爾天皇朝廷乎、

聖誓常誓爾幸倍奉賜比、天下平安爾護賜比、助給倍止、恐見恐見毛申賜波久止申と有りて、鹿島香取の兩神は此時極位に進ませ給へり、傳此は其進階の御事を正しく其本社に被申すべき事を春日に申させ給へるにて、上件に引ける御紀共の證とも成るべき事なり、然して清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授河内國從一位勳三等枚岡天子八根命正一位、正四位上勳六等枚岡比咩神從三位と見えたる、此は其春日社にも申さる可き御事なるを、其本社に就て令申給へるなり、此等の事共を能く讀辨へてましかば春日祭神四座と有る事意も知られてましかし、此御社の御事に就て少やかなる事共は其春日祭詞講義に已に注せるを、此にも如此叢睦しきまで注し奉れるには、其頃より藤原氏の盛に成以行くに就ては家門の信仰は更なり公家の御崇敬も深く御在し坐して、今に至るまで其御隆え餘社に超えて御在し坐すなるに、此御社の由來に於ては未明めたる説をも見ざる任に止む事を得ずしてなむ、(廿一社記に春日社天兒屋命坐云々、本社河内國枚岡也云々、當社鎮座の初は神護景雲年中の事なり、今興福寺の鎮守に坐す、彼寺は本山背の山科に有之、爲大織冠建立、淡海公の時今の平城に移さる、其時即勸請無かりけるにや、遂に送年月、景雲年中遷座なり、常陸鹿島にて遷座と申傳へたり)と有る中に、今興福寺の鎮守に坐すなどは、寺僧の妄談を諸はれたるならめども、聞くも汚らはしき事なり、欽明天皇十三年御紀佛法の初めて渡來れる時群臣に問はせ給へるに、物部大連尾與中臣鎌子同奏曰、我國家之王天下者、恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拜爲事、方今改拜蕃神、恐致國神之怒とさへに忠諫せられし者を、其子孫にして由無き山階寺を建立られたるは一時の戯れの如し、何ぞ春日大神をして其鎮守など云ふ事を得むや) ○忌部上祖は、古事記には布刀玉命者(忌部首等之祖)と見えたり、此氏の事委しく

は傳十七に出づ、○太玉命、名義及出自共に傳十七に注し申せり、此には其御社の事を例の申す可きなり、神名式に大和國高市郡太玉命神社四座(竝名神大、月次新嘗)と出たる、是古語拾遺に見えたる橿原朝の天富命以下其神孫なりし忌部氏の歷世此は住はれし地にて、即其氏神を祀られたるなめり、或書に所祭太玉命大宮賣命豐磐間戸命櫛磐間戸命、今住忌部村と云へるは然も有るべき事にて、古語拾遺石戸段に天照太神を遷座新殿云云、令大宮賣神侍於御前(是太玉命久志備所生、如下今世内侍善言美詞、和君臣間、令宸襟悅懌也)豐磐間戸命櫛磐間戸命二神、守衛殿門(是竝太玉命之子也)と有るにも合へる事なり、但此三神と共に太玉命の子と云ふは忌部氏の私説ならむは其末に又殿祭門祭者、元太玉命供奉之儀、齋部氏之所職也と有を見るに、其時太玉命は其祭祀を起して仕奉らせ給ひ、又御天降の後は日向宮にても形の如く仕奉り初め給ひけむ事、其橿原朝段に天富命、率諸齋部、捧持天璽鏡、劔奉安正殿、并懸瓊玉、陳其幣物、殿祭祝詞(其祝詞文、在於別卷)次祭宮門(其祝詞文、在於別卷)と有るにて其古例なる事を知るべし、然して父神にして子神の祭を行ひ給ふと云ふも如何なる上に、此は殊なる子細有る神等なる事傳十七、廿、廿九に注せるが如し、然る時は此太玉命の相殿に件の三神の竝ばせ御在し坐す事は、右に注せる如く春日祭神社四座は天兒屋命比賣神の二柱ぞ主神には渡らせ給へるを、鹿島香取二所大神を合せ祀りて四座と爲ると同じ例なるにてぞ有るべかりける、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授大和國從五位下太玉神從五位上と有て、上古には天兒屋命太玉命と相竝ばし御在し坐して、甚じき神に坐すを其御社に於て甚じく品後れさせ給へるは、中臣は藤原氏の權威に屬て隆え、忌部は漸次に衰へたりしが故なめり、其十六年の格に太政官符、應以大神

封戸、修理小社事、其祖神貴而有封、其裔則微而無封、假令飛鳥神之裔、天太玉白瀧賀屋鳴比女四社、此等類是也と有るは、傳廿八に已に注せる事なるが、其飛鳥神と申すは式に謂ゆる飛鳥坐神社四座(竝名神大、月次相嘗新嘗)と有る是にて、其は事代主神を主と祀りて國神にこそ有りけれ、太玉命の祖と云ふには非ずと雖も、其頃は微にして飛鳥社の末社の如く成れる故に祖と云ひ裔とは書されしにて抱るまじき事ながら、其衰微を見れば涙さへ殆に落つる計になむ有ける、但外宮儀式帳に神祇官大史飛鳥田首野守と云ふ人有り、此は式に山城國紀伊郡飛鳥田神社(一名栴本社)と有る此地に因れる忌部なるが、紀略弘仁七年七月の所に山城國飛鳥田神眞幡寸神預官社例、竝鴨別雷神別也と有る、此鴨別雷神と申すは事代主神に坐せば、其社を鴨別雷別と云ふ事右の飛鳥神裔と云ふに似たり、太玉命の神胤の鴨縣主は其賀茂下上社に仕奉れば、飛鳥神主なども其神裔にて仕奉れるから、其太玉命を祀る氏は自然に飛鳥神社の屬社の如く成り給へるにこそは有りけめ、賀茂下上吉懷記に氏神社太玉命と有るをも思ひ合す可くなむ、(又神名式に太玉命と竝びて櫛玉命神社四座、竝大月次新嘗と有るも太玉命の御事なりと云へり、姓氏錄大和國神別天神に白堤首、天櫛玉命八世孫大熊命之後也と有れば、其流にて祀る氏社なる可し、但添下郡矢田坐久志玉比古神社二座、竝大月次新嘗と有るは儻速日命の御事にして別なり、又古語拾遺に謂ゆる櫛明玉命出雲國玉作祖也と有るも別なり、思混ふ可からず、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授大和國從五位下櫛玉神從五位上と有り)又神名式に安房國安房郡安房坐神社(名神大月次新嘗)后神天比理乃咩命神社(大元名洲神)有り、又下野國寒川郡阿房神社、式社考に在栗野宮村、所祭天太玉命と云へり、傳此は古語拾遺橿原朝段に天富命、更求沃壤、分阿波齋部、率往

東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國、穀木所生、故謂之結城郡、(古語麻謂之總也、今爲上總下總二國、是也)阿波忌部所居、便名安房郡、(今安房國是也)天富命、即於其地立太玉命社、今謂之安房社、故其神戶有齋部氏と見えたる是其始なり、續後紀に承和三年七月戊辰朔甲申、安房國無位安房大神奉授從五位下、同九年十月辛酉壬戌、奉授安房國從五位下安房大神正五位下、無位第一后神天比理刀咩命從五位下、文德天皇實錄に仁壽二年八月乙未丙辰、安房國安房天比理刀咩神、竝特加從三位、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授安房國從三位勳八等安房神、后神天比乃理刀咩命神、竝正三位と有りて、此后神を天比理刀咩命又天比理刀咩命又天比乃理咩命と有る中に何れ宜けむと考ふるに、天比理刀咩命と有るや勝る可からむ、然して中頃當社を八幡神と云來るに合せて考ふるに、比理は閑理にて、今俗にも麻を績むを閑流と云ひて、崇神天皇前御紀に大綜麻杵と云ふ人名見え、古事記同段に閑蘇紡麻と云ふ事の有るを、傳に和名抄に卷子、楊氏漢語抄云、卷子閑蘇、今按、本文未詳、但閑巷所傳、續麻圓卷名也と有るを引きて、名義は綜麻にや、同抄に綜和名閑と見えて、説文に織縷也と注せり、萬葉一(十三丁)に綜麻形乃と有るを、或人閑蘇賀多能と訓るも難捨き訓なりと云はれたるも、綜たる麻に依りて名と成れるなり、萬葉十六(八丁)に打十八鳥、麻績兒等、蟻衣之、寶之子等蚊、打榜者、經而織布、日暴之、朝手作尾とも有る經と此比理と同言にして、麻穀を拙て布に織る事を主らせ給ふ神名と通えたり、借其安房坐神社は今大井村と云ふに坐すとぞ、和名抄郷名に安房郡大井(於保井)麻原(乎波良)神戸神餘(加無乃安萬里)など有り、由有る地共と聞ゆ、續後紀に承和十四年七月甲子朔壬申、加安房國大神竝從祭神正稅穀一百斛とも有りて、本社を大神と稱へ、且從神

の祭祀をも嚴に爲させ給へる事此を以て見奉り知るべし、又后神の下に元名洲神と有るを、一本には洲崎神と作り、扶桑見聞私記五に治承四年八月廿九日、武衛令著安房國平群獵鳥、云々、其夜當國洲崎明神の御寶前にて御念誦有りて、源は同じ流ぞ石清水、塞上給へ雲上まで、此明神は八幡大菩薩を奉祀、其十に可須宮神官等、可早令安房國須宮、免除萬雜公事云々と有るにても、洲神とも洲崎神とも唱へし事知らる、今も洲崎大明神と申し洲崎村と云ふに立たせ給ふと云へり、或云、永享記に太田道灌江戸城を築きたる時、安房の洲崎明神を勸請して神田明神と祀ひたる由見えたりと云へり、(神田神社は古くより大己貴神を齋き奉れるなり、此に合せて祀られたるか、神社考詳節に武藏國神田明神者、桓武天皇六代平親王將門之靈也と有るは、何れの時よりか此も從祀と成れるなる可し、借此天比理刀咩命の出自詳ならぬこそ心憂けれ、右の如く八幡神とも云誤れるを見れば、女工に功しき神なる事知らるゝに、傳廿卷に武藏國比企郡伊古乃速御玉神社坐を、今伊古村に坐して阿波洲大明神と申す由なるに就て、天明玉神の族ならむかとも云ひしかども、其も心當の考にて、正しく其説を得ざるなむ足ぬ事なりける)○猿女上祖は古事記に天宇受賣命者(猿女君等之祖)と有り、此猿女氏の事下に委しく注す可きなり、○天鈿女命の御事傳十七に委しく注せれば今云ふ限に非ず、○鏡作上祖は、古事記には伊斯許理度賣命者(鏡作連等之祖)と有り、此氏の事には深く考正したる説有て傳十九に注せれば就て見るべし、○石凝姥命、傳廿三に注し置けり、即第六、一書に謂ゆる天香山命にて渡らせ給へる、其由傳廿八、廿九及上に注せる事共を合せ考ふ可し、○玉作上祖、古事記には玉祖命者(玉祖連等之祖)と有り、傳十八に注せり、○玉屋命は寶鏡開始章第二、一書玉作部連祖豐玉者と有る傳十八に委しき説有り、○

凡五部神を古事記には并五伴緒と作れたり、此にて其訓を知るべし、天神本紀には同じ唱にて五部伴領神と見ゆ、海宮遊行章第五ノ一書にも凡諸部備行、以奉養と有り、即纂疏に五部者諸神之統領而、各爲部黨也と注させ給へり、例へば、允恭天皇四年御紀に群卿百寮及諸國造等の氏姓を定めさせ給ふと有るを、古事記に定賜天下之八十友緒氏姓と有り、大殿祭詞に皇御孫命、朝乃御膳夕乃御膳供奉、比禮懸伴緒極懸伴緒、大被詞に天皇朝廷任奉、比禮挂伴男、靱負伴男、劔佩伴男、伴男八十伴男手始且官々爾仕奉留人等と見え、萬葉六(十九丁)に物部乃、八十友能壯者、又(二十五丁)伴部乎班遣之、又四十三丁物負之八十伴緒乃、七(四丁)に靱懸流伴雄廣伎大伴爾國將榮常、月者照良思、十七(三十六丁)に物能乃敷能、夜蘇等母乃乎能、於毛布度知云々、又(四十九丁)夜蘇登毛乃乎波、宇加波多知家里、十八(廿三丁)に、毛能乃敷能、夜蘇等母能乎毛、於能我於做流、於能我名負々々、大王乃、麻氣能久々々十九(廿七丁)に、宇都會美能、八十伴男者、大王爾、麻都呂布物跡、定有、官爾之在者、廿(五十一丁)に、之奇志麻乃、夜末等能、久爾々安伎良氣伎、名爾於布等毛能乎、已許呂都刀米與など見ゆ、右等の證共を引て記傳十五(十八丁)に、伴緒は凡て伴とは官職に在れ何に在れ一部に伴なふを云ふ、某伴某伴と云ふ是なり、登母賀良など云ふも此意、又何と無くて交り親しむ人を友と云ふも同意なり、伴造なども其部の長を云ふなり、緒は長の本語にて、書紀に魁帥渠帥を伊佐袁と訓めるも勇長なり、然れば伴緒は其部の長を云ふ稱なり、借今此五柱神を指して五伴緒と云ふは、石屋戸段に見えたる如くに此神等各掌れる職有りて、其職々の部屬を帥る長神なればなり(取要)と云はれたるは然る事にて、天兒屋命は中臣の部長なり、太玉命は忌部の部長なるにて、自餘は准らへて知るべし、其一證を舉

げてむに、古語拾遺に太玉命所率神、名曰天日鷲命、(阿波國忌部祖也)手置帆負命(讃岐國忌部祖也)彥狹知命(紀伊國忌部祖也)櫛明玉命(出雲國忌部祖也)天目一箇命(筑紫兩國忌部祖也)と有るは、其五神を率る給ふ太玉命の其部長にて、其被率給ふ五神は其部なり、此を以て其御天降段の神勅に、宜太玉命率諸部神、供奉其職、如天上儀、仍令諸神與陪從と有るは、其照應の文なるに心を著けて、神代より部と部長との差別有る事を知るべきなり、然して其部神にも各率る部有りて、其に對へては又其部長と成る事にて、又其部より下方にも一區々々にて各部と部長との差別は有る事なり(譬へば太政官にては大臣は部長にて納言以下は其率る部なり、是其官に限れる部と部長となり、然して其太政官の上よりは中務以下の八省は皆部にて、太政官は部長なり、其省にては卿は部長にて、輔以下は部なり、若て其省の凡てより云ふ時は、其被管の諸寮諸司は部にて省は部長なり、然るに諸寮にては頭を部長として諸司にては正を部長として、其所屬は悉く部にて如此く一に統ても區別ちても其部と部長とは各有る事なるが故に、此を凡ては物部之八十伴緒など云へる者ぞかし、部を伴と通はし書く例は、續紀神護景雲元年に武藏國足立郡人大部直不破麻呂と見え、萬葉注釋に引ける伊勢風土記に大伴日臣命を大部日臣命と書し、日本靈異記に大部屋栖野古連公者、紀伊國名草郡宇治大伴連等同祖也と有る此にて知るべし)○使配侍は、私記に會倍互波牟倍良之牟と有り、此所古事記には支加而天降也と有るを、記傳十五(廿丁)に、支加而は久麻理久波幣互と訓むべし、久麻理は久婆理なり支は字書に分也とも注して、凡ての物の分る意に用ふる字なり、借上の水分神の分注に訓分云久麻理と有れば久麻理は分つ事にて、此五伴長神を其職々の長に分ち配て皇御孫の御從に加へ給ふなり、書紀に又以中臣祖云々凡五部

神、使配侍焉と有り、此配侍ノ字と相照して支は必久麻理と訓むべき事を知るべし(下略)と有りて、意を得て説を成す可きなり、先づ此の配ノ字を同じ意にて、第二ノ一書に汝天兒屋命太玉云々、乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之と見え、拾遺にも此を使配侍と書し、又仍令諸神與陪從と有りて、配侍と陪從と其訓同じかりければ、配字は天孫に令奉副給へるなり、侍は續紀第三詔に如是仕奉侍爾と有る解に、侍とは上を承て衆の仕奉るを云ふ、陪侍は波間流と訓みて清音なり、三代實錄貞觀十二年の宣命に今身沈重病天起居失便天波部利と有り」と云はれ、記傳十四(四十四丁)に、波間理は貴人の御前に在る由にて、此言の意は匍匐在と云ふ事なり、俗言に匍屈居と云ふに同じ、萬葉二(三十五丁)に埴安乃、御門之原爾、赤根刺、日之盡、鹿自物、伊波比伏管、烏玉能、暮爾至者、大殿乎、振放見乍、鶉成、伊波比迴、雖侍候、佐母良比不得者、三(十三丁)に十六社者、伊波比拜、鶉己會、伊波比回禮、四時自物、伊波比拜、鶉成、伊波比毛等保理、恐等、仕奉而、又(三十七丁)十六自物、膝折伏など有るを以て心得べし(取要)と云はれしは然る言にて、猶續紀第六詔に我皇太上天皇大前爾、恐古士物進匍匐迴白賜也、受被賜久者卿等乃間來政乎者、加久耶答賜、加久耶答賜止云々と有るも同じ意にて、君前に恐懼み仕奉を匍匐ひ廻ほるとは云ふな侍、太神宮月次祭神嘗祭詞に大中臣太玉申爾隱侍天と有るは、太神宮式に竝皆跪、先使中臣申詔刀と有る是なるが、侍の言と跪ノ字と相照し見る可き所なるにても愈以て著明き事なりけり、然れば五部神を各其部の長と分別て、八百萬神を率て天孫の御前に陪從て令供奉給へる由なり、借此配侍の言はしも、次なる因勅皇孫曰、云云、是吾字孫可王之地也と有るに應きて甚可畏し、皇御孫尊には君上と御在し坐て、貴く高く御在し坐すべく舉て詔給ひ、五部神に

は陪從て匍匐在べき御命を示し掎させ給へるにて、實に君臣の大義を天壤と共に子々孫々の遠裔までも令亂給はじと、天津日繼の御基を固立させ給へる大御政なり、等閑に見奉り過す可きには非ずかし、此御事に就て傳廿九卷に君臣の大義を注し明らかめ申せるを見合せて曉る可き者なり、漢籍春秋はしも此事に深く心を用ひて書ける者なるが故に能く讀み明らかむ時は孔子の正名の説の奥旨も得て知らるゝ事なるを、我が皇學に仕奉る者は殊に其心用ひ厚からずしては、神典の奥旨を究め皇學の深意を盡す事能はざる者なり、古語を説く事の容易からざる事を思ふ可きなり。○因勅皇孫曰、此にては天照太神一柱の大御命の如きを、古事記に爾天照太神高木神之命以云々、是以隨白之科詔日子番能邇々藝命、此豐葦原水穗國者、汝所知國、言依賜、故隨命以可天降と有りて、二大神の大御言に係られたる實に然る事なるが、此説狀には少か心得有りて上に注せるが如く、先には天忍穗耳尊に此御言依は御在し坐しけるを、此にては其尊の奏請し給へる任に二大神より瓊々杵尊に御言負せ給ふ御事には坐せども、汝所知國言依賜は二大神より直なるには非ず、天忍穗耳尊より瓊々杵尊へ事依し奉らせ給へるなり、隨命可天降とは其父大神より事依し奉らせ給ふを、二大神の後見て天降し奉らせ給へる由なり、○葦原千五百秋之瑞穗國、良海本に豐葦原に作れるは甚愛たし、若て其傍に此以下を日本國安培文と云ふ書入有るは然る事なり、八洲起元章第二ノ一書に有豐葦原千五百秋瑞穗之地と所見たるは、其時此國號有りしには非ざれども、後の稱を始に及ぼして書されたりし者にて、此御天降の御時に皇祖天神の號させ給へる御事申すも更なり、故古事記には其以前には何所なるも葦原中國と書されて、此段の初に天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國、言因賜而

天降也と有りて、其初めて起れる由を令レ知られたり、天神本紀には此を書せるに、豐葦原之千秋長五百秋長之瑞穗國とも有りければ、古に種々に稱言爲たりしなりけり、又略きては御紀に豐葦原瑞穗國、古事記には豐葦原水穗國と作れ、大殿祭詞には此乃天津高御座爾坐氏、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎と有るは、萬千秋より其意續きて、此に葦原千五百秋之瑞穗國と云ふにも異ならざる者なり、傳十二に注せるが如く常に葦原中國と云ふは高天原と云ふに對へて、天上に對へて天下と云ふ程の事にて、皇國を主と云ふ中にも大地の全體に係れるを、此瑞穗國の嘉號はしも大地萬國の中より皇國の地を成し出させ給ひ置かして、此大八洲國を以て萬國の君主と在る國と定めさせ給ひ、天神の齋庭之穗を當御せ奉りて天神御子の天津日繼所知食す可き大御食國と定め奉らせ給へるなりければ、美しとも何とも云知らず甚も尊き國名には有りける、(又此に就ても外蕃諸戎の國の中に淡洲と云ふも僅に阿自夜と云ふ一大部のみにして、粟を以て常食と爲る國名なる事、皇國を瑞穗國と云へるが如し、其餘は穀食を常と爲る事無くして、獸肉を食ひて性命を僅に保つ計の事なるを、皇國の人民はしも上下共に穀倉を以て常とし、獸肉を食ふを以て穢と爲る事にて、甚々國がらの尊卑有るのみならず、人物にも清濁有るを思ふ可し) ○葦原は良海本に豐葦原と有るに從ひて補ふ可し、此號の所由は傳十二、廿七に注せるが如し、楮古事記を始として何れに在るも豐葦原と有るを以て、記傳十三(三丁)に此に豊てふ言の添ひたるは始めて御子命に事依賜ふ詔なれば祝てなり、豊は國に係れる祝辭なり、葦に係れるには非ず」と云はれたる實に然る言なりけり、神功皇后十三年御紀大御歌に等豫保枳、々々茂吉陪之、訶武保枳、々々玖流保之、摩菟利虛辭彌企會と有るは更なり、祝詞に朝日豐榮登爾、又は豐明爾明坐奉など有るは

本より豐饒にして盛大なる義なり、萬葉一(十二丁)に渡津海乃、豐旗雲爾、十一(十四丁)に隱口乃、豐泊瀨道者と有は、雲にも道にも云ふは其廣く大なるを稱へたり、又豐御酒豐幣帛などは常も云ふ事なるは本よりにて、神樂歌篠に、佐々乃波仁、由支布利川毛留、布由乃與仁、止與乃安所比遠、須留可太乃志佐と有るは、豐明節會を豐遊と云ふなり、其籠殿遊歌に止與戸川比、美安所比須良之と有るは、器に豐某と云ふ例なる可し、拾遺戀一に大嘗會の御饗に物見侍りける所に云々、數多見し豐御饗の諸人の、君しも物を思はする哉、と有るは謂ゆる河原御饗の御事なるを常の大被の比に非ず甚壯觀なる故に豐御饗とは云ふなり、後拾遺雜五に、中納言實成宰相にて五節奉けるに云々、多かりし豐の宮人指別て、灼き日蔭を哀れとぞ見し、夫木廿九に、神風や三角柏の秋の色に豐氏人の袖さへぞ照る、など云ふ豐の宮人は、大宮人と云ふが如く、豐氏人は八十氏人と云ふが如し、萬葉十七(十四丁)に、新年乃婆自米爾豐乃登之、思流須登奈良思、雪能敷禮流波、夫木十八に、世を祈る神の驗は豐の年深く積れる眞雪にぞ知る、と有るは年穀の豐饒なる事に豐年とは云ふなり、此豊と云ふ言の義に就ては大に深致有る事なるを、傳二、豐國主尊の御名を説き奉る因に注せり、必此に見合す可き事共なり、右の如く豐饒なる意と盛大なる義とを兼ねたる言なりければ、倭姬命世記に大葦原千五百秋瑞穗と有るも其義相等しかりぬ可くこそ、(然して字書に豐大也盛也と注せるにも合へり、詩周頌に豐年多黍多稌と見え、春秋桓三年に大有年と有る、左傳注に五穀皆熟爲有年、大熟大有年也と云ひ、公羊傳に大有年何、大豐年也、注謂五穀皆成熟とも見えたり、登與の義を徴すに足れり) ○千五百秋は古事記に千秋長五百秋と有るにて心得べし、其例は大殿祭詞に此乃天津高御座爾坐氏、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦

原瑞穂之國乎安國止、平氣久所知食止、言寄奉賜比氏と有るは、萬千秋の下に長秋の言を添へられて、幾回も萬千秋を遠長に數ふる由にて無際限り意なり、中臣壽詞に皇孫尊高天原仁事始天、豐葦原乃瑞穂乃國還安國止、平氣久所知食天、天津日嗣乃天都高御座仁御坐天、天都御膳長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁瑞穂平氣久安安介、由庭仁所知食止、事依志奉止と有るも、長御膳の遠御膳より係れ、ば千秋乃五百秋は同じく無際限り義なる事云ふも更なり、共に相應へて大倭根子天皇哉、天都御膳乃長御膳乃遠御膳止、汁仁毛實仁毛赤丹乃穂仁毛所聞食止、豐明仁明御坐止、天神乃壽詞還、稱辭定奉留、皇神等母千秋五百秋乃相嘗仁、相字豆乃比奉利、堅磐常磐仁齋奉利止と有るも、上を承けて同義なるなり、大嘗祭詞には其事を切めて天都御食乃長御食能遠御食止、皇御孫命乃大嘗聞食本爲故爾、皇神等相字豆乃比奉氏、堅磐常磐齋比奉利、茂御世爾幸開奉止依志氏、千秋五百秋爾平氣久聞食止と有るを、右に意を得て見る時は皆一事なりけり、右等の證共を引て記傳十三(三丁)に、千秋長五百秋は長ノ字は下へ續けて長五百秋と訓むべく、上も千秋之と訓むべし」と云はれたるは然る言にて、長五百秋と云ふ時は五百秋を長く重ねる義と成りて、實に天壤と無窮き事に聞ゆるを、此には長言無くして唯千五百秋とのみ有り、此は次なる天壤與無窮の神勅と本より相並び對ふ所なるに、片方には無際限き由を宣ひ、片方には千五百秋と限れる數を宣給はむ事は甚有るまじき御事なりければ、其始は古事記の如く千秋長五百秋之とぞ有りけむを、字を切めて千五百秋とは書されしなめり、然れども瑞穂の出来る其秋より秋の重なる事を云ふと見る時は、即天壤與無窮の義に歸べきなるにや、(記傳に書紀神武天皇御卷の始に所見たる神代の年數に取りては萬千秋などは何許の事にも非ざるを、壽詞と爲給へるは如何と云ふに、凡て神代の事も世々を経て語傳ふる任に其

語は轉來ぬるなれば、此も命短き人世と成りての語を以傳へしなり云々と有るは如何、此は皇祖天神より此國土を依し奉り給ひし時の國號なるを、神代に久遠なる年數を以て詔給へらむを、何と爲てか人世の短少なる數に換へて傳ふなどと云ふ事の有らむや)○瑞穂國は古事記には水穗國と作れたり、瑞は祥瑞の義に取れる字、水は美豆と云ふ言の同じに就て借れる字なりければ、共に其義に預らず、天武天皇七年御紀に忍海造能麻呂、獻瑞稻五莖、每莖有枝と有る、瑞稻は本より祥瑞を云ふなりければ此瑞穂の義とは同じからず、故此美豆に當つべき字を求むるに、大倭神社注進狀に御歲神者守護禾穀神、是以八握嚴稻爲神體と云ふ事有り、此嚴稻は伊豆志泥と訓むべし、然れば美豆と伊豆とは言相通ひて清く麗美しき義なるにや、傳廿六にも注せるが如く、和名抄に瑞籬、日本紀私記云、瑞籬、俗云美豆加岐、一云以賀岐と有る、以賀岐は齋垣の義なるを合せて美豆を伊豆と其義の同じき事を曉る可くなむ、此に就て美豆と云ふ言の例を試みるに、瑞珠盟約章第二ノ一書に瑞八坂瓊之曲玉、此第二ノ一書に瑞之八坂瓊など有るも玉の清くして麗美しきを云ふなりければ、嚴之八坂瓊にても通ゆるなり、古事記に玉垣宮段に、汝所堅之美豆能小佩者誰解と有る、清麗はしき御紐と聞ゆれば、伊豆能小佩にて甚能通ゆるなり、其朝倉段歌に美豆多摩宇岐爾は嚴玉盞にて玉杯の清く麗美しきを云ふなり、又古語拾遺に瑞殿を古語美豆能美阿良可と注し、又右の瑞籬を美豆加岐と云ふ類も清く麗美しき御殿なり御垣なるなり、萬葉十三(十二丁)に楮垣と作き、木に水枝指と云ふ事の有るを、冠辭考に美豆は草木の若く麗美しく榮ゆるを云ふより、世にも若木を美豆木、若枝を美豆枝、又若く健やかなる人を美豆美豆斯など云ふを思へ(取要)と云はれしは然る事にて、其等の美豆も悉く伊豆と見てむには能く叶ふ可き事にこそ

是を以て瑞穂をば嚴穂の義に見る可しとは云ふなり、(記傳に水穂の水は借字にて美豆々々しきを云ふ、書紀に瑞ノ字を書かれたれども其意には非ず、迷ふ事勿れ)と云はれ、其廿三卷に水垣宮の水は借字なり、書紀に水ノ字を書かれたるは更に當らぬ事なるを、美豆に用ふる字無き故に普く此瑞ノ字を書習へり」と云はれしは然る言になむ)穂は記傳十三(四丁)に稻穂なり、書紀に天照太神云々、又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穂、亦當御於吾兒」と有る穂も然り」と云はれしが如く、打任せて唯に穂とのみ云ふは此稻穂に限りたる事なり、所以に傳十三、十六に注し奉るが如く、天忍穂耳尊と申し奉るは其齋庭之穂を授かり御在し坐して天下に降り給はずと雖も、已に天上にて天津日繼所知食させ給ふ謂にて、其穂は本より稻穂を申せり、又傳廿九に明らかめ申せる狀に、天津彦々火瓊々杵尊と申し奉るも穂之饒々君尊と聞えさする意、彦火火出見尊と申し奉るは彦穂々出見尊と稱へ奉るなどを始と爲て、稻穂を以て神名にも人名にも負せ給へるが多在れども、皆がら穂とのみ云習はして常と爲す事なり、楮此瑞穂には豊受大神の御靈を託て天降し奉らせ給ふ委しき説有りて、傳廿九に注せるが如く、天忍穂耳尊の御時は丹後國に降らせ給へり、其風土記には往昔豊宇氣大神、天降于當國之伊去奈子嶽坐之時、天道日女命等、請求天神五穀及扶桑蠶等之種矣、便於其嶽掘眞名井、灌其水、以定水田陸田而悉植焉、則其秋垂穎八握莫々然甚快也、大神見之、大歡喜、詔阿那邇惠志而植彌之田庭、然後大神者登于高天原焉、故云田庭也と有て、稻穀を此國に植彌す事其大神の御心にて、此程より漸瑞穂國と云ふ狀には成初めたるなり、其阿都邇惠志の御言はしも意哉妍美哉なども書れたる字なるにて、美豆又伊豆の言に意近きを思ふ可し、然して後に瓊々杵尊の將來らせ給へるは謂ゆる高千穂宮に始めて天下に行

互りて瑞穂國と成り天、神御子の御食津國とは成定まれる者ぞかし、記傳の上に千秋長五百秋と云ふも此水穂に係たる祝辭にて、秋と云ふも穂に係れる故なり、長く遠く御子命の此水穂を所聞食べき國と云ふ意以て名けたる國號なる事、彼大殿祭詞に此同じ祝辭を皇御孫命の大嘗聞食す事に係て云へるにても知るべし、大殿祭詞も云狀は異りたれども萬千秋云々は猶瑞穂へ係れり(取意)と云はれしは然る言なり、但後に號けたる國號に非ず、皇祖天神より齋庭之穂を授奉らせ給ふ時に、皇御孫尊の御食津國と爲て天津日繼の御隆えを祝奉らせ給ひて號け聞えさせ給へる御事申すも更なるぞかし、(其は右にも已に注せるが如く古事記には天忍穂耳尊を天降し奉らせ給ふに就て、此水穂國の號を以て事依し奉らせ給ひ、御紀にも平國の御政の間は葦原中國と有て、此御天降の所に葦原千五百秋之瑞穂國と書させ給へるを以て、其謂ゆる齋庭之穂に起れる事を曉る可し)若く此瑞穂の起はしも四神出生章第十一ノ一書保食神の御身より種々の穀種始めて成出でたるを、天熊人悉取持去而奉進之、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃以粟稗麥豆爲陸田種子、以稻爲水田種子、因定天邑君、即以其稻種、始植于天狹田及長田、其秋垂穎八握莫々然甚快也と有るは、此時彼御誓に依りて天忍穂耳尊生出させ御在し坐しかば、天下の君主と爲て天津日繼所知食しめ奉り給はむと所思す程なるに合せて、其物共の成出でたりしかば、顯見蒼生の食ひて活くべき物ぞと悦ばし御在し坐して、御營田を定めて殖生し給ひ、普く弘めさせ給ふに就ては天邑君を定めさせ給へる、是此國にても國郡に造長を置かせ給ふ始にて、皆其天忍穂耳尊の御爲に設させ給へる大御政なり、若て寶鏡開始章に天照太神當新嘗時云々の語有るは、其天狹田長田の稻穂を齋場に於て聞食させ給へる始にて、齋庭之穂と云ふは天津朝廷に於ても

如此く重み爲させ給へる御物なるを、此に事依し奉らせ給へるは、天神御子の齋場に所聞食させ給ふ瑞穂と爲て天下人民に令レ作給ひ、國郡に造長を置かして普く天下の日貢を所聞食さる可しとなり、然る時は天下人民の爲に令レ賜給へるに非ず、天神御子の御爲に授け給へるにて、天下人民には天神御子より令レ賜給へるなり、然れば大地萬國共に悉く天神御子の御國ならぬは非すと雖も、殊に此瑞穂國に在とし有らゆる人の限は、其天津日繼の齋庭之穂を朝夕に賜り食して性命を保つ事にし有りければ、天神御子に露も背き奉る時は皇祖天神に背き奉る事と成りて、自身を傷り其體を損ふに異ならず、天下の瑞穂を盜喰ひて富貴に誇り勢威に慕りて天朝を蔑如し奉る時は、天地開闢より以降已が先祖代々此瑞穂を食て繼來り、子々孫々に至るまで此瑞穂を食て世を終る皇恩と國恩とを忘れたりし者共に、先に對ひては不孝と云ふべく、子孫に對ひては不慈と云ふ者と成るを思はざる痴心と云ふべし、況て此瑞穂を日々に賜りながら外夷を尙び中國を卑しむる限に至りては、人なるか禽獸なるか、恐らくは性を禽獸に得て形は人と生來ぬるなる可し、記傳十三(四丁)に、抑皇國は萬の物も事も異國々より優れる中にも、稻は殊に今に至るまで萬國に勝れて美たきは、神代より深き所由有る事ぞ、今世諸人斯る美たき皇國に生れて斯る美たき稻穂を朝暮に賜はりながら、皇神の恩頼をば思ひ奉らで由無き蕃國の事のみ思抜かふは如何にぞも」と云はれたる、實に瑞穂國の忠臣は唯此翁一人のみぞ有ける、今一例を示す可し、大同本記水取文に天神より仰せ給へらくは、天忍石乃長井乃水乎取八盛天、誨給久、此水持下、天照皇太神乃御饌八盛、又皇孫命乃御水八盛獻天、遺水波天忍水止云天食國乃水於爾灌和天獻初、又御伴天降奉仕神等八十伴乃諸人仁毛、斯水乎令飲詔天下奉支と有る、此事を中臣壽詞には天忍雲根神乎天二上

仁奉上下、神漏岐神漏美命乃前仁受給波里申仁、皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志國乃水爾、天都水邊加五奉止申世止、云々と有りて、此國中にて用ふる水の事を、皇御孫尊の御膳都水の由を以て乞奉らしとなり、然るに天神より其水を賜はるにて、先づ皇太神と皇御孫尊の御饌に奉る可き由を宣ひ、次に御伴神等天下の八十伴の諸人にも令レ賜らる可き事を宣給へるにて、凡て天神より御事依の御物は先づ皇御孫尊に授けさせ給ひ、天下の人民には皇御孫尊より令レ賜へるなり)○吾子孫可王之地は、上には天忍穗耳尊に係て詔ふ所なる故に吾兒可王之地也とは有るを、此は其御子瓊々杵尊に更に聞えさせ給ふ所なるを以て吾子孫とは有るにて、古語拾遺も此に同じ、海宮遊行章第三ノ一書に吾子孫八十連屬、第六ノ一書に生子八十連屬と有りて、八十連屬、此云野素豆々企、雄略天皇十四年御紀に子々孫々八十聯綿と有るなどは、子孫をも生兒の字の如く宇美能古と訓めるなり、又敏達天皇十年御紀には子々孫々と書きて下に古語云生兒八十綿連々と其訓を注されたり、續紀第廿五詔にも生子乃八十都岐爾自仕奉報倍久と見え、萬葉廿(五十丁)に、須賣呂伎能、安麻能日繼等、都藝久流、伎美能御代々々、加久佐波奴、安加吉許己呂乎、須賣良幣爾、伎波米都久之豆、都加倍久流、於夜能都可佐等、許等太豆氏、佐豆氣多麻敵流、宇美乃古能、伊也都藝都伎爾と有りて、此は祖先に對へて子孫と云へり、又天孫本紀天皇本紀には生々世々子々孫々八十聯綿と有り、此に依りて纂疏には子孫謂子々孫々也と注させ給へり、實に然る言なり、故續紀第一詔に高天原爾事始而、遠天皇御世中今至麻呂爾、天皇御子之阿禮坐乎、彌繼々爾、天都神乃御子隨母、天坐神之依之奉之隨、第四詔に高天原與利天降坐乎、天皇御世乎始而、中今爾至麻呂爾、天皇御世々々云々と有るを始として、右の意味なる詔詞の多在るは、此に是吾子孫可王之地也と詔給

へる如くして、天下に君王と御在し坐して御世々々を繼ぎ給へる御旨にて、其原は此の神勅を證として詔給へる御事申すも更なり、(但古事記平國の時の詔に、此葦原中國者、我御子之所知國、言依所賜之國也と有は、其天忍穗耳尊を我御子と詔給へるなれども、瓊々杵尊の御天降の所にも、吾御子爲_三天降_一之道云々と有りて、此は御孫に當らせ給へれども吾御子と宣へり、然るは傳十四、十六卷に注し奉るが如く、何世の末なるをも天神御子とも日之御子とも稱奉る御事にし在りければ、御紀に上を吾兒此を吾子孫と書分られたるは却に古意には非ざるにや、次なる猿田彥神の所に天照太神之子所幸云と有るぞ古の任にて愛たかりける、然れば此の吾子孫なども吾御子之繼々など訓奉ら將欲し)○爾皇孫の爾は美麻斯と訓むべし、如此く汝某と人名の上に汝、字を置く例は傳十二に注せり、○就而は例の如く伊傳坐氏と訓む事にて、古事記に此葦原水穗國者、汝所知國、言依賜、故隨_レ命、以可_三天降_一と有に當る所にて、即其御天降の御事を促がし聞えさせ給へるなり、○治焉は可知看と訓み奉る可し、即謂ゆる寶祚を所知食させ御在し坐すべき義なる事、次に寶祚之隆云々と有るは上に寶祚の言有て、其を承くる所なるを以て曉る可きなり、此御事は甚々深き所以有る御事にて、已に傳卅に其大略をば明らかめ置きしかども、今此に當りて其説を盡す可きなり、紀記に被_レ載たる此件の御言依共に此に條々に注せれば今云ふ限に非ざるを、其外に甚止事無き傳説共なむ有りける、此治焉に相照して讀み奉る可き者は、孝德天皇大化元年御紀詔に惟神(惟神者、謂_レ隨_三神道_一、亦自有_三神道_一也)我子應_レ治、故寄是以與_三天地之初_一君臨之國也と見えたる、惟神我子應_レ治と有るは、此時の大命にて、此に葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可_レ王地也と見えたと同じ意味なる中に、殊に惟神の御言はしも君臣の大義天下の大道の所在にして、

其旨廣き事天地の如く、其趣明らかき事日月に等同しく、甚も尊く辱き皇祖天神の恩賜にして、皇御孫尊の珍寶と齋かせ給ふ可き大命なる事次に述ぶるが如し、大殿祭詞に皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐氏、天津日嗣_乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國_乎安國_止平久所知食_止、言寄奉賜_比氏、大祓詞に我皇御孫之命_波、豐葦原乃水穗之國_乎安國_止、平久所知食_止、事依志奉_比伎、大殿祭詞に皇御孫命_波、豐葦原乃水穗國_乎安國_止、平久所知食_止、天下所寄奉_比時爾、鎮御魂齋戶祭、遷却崇神詞なるも右に同じく、中臣壽詞に皇孫尊_波高天原_仁事始_天、豐葦原乃瑞穗國_還安國_止、平久所知食_天、天都日嗣乃天津高御座_仁御坐_天、天都御膳_還長御膳乃遠御食_止、千秋乃五百秋_仁、瑞穗_還平久安_久、由庭_仁所知食_天、事依志奉_比など有には少づつ事に異りは有と雖も、皆此時の皇祖天神の大命なる事申すも更なり、又續紀第五詔第十四詔第廿三詔などにも、高天原_爾神留坐、皇親神魯岐神魯美命、吾孫將知食國、天下_止與佐_斯奉_志麻爾々々、高天原_爾事波自米而、四方食國天下乃政_乎、彌高彌廣_爾、天日嗣_止高御座_爾坐而とも所見たり、(右の如く其事がらに依て少の相違は有る事ながら、其大旨に於て異なる所無きは、皆此時の一時なるを様々に分れたりし者なり、右の中に高御座と云ふ事は傳廿九卷に明らかめ、食國と云ふ由は傳六卷廿九卷に委しく注し置きたりければ、今は其餘の事共を説くべきなり) 惟其惟神を受けて次に今者隨在天神屬_可治平_一之運_波、使_レ悟_三斯等_一而治_レ國治_レ民、是先是後と結ばせ給へるに、其には隨在天神_ノ字を用ひさせ給へり、然して其本注に惟神者謂_レ隨_三神道_一亦自有_三神道_一也と注させ給へるは、惟神と云ふ古語の義を傳へ給へる古傳の意を明らかめさせ給へるなり、惟此に神道と云ふ事二所有る、其先なる隨神とは直日靈に天雲の向伏限谷蟻の狹度る極み、皇御孫命の大御食國と定まりて、天下には荒振神も無く不伏ぬ人も無く、

の隨にの義なるは更にて、二(廿七丁)に、飛鳥之、淨之宮爾、神隨、太布座而、天皇之、敷坐國等、又(三十五丁)定之、水穗之國乎、神隨、太布座而、又云、常宮跡、高之奉而、神隨、安定座奴、又(三十六丁)久堅乃、天宮爾、神隨、神等座者、五(十三丁)に、可武奈何良、可武佐備伊麻須、久志美多麻、伊麻能遠都豆爾、又(三十一丁)高光日御朝庭、神奈我良、愛能盛爾、十七(四十一丁)に、可無奈我良、彌奈爾於婆勢流、又(四十一丁)等許奈都爾、氣受底和多流波、可無奈我良等會、十八(廿一丁)に、御食國、左可延牟物能等、可牟奈我良、於毛保之賣之互、十九(三十九丁)に、神奈我良、吾皇乃、天下、治賜者、又(四十二丁)安美知之、吾大皇乃、神奈我良、於母保之賣志氏、二十(廿五丁)に、可武奈我良、和其大王乃など有るを、又那を略きても云へり、二(四十一丁)に、神柄加、幾許貴寸、六(十丁)に、神柄加、見欲賀藍、十七(三十四丁)に、可牟加良夜、會許婆多數刀伎、又(四十丁)登己奈都爾、見禮等母安可受、加武賀良奈良之と有る是なり、其十三(九丁)に、蜻島、倭之國者、神柄跡、言舉不爲國と有るを、其竝に葦原、水穗國者、神在隨、事舉不爲國、と有るを以て其同語なる事を知るべきなり、偕此惟神を隨_レ神道_一と注させ給へるを詳に徴す可き明文有り、用明天皇前御紀に天皇信_レ佛法、尊_レ神道_一と見えたるに、其孝德天皇前御紀には其天皇の御事を尊_レ佛法、輕_レ神道_一(割_レ生國魂社樹_一之類是也)と見えたるは、互に反對なる御事にて、其尊_レ神道_一は隨_レ神道_一と云ふに等しく、此輕_レ神道_一は神武天皇戊午年御紀詔に今我日神子孫而向日征_レ虜、此逆_レ天道_一也と有る天道とは、天神之道と云ふ事にて、逆は輕と此にては通ひて其は輕_レ天神之道_一と云ふべく、此は佛を尊ませ給ひ、異端に互らせ給へるを以て、逆_レ神道_一と申す可きが如し、故亦其詔に不若退還、示_レ弱、禮_レ祭神祇、背負_レ日神之威、隨_レ

影壓_レ躡と見えたる、禮_レ祭神祇_一は謂ゆる隨_レ神道_一なり、然して背負_レ日神之威_一とは亦自有_レ神道_一にて、即其任にて御在し坐す由なりければ、神道の隨に物爲させ給ふ事を惟神と申すが本にて、神にて御在し坐す任にの意に用ひたるは却りて意の轉れる者なりけり、(又皇極天皇前御紀に天皇順_レ考古道_一而爲_レ政也と有る古道は、本より古昔より傳來れる神道を云ふ事なるが、其順考の字は禮表記に考_レ道以爲_レ無_レ失と有るに依れる字ならむ、故に加賀閭氏と訓む事なれども、順_レ字に當る言無かりければ二字志多賀比氏と訓むべくして、此の隨_レ神道_一と事の同じきを、文を成して書されたりし者なりけらし、又詔詞解に隨神は天皇の御事には何事にも神ながら云々と申す事にて、天皇は現御神と申して實に神に坐すが故に、神にて坐す任に物爲給ふ由なり」と云れたり、然る時は惟神と云ふは當然と云ふ字にも當る可からむを、近頃老莊の自然又は無爲などの字に當て説を成せる類は、正史を讀む事の疎きに依れるなり)故其前御紀に天皇云々召_レ集群臣盟曰と有て、帝道唯一と詔給ひて下に自今以後、君無_レ二政_一、臣無_レ貳朝_一と云ふに對へさせ給へり、其帝道と云ふは即神道と申す事にて、古語拾遺に謂ゆる君神一體の御義にして、神道即帝道にして二有るに非ざるが故に唯一とは詔給へるにて、惟神_一の字を用ひさせ給へると同じ御意味なる者なり、然して君無_レ二政_一と云ふは惟神なる神道に隨はせ御在し坐して、唯帝道のみを修めさせ御在し坐さむと云へる御趣になむ有りける、此に相應へたる文は右に引ける惟神(惟神者謂_レ隨_レ神道_一亦自有_レ神道_一也)我子應_レ治、故寄、是以與_レ天地之初_一君臨之國也と有る是にて、此の御事依の時の大命のみぞ有りける、此に吾子孫可_レ王之地也と有るを、古事記には汝所_レ知國言依賜と有りて、天下に君主と坐して國土を所知食させ御在し坐す天津日嗣高御座の大御業はしも、唯惟神なる帝道唯一の

み有る趣なり、若て其應治は此の治焉と一に爲て、此を體と爲て其用は修理固成の四なる事傳五、十七、廿七の卷々に注せる事右に注せるが如し、然れば其御事依の御事共に就て此治焉の體用を少か事の序なれば云ひてむに、其修と云ふ義はしも此に葦原千五百秋の瑞穗國、是吾子孫可王之地也、又第二ノ一書に天照太神云々、又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒など見えたるは、右に引ける大殿祭詞中臣壽詞等に見えたる筋の事にて、此は田園を開墾せ給ひ農桑を起し給ひ租稅調庸を令貢給ふ大御政に御在し坐して、天津日繼を所知食す大御業にし在りければ此に勝れる重事は御在し坐さざるなり、即出雲神賀詞に謂ゆる現事是なり、若て理と云ふは第二ノ一書に高皇產靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、云々、是時天照太神手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡と有るは神祇を治め奉らせ給ふ道にて、此を以て天下人民を治めさせ給ふ天津高御座の大御業を申し奉れるなれば、即其詞に謂ゆる顯事是なり、其現事顯事の所以は傳廿九、卅一に注せるを見るべきなり、次に固と云ふは此に又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天細女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉と有る類にて、其陪從の神等に其職掌有て固執る所を以て令仕奉給へるにて、此は修の用なり、次に成と云ふは第二ノ一書に宜汝天兒屋命太玉命、降於葦原中ノ國、亦爲吾孫奉齋焉、乃使二神陪從天忍穗耳尊、以降之、又は復勅天兒屋命太玉命、惟爾二神、亦同侍殿内、善爲防護と有る如きは、其成す可き事を令成て使給ふ由にて成は理の用なり、事を細かに云ふ時は限も無き事には在れども、此に擧げたる所を以て其大凡をば知るべきなり、是ぞ惟神我子應治と事依し給へる神道にして、此神道に

隨はせ給ひ天地の初より天下に君主と御在し坐て國土を治させ給ひ、天壤と共に行はせ給ふ帝道唯一と云ふ御旨には有りける、(又其大化二年御紀詔に夫君於天地之間而、宰萬民者、不可獨制、要須臣翼、由是代々之我皇祖等、共卿祖考、俱治、朕復思、欲蒙神護力、共卿等共治と有る御旨をも思合す可し、其蒙神護力とは皇祖天神の神道に隨ひて天下を所知看させ給ふ時は、神祇の守護自有て其神道の行はる、由を詔給へり)○行矣は、私記に左介久と有りと雖も、通本に従ひて佐伎久と訓むべきなり、此言は傳廿、廿九に注せるが如く、寶鏡開始章第三ノ一書素戔嗚尊の御辭見の御詞に請姊照臨天國、自可平安と申給ひ、此正書大己貴神の國避の御時に廣才を奉らせ給ひて、天孫若用此才治國者、必當平安と申させ給へると同じ旨なる御事にして、此は天神御子を天降し給へるに就て此御言を奉らせ給へるなり、纂疏に行矣者送行之詞と注させ給へるぞ實に謂れたる、此は其幸行す先には恙無く御在し坐せ奉り給ふと爲て壽稱へさせ給へる御言にて、萬葉四(三十九丁)に、不相見面、氣長久成奴、比日者、奈何好去哉、言借吾妹、五(三十一丁)好去好來歌に都々美無久、佐伎久伊麻志豆、速歸坐勢、七(十六丁)に好去而、亦還見、云々、九(三十丁)に、鹿兒自物、吾獨子之、草枕、客二師往者、竹珠乎、密貫垂、齋戶爾、木綿取四手而、忌日管、吾思吾子、好去有欲得、十三(三三丁)に、新夜乃、好去通牟事許、夢爾令見社、劔乃、齋祭、神二師座者、十七(廿丁)に、泉河、伎欲吉波良爾、馬駐、和可禮之時爾、好去而、安禮可幣里許牟、平久、伊波比底待登、廿(十三丁)に。丈夫、情布里於許之、等里與會比、門出乎須禮婆、多良知禰乃、波々可伎奈壘泥、若草乃、都麻波等里都吉、平久、和禮波伊波々牟、好去而、早還來等など、好去は旅行く人を送るに必云ふ詞なるが、齊明天皇五年御紀

に得^{ホラカナルコト}平^{コト}安^{コト}と竝べて得^{サキクハハルコトナリ}好^{コト} 在^{コト}と有るに、漢籍に行矣を好去と通ふ狀に云へれば、訓は與久由久なれども意は佐伎久と心得て違はず、其意にて萬葉十七(十五丁)に、久佐麻久良、多妣由久吉美乎、佐伎久安禮等、伊波比倍須惠都、安我登許能弊爾と有るなど猶餘多見えたり、凡て佐伎久は先往と云ふ事にて、此方より伸行て滯滞り障礙る所無き意の言と見えたれば、事無くて速々と其就坐す可き國に平安けて御在し坐さしめ奉らせ給ふ由の御祝辭になむ有りける(通證に右の歌を引きて言欲^ニ旅途有^ニ幸福^ニ而、居^ニ齋瓶^ニ于床^ニ上^ニ祈^レ之也、漢書外戚傳、行矣強飯勉^レ之、師古曰、行矣、猶^ニ今言^ニ好去^ニと注されたり、此にて好去も佐伎久とも訓むなる事を曉る可し、然るを萬葉には好去と書けるを何れなるを與志由伎氏と訓めるは例に違へり、與久由伎氏とは訓みつ可きなり) 倭右の如く行矣は御發途の御時に當りて、其御在し坐し著かせ給ふまでの御平安祝を奉らせ給ふ意と見て敢なむかなれども、此御言次なる寶祚之隆、當^下與^二天壤^一無^レ窮者矣までに係れると思しきなり、此に行矣の字は御途中のみの義を以て書かれたるなれども、其由の古き御祝辭の有りけるを、然切めて書かれたるかと思ふ由有り、其は出雲神賀詞に是^ニ親神魯伎神魯美乃命^ニ宣^レ久、汝天穗比命、天皇命能^ニ手長大御世乎、堅磐爾常磐爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波爾奉、仰賜^志次乃隨爾、供齋仕奉^レ、朝日乃豐榮登爾、神乃禮自利臣能禮自登御禱乃神寶獻^レ良久登奏と有るは、皇祖天神の天命に依りて皇御孫尊の大御世を祝奉る由なるが、白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相爾、明御神能大八島國所知食天皇命能、手長大御世乎、御横刀廣爾誅堅米、云々、麻蘇比乃大御鏡乃面乎、意志波留志天見行事能已登久、明御神能大八島國乎、天地日月等共爾、安久平久知行事能志太米止、御禱神寶乎擊持^レ云々と有るは、右の天皇命能手長大御世云々の御言の義を解けるが如くにし

て、此の天壤無窮の神勅の意と大に同じきを以て思ふに、此の行矣に當る所に必右の如き御言は有つらむとこそ思へたれ、其は伊勢太神宮月次祭神嘗祭詞に、天照坐皇太神乃大前爾申進爾、天津祝詞乃太祝詞乎、神主部物忌等諸聞食止宣と有りて、次に天皇我大命爾坐、御壽乎手長乃御壽止、湯津如磐村、常磐堅磐爾伊賀志御世爾幸爾給比、阿禮坐皇子等乎毛惠給比、百官人等天下四方國能百姓爾至^レ万天、長平久作食留^レ五穀乎毛、豐爾令^レ榮給比、護惠比幸給止と有りて、其下に月次祭詞には大中臣太玉申爾隱侍天、云々、稱申事乎と有るを、神嘗祭詞には大中臣太玉申爾隱侍天、云々、天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎、神主部物忌等諸聞食止宣と云ひ結めたりければ、右の天皇我大命爾坐と有るより以下は天津祝詞の太祝詞にして、其天津祝詞の太祝詞と云ふは傳廿に注るが如く神語とも云ひて、皇祖天神の詔給へる詔命を法と爲て宣へる事なるを、殊に右の如く神賀詞には是^ニ親神魯伎神魯美乃命^ニ宣^レ久とさへ傳りたるを以て、此の行矣に當る所の古語をしも探出すは得有るべからざる故に、此に其説を成すには至れるなり、(若然らざる時は右に天津祝詞と云ふ物はしも、此御天降の御事依に就て必有るべき事の其出る所詳ならずなむ有りけるを、今此行矣の説を成すに就て其説を得るに至れる事、實に皇神等の恩賜なり) 然して右の天津祝詞を祈年祭月次祭等の古祝詞に比べ見るに、天津神代の神語とは思めかしからざるを以て熟見るに、其古祝詞の末に皇吾陸神漏岐神漏彌命と有る命ノ字は御言なり命令なり、謂ゆる天津祝詞の太祝詞なる事灼然きを、又皇御孫命御世乎、手長御世、堅磐爾常磐爾齋比奉、茂御世爾幸爾奉と有り、此を以て右の御壽乎手長乃御壽止云々と有る天津祝詞の此に在る事を知べきなり、又右に天下四方國云々は古祝詞に、皇神能見^ニ露志坐^ニ四方國者^ニ天能壁立^ニ極、國能退立^ニ限、青雲能霧^ニ極、白雲能墜坐^ニ向伏^ニ限、云々、狹國者廣久、峻國者平久、遠國者

八十綱打掛引寄如事、皇太御神能寄奉渡、荷前者皇太御神能大前爾、如横山打積置、殘乎波平間食と有し神語なるを、後に神郡を定められ神戸を寄せられたりし時世に合せて、文をば右の狀に被改たりと雖も、其本著く所は古き天津祝詞に出でたる故に、後なるをも天津祝詞の太祝詞とは云ふなり、然して右の古祝詞の趣意は此に葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、と有る御趣意の委しきが如くなるを以思ふに、又皇御孫命御世乎手長御世云々は、此の行突に正しく當れる所にて、無窮の寶祚を壽稱へさせ御在し坐せる天津祝詞の太祝詞なる事論を跋たすして明らかなる者なり、其手長御世を神賀詞後釋に手長は足長の意にても有らむか、萬葉二(二十三丁)に、大王乃、御壽者長久、天足有と有り」と云はれし如く、倭姬命世記に齡の老給へる事を吾日足敷宜と有る是なり、堅磐爾常磐爾と有る爾は辭には非ず、如の言にして如垣磐一如床磐と云はむが如し、齋比奉の齋は往延の意にして、惡事の無くして善事の進む義なり、茂御世爾は大殿祭詞に五十櫃御世と有るが如く八桑枝と云ふに等しく、物に借りて茂く昌なる事を譬へさせ給へり、幸爾奉とは右に注せるが如く平安と書きて佐伎久と訓と等しく、御世平安く御在し坐さしめ奉らせ給ふ由なりければ、此天津祝詞の太祝詞を以て天壤無窮の神勅を摠括する事と我は思定むる事になむ有りける、(其御言の皇祖天神の神勅なる事は此詞と神賀詞とのみならず、大御巫祭神の祈年月次祭詞にも、皇御孫命御世乎、手長御世云々、幸爾奉、故皇吾陸神漏伎命神漏彌命云々、と有て太神宮のと同じきを、殊に此は第二一書に高皇產靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境云々の御言に依れる御事なるに就ても、右の天津祝詞は此時の御言なりし事愈明らかなり)○寶祚之隆、當與天壤無窮者矣は、拾遺には者字無し、口訣に萬代無窮之眞文

也と云はれたり、釋に如大倭本紀初天地本紀者、子々孫々千々萬々云々と有り、然れば天書卷第二に是後天照太神(中略)勅天杵尊曰、葦原中國、是吾子孫可王之國也、宜爾天杵尊就而治之矣、寶位之隆、當共無窮天壤者也と見えたる、如此く有りけるにや、然れども然云ふは委しきに似たれども天壤と無窮の語空しく成るべし、如何と成れば子々孫々は右に例を擧げたる如くは字美能古能と訓むべし、千々萬々は古語に訓むとも千繼萬繼など訓むより外無かる可し、此は子孫八十連屬など云ふ事の有るを足らず思ひて、其よりはと加上して千々萬々と云へるならぬも、縦や億兆の數名を以て云ふとも、天地の常在なるに合せて猶限れる數にて終に盡す事能はざるなり、又子孫八十連屬と云ふは僅なる事の如くなれども、我よりも八十連屬、子よりも八十連屬、孫よりも八十連屬と云ふ事にて、子孫と云ふ者の有らむ限は天地と共に盡くる期有るべからざるなり、千々萬々と云ふは大なるが如くして限有り、八十連屬と云ふは小なるが如くして限無しと雖も、其すらに此には立入難き所なるを、然云ひては古語の狀には似てしも著かざる者なりければ、釋に引きたりとて惑ふ可きには非ざるなり、(然る時は天書記なるも御紀の神勅に本著き右の二書を合せて文を成せる者と見えたり、殊に文字の錯置など見苦しき者なり)○寶祚は、古事記國避段には天津日繼と書れたり、神武天皇御紀甲寅年に、余謂、彼地必當足下以恢弘天業、光宅天下、戊午年に大哉赫矣、我皇祖天照太神、欲以助成基業乎、辛酉年に初天皇草創天基之日也云々など有るを始と爲て、御紀の文例として即位又即天皇位又即位又踐祚を天津日繼所知食と訓み奉り、皇太子又太子をば日繼之御子と訓み奉る可き定格なり、古語拾遺の同段にも令朝四方之國、以觀天位之貴と記したるも然訓むべきなり、崇神天皇前御紀に謹慎崇重神祇、恒

有_レ經_レ綸_レ天_レ業_レ之_レ心_レ、又四年に惟我皇祖諸天皇等、光_レ臨_レ宸_レ極_レ者、豈爲_レニ身_レ乎、蓋所_レ以_レ司_レ收_レ人_レ神_レ經_レ綸_レ天下_レ、故能世_レ闡_レ玄功_レ、時流_レ至_レ德_レ、今朕奉_レ承_レ大_レ運_レ、愛_レ育_レ黎_レ元_レ、何當_レ聿_レ邁_レ皇祖_レ之_レ跡_レ、永保_レ無_レ窮_レ之_レ祚_レ(下略)とも有り、顯宗天皇元年御紀に陛下正統、當_レ奉_レ鴻_レ緒_レ、爲_レ郊_レ廟_レ主_レ、承_レ續_レ祖_レ宗_レ無_レ窮_レ之_レ烈_レ云々、宜_レ奉_レ兄_レ命_レ、承_レ統_レ大_レ業_レ、繼_レ體_レ天皇元年御紀に慈仁孝順、可_レ承_レ天_レ緒_レ、翼_レ懇_レ勸_レ進_レ、紹_レ隆_レ帝_レ業_レ、皇極_レ天_レ皇_レ四_レ年_レ御_レ紀_レに當_レ居_レ天_レ子_レ也、又鞍作盡滅_レ天_レ宗_レ、將_レ傾_レ日_レ位_レ、豈_レ以_レ天_レ孫_レ代_レ鞍_レ作_レ耶、持_レ統_レ天_レ皆_レ二_レ年_レ御_レ紀_レ皇_レ祖_レ等_レ之_レ騰_レ極_レ次_レ第_レと有_レる_レ下_レに、古_レ云_レ日_レ嗣_レと見えたり、其外にも天位帝位實位など有_レる_レ高_レ御_レ位_レと訓_レめる、其も然_レる_レ事_レには有_レれども天津日繼と訓_レみて宜_レしき所も有_レる_レなり、名義は日繼は御繼と申_レす事_レなる可_レし、綏靖天皇前御紀に神八井耳命より天皇に申し給_レへる_レに、宜_レ哉_レ乎、汝_レ之_レ光_レ臨_レ天_レ位_レ、以_レ承_レ皇_レ祖_レ之_レ業_レ、吾_レ當_レ爲_レ汝_レ輔_レ之_レ、奉_レ典_レ神_レ祇_レ者_レと見え、應_レ神_レ天_レ皇_レ四_レ十_レ年_レ御_レ紀_レに立_レ克_レ稚_レ郎_レ子_レ爲_レ嗣_レと有_レる_レを、古_レ事_レ記_レには宇_レ遲_レ能_レ和_レ紀_レ郎_レ子_レ、所_レ知_レ天津_レ日_レ繼_レ也_レと記_レされ、又_レ右_レに引_レける_レ顯_レ宗_レ天_レ皇_レ御_レ紀_レに陛_レ下_レ正_レ統_レ當_レ奉_レ鴻_レ緒_レ、繼_レ體_レ天_レ皇_レ前_レ御_レ紀_レに小_レ泊_レ瀨_レ天_レ皇_レ崩_レ、元_レ無_レ男_レ女_レ、可_レ絶_レ繼_レ嗣_レと有_レりて、元_レ年_レに可_レ承_レ天_レ緒_レの_レ語_レ有_レり、續_レ紀_レ第一_レ詔_レに高_レ天_レ原_レ事_レ始_レ而_レ、遠_レ天_レ皇_レ祖_レ中_レ今_レ至_レ麻_レ呂_レ天_レ皇_レ御_レ子_レ之_レ阿_レ禮_レ坐_レ彌_レ繼_レ々_レ爾_レ、大_レ八_レ島_レ國_レ所_レ知_レ次_レ止_レ、天_レ都_レ神_レ之_レ御_レ子_レ隨_レ母_レ、天_レ坐_レ神_レ之_レ依_レ之_レ奉_レ之_レ隨_レ、此_レ天_レ津_レ日_レ嗣_レ高_レ御_レ座_レ之_レ業_レ止_レと有_レる_レは殊_レに判_レ然_レに見_レえたり、萬_レ葉_レ十八_レ(廿_レ丁_レ)に、須_レ賣_レ呂_レ伎_レ能_レ、神_レ乃_レ美_レ許_レ等_レ能_レ、御_レ代_レ可_レ佐_レ禰_レ、天_レ乃_レ日_レ嗣_レ等_レ、之_レ良_レ志_レ久_レ流_レ、伎_レ美_レ能_レ御_レ代_レ々々、十九_レ(三十九_レ丁_レ)に、千_レ代_レ累_レ、彌_レ嗣_レ繼_レ爾_レ、所_レ知_レ來_レ流_レ、天_レ之_レ日_レ繼_レ等_レ、廿_レ(五十一_レ丁_レ)に、須_レ賣_レ呂_レ伎_レ能_レ、安_レ麻_レ能_レ日_レ繼_レ等_レ、都_レ藝_レ豆_レ久_レ流_レ、伎_レ美_レ能_レ御_レ代_レ々々と有_レる_レなど、日_レ繼_レには御_レ代_レを_レ繼_レ行_レく_レ事_レを_レ詠_レみ、續_レ紀_レ第_レ廿_レ三_レ詔_レに天_レ日_レ嗣_レ高_レ御_レ座_レ乃_レ業_レ云々、日_レ繼_レ止_レ定_レ賜_レ皇_レ太_レ子_レ爾_レ授_レ賜_レ久_レ止_レ宣_レと有_レは、皇_レ太_レ子_レを_レ御_レ嗣_レと

申_レせる_レなり、第_レ廿_レ七_レ詔_レに岡_レ宮_レ御_レ宇_レ天_レ皇_レ乃_レ日_レ繼_レ波_レ、加_レ久_レ且_レ絶_レ奈_レ止_レ爲_レ、女_レ子_レ能_レ繼_レ爾_レ波_レ在_レ止_レ母_レ、欲_レ今_レ嗣_レ止_レ宣_レと有_レる_レも、草_レ壁_レ皇_レ子_レの_レ御_レ後_レを_レ云_レふ_レにて御_レ繼_レなり、古_レ事_レ記_レ序_レにも勅_レ語_レ阿_レ禮_レ、令_レ誦_レ習_レ帝_レ皇_レ日_レ繼_レ及_レ先_レ代_レ舊_レ辭_レと有_レる_レも、天_レ皇_レの_レ御_レ世_レ次_レの_レ御_レ事_レを_レ日_レ繼_レとは_レ申_レせる_レなり、萬_レ葉_レ一_レ(廿九_レ丁_レ)に、吾_レ大_レ王_レ、物_レ莫_レ御_レ念_レ、須_レ賣_レ神_レ乃_レ、嗣_レ而_レ賜_レ流_レ吾_レ莫_レ勿_レ久_レ爾_レと有_レる_レ吾_レは、天_レ皇_レを_レ指_レし_レ奉_レり、須_レ賣_レ神_レは_レ天_レ照_レ太_レ神_レを_レ指_レし_レ奉_レり、嗣_レ而_レ賜_レ流_レは_レ天_レ津_レ日_レ繼_レの_レ次_レを_レ受_レ繼_レが_レせ_レ御_レ在_レし_レ坐_レす_レ由_レにて右_レの_レ第一_レ詔_レの_レ意_レなり、然_レれば_レ天_レ津_レ日_レ繼_レと_レ申_レし_レ奉_レる_レは_レ記_レ傳_レ十四_レ(三十七_レ丁_レ)に、天_レ津_レ日_レ太_レ御_レ神_レの_レ大_レ御_レ任_レを_レ受_レ傳_レへ_レ坐_レして、其_レ大_レ御_レ業_レを_レ嗣_レに_レ所_レ知_レ看_レす_レ由_レの_レ御_レ稱_レなり」と云_レは_レれ_レし_レ如_レく_レにて、天_レ照_レ太_レ神_レの_レ吾_レ子_レ孫_レ可_レ王_レ之_レ地_レと_レ詔_レ給_レへ_レる_レ大_レ御_レ命_レを_レ受_レ繼_レが_レせ_レ御_レ在_レし_レ坐_レして、天_レ地_レの_レ間_レに_レ君_レと_レ坐_レす_レ御_レ職_レを_レ稱_レ奉_レる_レ尊_レ號_レなる_レ事_レ、右_レに_レ注_レせる_レ事_レ共_レを_レ以_レて_レ明_レら_レめ_レ奉_レる_レ可_レく_レな_レむ_レ有_レける、(出_レ雲_レ神_レ賀_レ詞_レに_レ是_レ爾_レ親_レ神_レ魯_レ伎_レ神_レ魯_レ美_レ命_レ宣_レ久_レ、汝_レ天_レ穗_レ比_レ命_レ、云々登_レ仰_レ賜_レ次_レ乃_レ隨_レ爾_レと有_レる_レは、天_レ穗_レ日_レ命_レより_レ出_レ雲_レ國_レ造_レの_レ繼_レ々_レに_レ仕_レ奉_レる_レ事_レを_レ次_レ乃_レ隨_レ爾_レと云_レひ、其_レ結_レに_レ天_レ津_レ次_レ能_レ神_レ賀_レ吉_レ詞_レ白_レ賜_レ久_レ登_レ奏_レと有_レる_レ天_レ津_レ次_レとは、天_レ上_レより_レ仕_レ奉_レ來_レる_レ次_レ第_レを_レ云_レへ_レり、此_レを_レ例_レと_レ爲_レる_レには_レ非_レざ_レれ_レども、天_レ津_レ日_レ繼_レと_レ申_レし_レ奉_レる_レも_レ天_レ上_レより_レ次_レの_レ隨_レに_レ次_レ々_レに_レ受_レ繼_レが_レせ_レ給_レふ_レ由_レなり)又_レ記_レ傳_レに_レ云_レは_レく_レ大_レ國_レ主_レ神_レの_レ此_レに_レ如_レ天_レ神_レ御_レ子_レ之_レ天_レ津_レ日_レ繼_レ所_レ知_レ之_レ登_レ陀_レ流_レ天_レ之_レ御_レ巢_レ而_レと有_レる_レに_レ就_レて_レ別_レに_レ今_レ一_レの_レ考_レ有_レり、繼_レは_レ借_レ字_レ給_レにて、天_レ津_レ日_レ太_レ御_レ神_レの_レ給_レ寄_レし_レ賜_レふ_レ物_レを_レ受_レ納_レれ_レ知_レ看_レす_レや_レ天_レ津_レ日_レ繼_レ所_レ知_レとは_レ申_レせる_レが、給_レ寄_レし_レ賜_レふ_レ物_レとは_レ即_レ天下_レの_レ百_レ姓_レの_レ奉_レ進_レる_レ御_レ都_レ岐_レ物_レにて、是_レ即_レ天_レ照_レ日_レ太_レ御_レ神_レの_レ天_レ皇_レに_レ給_レ寄_レし_レ賜_レふ_レ物_レなり、御_レ都_レ岐_レ物_レを_レ拾_レ遺_レ集_レ大_レ嘗_レ會_レ風_レ俗_レ歌_レに、滯_レる_レ事_レも_レ非_レじ_レな_レ近_レ江_レなる_レ、陪_レ膳_レの_レ火_レの_レ海_レ人_レの_レ日_レ繼_レは、又_レ賀_レに、朝_レ未_レき_レ霧_レ生_レの_レ岡_レに_レ立_レつ_レ雉_レは_レ千_レ代_レの_レ日_レ次_レの_レ初_レなり_レけり、平_レ兼_レ盛_レ集_レに、大_レ嘗_レ會_レ歌_レ日_レ貢_レ物_レ絶_レえ_レず_レ供_レふ_レる_レ東_レ路_レの_レ勢_レ多_レの_レ長_レ橋_レ音_レも_レ轟_レに、又_レ右_レの_レ拾_レ遺_レ集_レに_レ收_レれる_レを、萬_レ代_レを_レ持_レぞ_レ榮_レえ_レむ_レ近_レ江_レなる_レ、陪_レ膳_レの_レ濱

の海人の日貢は、萬代集に、御狩爲る高の小山に立つ雉や君が千年の日次なるらむ、新千載集に、遅く疾き民の早苗に御貢物、絶えぬ日繼の程ぞ知らる、寶治御百首に、道邊の山田の御注連引延て、長き日次に早苗採るなり、など記せり、其給寄し給ふ物の中には稻を主と爲り、其由は書紀に天照太神又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾見、と有る是なり、中臣壽詞に皇孫尊、高天原仁事始、豐葦原乃瑞穗國、安國止平久所知食、天都日嗣乃天都高御座仁御坐、天都御膳長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋、瑞穗平久安久、由庭仁所知食止事依奉、天孫坐云々と有と、大殿祭詞に皇我宇都御子皇御降之命、此乃天津高御座坐、天津日嗣乎萬千秋乃長秋、大八洲豐葦原瑞穗之國、安國止平久所知食、言寄奉賜比と有るとを合せて日給の意を思ふ可し、偕天津日嗣乎萬千秋と續きたるは、全天照太御神の給寄し賜ふ大八洲國の稻穂を萬千秋の長秋に所知食せとの意なり、彼の中臣壽詞のは大嘗に就て申す故に由庭仁所知食と云ひ、大殿祭詞は天下を所知食す凡ての御上にて申す故に瑞穗國乎所知食と云へる、共に指物は同じき稻穂にて、其中に主とし首と爲るは齋庭之穂を詔ひ寄して、其中に天下の百姓の奉貢る稻又種々の御調物も兼含みたり、皇御國は稻に殊なる深き故有りて、右の如く太御神の嚴重き大詔も坐して、後世に至るまでも萬の政の有るが中にも大嘗を又無き大事と爲給ふ者ぞ、然れば天津日繼所知食と申せば、即天下を所知看す御事にも成れるなりけり(補意)と云はれたるは意表に出でたる古今の名説なるに力を得て思ふに、先づ御貢と云ふは日日の御物を奉るに起れるなりけり、下に古事記の天宇受賣命の諸魚を追聚て問言汝者天神御子仕奉耶と有る事を注して引けるが如く、仁德天皇前御紀の苞直をば古事記に大費と有るに依りて訓む事なるに、雄略天皇八年御紀には苞直と書て美都岐と訓ま

せ、又其十六年に使進應盛朝夕御饌膳器と云々、名曰贅土師部と有る御膳を、美都岐と訓ませたるも其日給の謂なる事云ふも更なり、又出雲神賀詞に白鶴乃生御調能玩物有るも供御の料に奉れるなり、萬葉一(十九丁)幸于吉野宮之時歌に、山神乃、奉御調等云々、遊副川之、神母大御食爾、仕奉等、上瀬爾、鵜川乎立、下瀬爾、小網刺渡、山川母、依氏奉流と有るも行宮に供御を奉る由なり、六(十五丁)に御食都國、日之御調等、淡路乃、野島之海子乃、海底、奥津伊久利二、鮫珠、左磐爾潛出、船竝而、仕奉之、十八(廿丁)に、之伎麻世流、四方國爾波、山河乎、比呂美安都美等、多豆麻豆流、御調寶波、可蘇倍衣受、都久之毛可彌都、又(三十二丁)萬調、麻都流都可左等、都久里多流、會能奈里波比乎と有る、此は稻を云へり、二十(廿五丁)に、伎己之米須、四方乃久爾欲里、多豆麻都流、美都奇能船者、云々、安麻乎夫禰、波良々爾宇伎豆、於保美氣爾、都加倍麻都流等、乎知許知爾、伊射里都利家理と見えたり、然れば御貢と云ふは日繼にて、實に日々供御を嗣て奉進る稱なる事灼然きが上に、古くは侍中群要に御厨子所、例事寬平九年七月四日、始定四衛府小耐日次御費、左兵衛(子辰申)右兵衛(丑己酉)左衛門(寅午戌)右衛門(卯未亥)と有りて日次と書され、近くは故實拾要に日貢御膳、是天子毎日朝晝夕三度云々供之、年中毎日如此也と有る、日貢即日貢なるにて上件の事共を明らかに足れりとなむ云ふべかりける、但播磨風土記に景行天皇行幸の事を云へるに、即欲度到阿閉津、供進御食、故號阿閉村、又捕江魚爲御坏物、故條御坏江と有るを見るに、江魚を捕り坏に盛りて捧ぐる故に御坏物と云ふに似たりと雖も、上件日貢の義と心得べき事にこそ、(此日貢は比都岐なれども、古くは比麻都理とも云ひしにや、敏達天皇六年御紀に詔置日祀部私部と有るは天皇と皇后との日々

の御膳を奉る部を置かせ給へるなり、其證は他田日奉直の系記を見るに、天穗日命の裔海上五十狹茅の子角久比直と云ふ有り、其子三人長を長止古直と云ふ、此は海上直の祖なり、次を久都伎直と云ふ、此は他田日奉直の祖なり、末を武歩田直と云ふ、此は大私部直の祖なり、其事に令_ニ仕奉_レ給へるは、此家は大伴膳部に使給ひし氏人なるを以なり、其久都伎直の末に菅道と云ふ有る、其譜に譯田幸玉宮御宇朝奉_レ仕、定_ニ賜他田日奉直_一と有るを以て、日祀部なる事ヲ知るべし、此には連も有り造も有り直も有り、唯に日奉部と云ふも有りて、後の内膳司の狀なりし者と所見たるをも思合せて日給_ヒの義をも曉りぬかし、借右件注し奉る如くは、日繼は天照太神より始め奉りて天神御子の繼々御世累ねて天津次を受繼がせ御在し坐す義と古來云來れるが如く、其證數多有りて、天津御繼と見奉りて少かも違ふ所無くなむ有りけるを、又天津日給_ヒと説き奉りては殊に右件に注せるが如く、此に因勅_ニ皇孫_一曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可_レ王之地也、宜_ニ爾皇孫就而治_一焉と詔給へる御旨は更なり、第二ノ一書に天照太神又勅曰、以_ニ吾高天原所御齋庭之穗_一、亦當御於吾兒_一と有る御事依にも相合へるが上に、又右に云へる上の治焉の字は此の寶祚を治焉との御事なるを合せても、日給の義甚允當れるのみならず、傳廿九に云へる狀に天皇の御世所知食す御事を食國とも國袁斯須とも申すにも符合ひて更に抜くべからざる者なり、然れども物二ながら是と云ふ理は無き事なるに就て猶深く思ふに右の大殿祭詞に天津日嗣_乎云々所知食、又は古事記に天津日繼所知之などの如く其言の下に所知食の言の係れるは、右に謂ゆる日給の方なり、又所知食の言を添へずして唯に天津日繼と申し日繼御子と申す類は、天照太神より次々の御次を以申し奉れるなれば、其の御繼の方なるを、其言の同じきのみならず其意も同じく、其御上を申し奉れるも同

じく御在し坐すが故に、神代より以降一事にも申習はし奉れりし者ところ思しかりけれ、其差異を別けて其義理を探る時は右の如くなれども、唯天照太神の御子と御在し坐して天下に照臨ませ給ふ御職の御稱と思成し奉りて有りなむかし、其は天照太神の日繼と申し奉るも、天下の御貢を納入れて天地の間に君と坐す御名なり、又天津日給と申し奉るも天下の日給を所知食は天照太神の御子に限り奉る御名にして、何れを取りても天地乃間に大君と御在し坐す御旨には違はせ給はざりけり、(通證に新拾遺集御製、世を治め民を憐れむ誠有らば天津日繼の末も限らじ、後水尾天皇御製、例無や佗國にも我國の神の授けて絶えぬ日繼は、と云ふことを引て寶祚字、出_ニ文選_一、銑曰、謂_ニ國命_一也、易曰、聖人之大寶、曰_レ位、隋閻丘歌福祚長隆と云へり、卜部家説に即位天位寶祚天業大業天基基業宸極大運鴻緒鴻祚鴻基騰極など書きて皆阿麻都比都岐と訓む、正字は天津日繼なり、天子の位に成り給へば日神と同じく、日神の威光に亞で天下を治め給ふに因りてなり)と云へり、(隆を佐加延坐牟事と訓めり、應神天皇十三年御紀に那伽菟曳能、府保語茂利、阿伽例瀟場等畔、伊非佐伽摩曳那、仁德天皇三十年御紀に箇波區莽珥、多知瑳箇踰屢毛、毛多羅儒椰、素麿能紀破、於朋着瀾呂箇茂と有る、此二御歌は男女相嫁繼がせ給ふを榮ゆとは詠ませ給へり、萬葉二(三十五丁)に、萬代、然之毛將有登(一云如是毛安良無等)本綿花乃、榮時爾、三(三十丁)に青丹吉、寧樂乃京師者、咲花乃、薰如、今盛有、又(五十三丁)愛八師、榮之君乃、六(三十丁)に、御民吾、生有驗在、天地之、榮時爾、相樂念者、七(四丁)に、輶懸流、伴雄廣伎、大伴爾、國將榮常、月者照良思、又(十丁)安志妣成、榮之君之、十三(廿三丁)に、櫻化、盛未通女、又(二十四丁)作樂花、佐可遙越賣、十八(廿一丁)に、御食國波、左可延牟物能等、又(二十二

丁)須賣呂伎能、御代佐可延牟等、又(二十八丁)國毛勢爾、於非多知左加延、云云霜於氣騰母、其葉毛可禮受、當磐奈須、伊夜佐加波延爾、又(三十三丁)和我保里之、安米波布里伎奴、可久之安良波、許登安氣世受杼、母登思波佐可延牟、十九(十六丁)に松柏乃、佐賀延伊麻佐禰、尊安成吉美(御面謂之美是毛和)又(二十六丁)春花乃、爾太要盛而、又(三十九丁)酒見附、榮流今日之、安夜爾貴左、又(四十四丁)天地與、相左可延牟等、大宮乎、都加倍麻都禮婆、貴久宇禮之伎、二十(廿五丁)に、宇知奈妣久、春初波、云々、母能其等爾、佐可由流等伎登、賣之多麻比、安伎良米多麻比などの例有り、(私記に此賣祚之隆の訓を阿萬乃日月乃左加衣牟古止と有り、但萬葉にも天乃日嗣と有れども古くは天津日嗣なり、又左加衣牟古止は今本に佐加延坐牟と有る宜し)○與天壤は天地登共爾と訓むべし、續紀第三詔に與天地共長、與日月共遠、不改常典也、立賜比敷賜勸法乎云々、又天地之共長遠不改常典止云々、第九詔に與天地共爾絕事無久、彌繼爾受賜勸利行牟物等之互、第十一詔に天地與共爾長久遠久仕奉禮等之互、第十三詔に與天地共爾不令悔、不令穢など見え、齋内親王奉入時詞に皇御孫之尊乎、天地日月止共爾、常磐堅磐爾平氣久安久御座志米武止、御杖代止進給布、又出雲神賀詞に明御神能大八島國乎、天地日月等共爾、安久平久知行牟事能志太米止、中臣壽詞に與天地日月共照志明良志御坐事爾、又萬葉には二(二十九丁)に、天地與、共將終登、念乍、奉仕之、又(三十三丁)天地之、彌遠長久、三(五十九丁)に、天地與、彌遠長爾、萬代爾、如此毛欲得跡、五(十四丁)に、阿米都知能、等母爾比佐斯久、六(十五丁)に、天地之、遠我如、日月之、長我如、臨照、難波乃宮爾、和期大王、國所知良之など有り、(今本の訓に與天壤の與ノ字を、登々母爾とは訓ずして登とのみ訓めるは、右の三卷なるは例なれども、

歌詞ならばこそ有らめ、此は然は訓むまじきなり)○無窮者矣は、伎波美那加流倍斯と訓むべし、其極と云ふは限の事にて其至り盡せる際を云ふなり、祈年祭生島神詞に谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、太神宮詞に天能壁立極、國能退立限など數知れず多し、偕此の無窮の義なるは萬葉廿(五十六丁)に、天地乎、互良須日月能、極奈久、阿流倍伎母能乎、奈爾加於毛波牟と有る是なり、一(二十七丁)に、天地之、初時之、久堅之、天河原爾、八百萬、千萬神之、神集、集座而、神分、分之時爾、天照、月女之命(一云指上日女之命)天乎波、所知食登、葦原乃、水穗之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天雲之、八重搔別而(一云天雲之八重雲別而)神下、座奉之と有るは此の故事に依りて詠まれたる者なるが、天地之依相極と云ふは上に天地之初時之と有るに對へられて、此の天壤無窮の御旨を如此く詠解かれし者なりけり、然るは天地之初時之の句は三(廿七丁)に、天地之、分時從と有るが如く、本は混成つる一物より分れて天地とは成れるを、依相極とは其分判れて二に成れる天地の一に寄合と云ふ事にて、世の盡る限を云ふなるが、其は絶えて無き事なるが故に、此の無窮の心には用ひられしなりけり、其意を得て見るに、六(四十三丁)に、天地乃、依會限、萬世丹、榮將往迹、十一(四十一丁)に、天地之、依相極、玉緒之、不絶常念など有るも、皆天地と共に限無き事と見て能く通ゆるなり、偕此の大御言に引合ひて崇神天皇四年御紀詔に聿遵皇祖之跡、保無窮之祚と有るも此神勅に依りて詔給へるなり、顯宗天皇元年御紀大臣大連等奏言に、當奉鴻緒、爲郊廟主、承續祖宗無窮之烈、上當天心、下厭民望と有るも右に同じ、此等は何れも無窮の寶祚を天地に證かせ給へる者にして、今日に至りて違はせ給はず、實に天地と始終を共に爲させ御在し坐すべき證文なりける、神皇正統記に天地も昔に變らず、

日月も光を改めず、況むや三種神器世に見在し給へり、窮り有るべからざるは我國を傳ふる寶祚なり、仰ぎて尊み奉る可きは日繼を承給ふ君になむ御在し坐す」と書させ給ひ、直日靈にも天照太御神高天原に大坐々て大御光は少かも曇り坐さず、此世を御照し坐し、天津御靈將廢れ坐さず傳はり坐して事依し賜ひし任に、天下に皇御孫命の所知食て、天津日繼の高御座は天地の共常磐に堅石に動く世無きぞ、此道の靈しく奇しく異國の萬の道に勝れて正しき高き貴とき微なりける」と云はれしなど、實に然る言に無窮の神勅を證されたる事共になむ有りける、(右の無窮の窮ノ字を伎波麻理と訓習はしたり、拾遺愚草に、天地と窮り無けれと誓ひ置きし神の御言ぞ我君の爲、と有るを以て其古き事を知るべしと雖も、猶伎波美と訓むなむ宜しかりける、谷重遠説に三種神器徳之守也、五部侍臣者君之輔也、無窮神勅國之讓也、至レ今幾萬歲也、君臣奉持如二一日、嗚呼隆矣哉と云へり、又通證に後漢伏陸上書曰、陛下永享三萬國、與レ天無レ極、晋張協詩、清風激三萬代、名與二天地俱と見えたり、楮上にも云へるが如く神祇令に凡踐祚之日、中臣奏ニ天神之壽詞、忌部上ニ神靈之鏡劔と見えたるは、忌部の鏡劔を奉るに並びて天神の壽詞を奏す事なるが、此の故事に倣ひて仕奉る事にし在りければ、此より以上の神語を奏さるゝにこそは有りけり、其奏ニ天神之壽詞の義解に、謂以ニ神代之古事ニ爲ニ萬壽之寶詞也と見えたるに、此より外は萬壽の寶詞と爲べき神代の古事はしも非ざりければなり、口訣に寶祚之隆云々を、萬代無窮之眞文也と有るは必ず承くる所有るべし)

已而且降之閒、先驅者還白、有一神、居天八達之衢、其鼻長七咫。

背長七尺餘、當言七尋、且口尻明耀、眼如八咫鏡而、翹然似赤酸醬也、即遣從神、往問時、有八十萬神、皆不得目勝相問、故特勅天鈿女曰、汝是日勝於人者、宜往問之、天鈿女乃露其胸乳、抑裳帶於臍下而、笑嚙向立、是時衢神問曰、天鈿女汝爲之何故耶、對曰、天照太神之子所幸道路、有如此居之者、誰也敢問之、衢神對曰、聞天照太神之子、今當降行故奉迎相待、吾名是猿田彦大神。

大己貴大神國土を避け奉らせ給へりし御時に、亦僕子等百八十神者、即八重事代主神、爲三神之御尾前而仕奉者、違神者非也と聞えさせ給へる、其御契已に御天降の御時に當りて如此なむ信驗は有りける、此猿田彦大神と聞えさせるは傳廿八、廿九に明らかめ申せるが如く、今天神御子の初て天降らせ御在し坐しける其御尾前に仕奉り聞えさせ給ふとして、天八衢には待迎へ奉らせ給へるなりけり、其事代主神と申すは和魂の御名にて、其御本體は味耜高彥根神にて渡らせ給へるを、其御容貌の御事上に光儀花艶映ニ于二丘二谷之間と有ると、此に其鼻長七咫、背長七尺餘、口尻明耀、眼如ニ八咫鏡而、翹然似ニ赤酸醬也と有るとは甚しく相異なる事にて、一神とも思しからざる程の御事なり、然るに寶劔出現章第六ノ一書には事代主神、化爲八尋熊罴、通三島溝檝姬云々と見えたる、其は傳廿八に注るが如

く女神は謂ゆる靈神に渡らせ給へるが故に、其を娶らせ給ふには八尋熊罥と化らせ御在し坐さずては御合爲させ給ふ御事の出来させ給ふまじきが御爲なり、然るに此は天神御子の雲路を排別けて遠く上天より天降らせ御在し坐しける其啓行の御爲なるが故に、此にては然る甚しく可畏き御形とは成らせ給へるなりけり、然るは此神の荒魂は一事主神と申すを、雄略天皇四年御紀に天皇射獵於葛城山、忽見長人、來望丹谷、面貌容儀、相似天皇と見え、古事記にも既等天皇之鹵簿、亦其裝束之狀及人衆相似不傾と有りて、此は天皇と射獵を競はせ給ふ爲に然る御姿にて顯れさせ給へるなり、如此く其事の狀の異なる時は御形も異にて見えさせ給へるは、此神に限らず何れの神にも常多き事なりければ、其形貌の別を以て論つらふ可きには非ずなむ有りける、殊に此は先驅の神等さへに得目勝向はれ難き程の御事なりしは、此神の啓行して然る猛威を示し給はむとの御心なるにて、其は國土に在らゆる荒振神はしも天神の悉くに言向させ給へども、猶其名殘必しも絶えて無しとは云ふべからざるから、然る神々しき狀とは成り給ふめり、
此猿田彦神は次に見えたるが如く自猿田彦大神と名乗らせ給ふ程の甚じき神にて御在し坐すなるに、大己貴少彦名二柱神の國作の御時にも絶えて御事跡御在し坐さず、又經津主神武甕槌神の平國の御時にも、古事記に謂ゆる僕者國神と申させ給ふ計の神と坐ながら、少かも抱はらせ給へりし狀も見えずして不意く此時に顯れさせ給ひ、本より天神にも所知看ざる程の神なりければ微しき神かと思ふに、却に然る氣はひは御在し坐さず、甚尊き神の狀なるこそ眼を著くべき所なるには有りけれ、其出自とも云ふべきは出雲風土記に島根郡加賀郷、郡家北西二十四里一百六十歩、佐太大神所生也、御祖神魂命御子支佐加比々賣命、闇岩屋哉詔、金弓以射時、光加々明也、故云加々々と有る、佐太

神是と思しき故に、先輩已に其説有り、又其下に加賀神埼、即有窟、高一丈許、周五百二歩許、東西北通と有る、細書に所謂佐太大神之所産生處也、所産生臨時弓箭亡坐、爾時御祖神魂命之御子枳佐加比々賣命願吾御子麻須羅神御子坐者、所亡弓箭出来願坐、爾時角弓箭隨水流出、爾時所生御子詔、此者吾非弓箭詔而擲廢給、又金弓箭流出來、即待取之坐而、闇窟哉詔而射通坐、即御祖支佐加比々賣命社坐此處、今人此窟邊行時、必鑿窟而行、若密行者、神現而飄風起、行船者必覆也と見えたる、此文の義は佐太大神の生坐さむと爲る時に御祖枳佐加比々賣命の弓箭亡たりけるに、吾御子益荒神の御子に坐さば弓箭出来ねと願給ひける、即角弓箭出来れるを見て、御子の吾弓箭に非じと投棄給ひしかば、次には金弓箭流出來れりけるを待取りて、其御祖命窟を射通し給ひしより、加賀と云ふ名の有初めたる由なり、但右の吾御子麻須羅神御子坐者と有るを見るに、先に亡たる弓箭と云ふは其夫神の化給へるにて、彼丹塗矢の故事に似たり、所以に其父に當らせ給ふは何れの神と云ふ事を知らせ給はざるが故に、頻に床しく思ほして願給ひけるに、夫神の方より角弓箭を出し給へるを、御子の擲棄給ひしかば、又夫神より金弓箭を出し給へるのみにて其神は出させ給はざりしを以て、慷慨みて窟を射通し給へるにぞ有ける、又同記に秋鹿郡神名火山云々所謂佐太大神即在彼麓也と見えたり、諸其記に大神と聞ゆるは所造天下大神の御事は本よりにて、其外には意宇郡に熊野大神之社此は素戔鳴尊に坐せば然も有るべし、野城大神社其は天穗日命に在せば然も有るべし、此三所はしも甚も止事無き皇神等に渡らせ給へれば、然崇まへ記さむ事信に然有るべきを、父神をだに知られ奉り給はぬ御子の生坐ながらにして何の功も御在し坐さざるを、初より佐太大神としも稱奉る事其疑無きに非ず、然れども其佐太大

神と此の猿田彦大神とは正しく同神とは見えたりけり、(然るは矢の男に化て女を娶りし事は傳二十四、二十八に注せるが如く、山城風土記の丹塗矢は火雷神の化給へるを、大山咋神の用はせ給へるにて是正説なるを、古事記白檮原宮段には已く誤りて大物主神の故事と爲て傳へたれば、其同じ狀なる事の神代に二も三も有る事疑ふ可し、又吾御子麻須羅神御子坐者と云ふ事も、山城風土記に外祖父建角身命其子の父を知らむ爲に宇氣比酒を醸り、其子に酒杯を令執め、汝の父と思はむ人に指せと云教へ給へるに似たり、又枳佐加比賣命はしも古事記に見えたる如く天上の神なり、其夫と爲る神をだに知らせ給はぬと云ふ事實に疑はしき者なり) 借古事記に大穴牟遲神の爲に被燒殺給ひし故に天神に請し、かば、乃遣鬘貝比賣與蛤貝比賣令作活と有る、此時より留まらせ御在し坐して、其大神にも御祖と申す程の神にて渡らせ給へるなり、故情思ふに仁多郡三津郷の文に大神大穴持命御子阿遲須枳高日子命、御須髮八握于生、晝夜哭坐之、辭不通、爾時祖命、御子乘船而率過八十島、宇良加志給朝、猶不止哭之(下略)と見えたる、此祖命は謂ゆる田心姫命にて渡らせ給へるが、此時枳佐加比賣命も共に渡らせ御在し坐して、其御子を率て巡り給へる内に、此御子の麻須羅神に坐すや否やと天神に誓奉らせ給へるに、果して其驗の有りけむを、其御子の生坐し、事に傳誤れる者とこそは所思えたれ、借此より猿田彦神の説を得てむには、先づ傳廿九に注せるが如く伊賀風土記に、猿田彦神、始此國屬伊勢加佐波夜國時、二十四萬歲知此國矣、猿田彦神女吾娥津媛命四神之御神、自天上投降給之三種寶器之中、金鈴知之守給(中略)此神之依知守給國謂吾娥之郡、其後清見原天皇御宇、以吾娥之郡分爲國之名と有るは、其御女吾娥津媛命の知守給ふは神寶にて、國は猿田彦神の知給へるに依りて吾娥之郡と云ふ名

有る由なり、然る時は伊賀國は元吾娥國なり、地名に取りて吾娥津彦命と云ふ名必有るべきを、播磨風土記に傍磨郡英賀里(土中上)右稱英賀者、伊和大神之子阿賀比古阿賀比賣二神在於此處故處、故因三神名以爲里名と云ふ事見えたり、右の伊賀にては吾娥津媛命は御女に坐すを、此にては御兄弟と爲る差は有る事ながら、此猿田彦神に當る阿賀比古命を伊和大神之子と有るは甚愛たき事にて、其伊和大神と申すは大己貴神にて渡らせ給へれば、此に至りて出雲風土記なる右の佐太大神の説をも此二を以てぞ正すには至る可き、(其吾娥津彦命と云ふ名は予が臆斷を以て云ふに非ず、三代實錄に貞觀六年十月十五日戊辰、加授伊賀國正六位上伊賀津彦神從五位下と有る是なり、此は神名式に伊賀郡高瀬神社を風土記に高瀬里有神、號高瀬大明神、所祭大田命と見え、又伊水溫古に大田命を祀る、大田は白鬚明神なり、俗に鑰取明神と云ふ)と有る此に當るにや、又式の依那古神社を風土記に依名古山有神、號江大明神、所祭味好高彦根命也と見え、又同郡に島ヶ原山有神、號天王社、事代主之垂跡也、又大野木山有神、號天王、事代主之垂跡也、又田守山有神、號田守明神、所祭別雷神也と有るなど何れも由有る事と聞ゆ)又傳廿九に注せるが如く正書に謂ゆる事勝國勝長狹神を、口訣に長狹者岐神也と注し、御鎮座本縁には狹長田(號事勝國勝長狹也)之猿田彦大神、天之八衢之衢爾相待奉迎利、皇孫尊所幸之道路啓行と見え、其下にも狹長田之猿田彦大神と有りて、細書に宇治土公氏人遠祖神也、號事勝國勝長狹亦是也と書し、大田命傳記古本書入にも猿田彦大神の傍に號事勝國勝長狹也と注せるは、必承くる所有るべき事なり、其は神名式の陸奥國白河郡都々古和氣神社(名神大)頭注に味相訖彦根命と有るを、社説に事勝國勝長狹命と傳へ、又此第四一書に其事勝國勝神者是伊弉諾尊之子也、亦

名鹽土老翁と有る、此には論ひ有る事なれども、式の陸奥國宮城郡志波彥神社(名神大)は謂ゆる鹽釜神社の御事なるに、風土記には鹽竈神社、所祭鹽土翁也と見え、和漢三才圖會には當社を祭神一座、味耜高彥根命、相傳當社明神始燒鹽と所見たるにても、事勝國勝長狹神は味耜高彥根神の御事にして、即猿田彥神と同神なる事愈以て明らかき者なりかし、情其猿田彥神此に御迎に御在し坐すとは、其皇御孫尊の宮處を預て定奉り置かしての御事なる可きは、天神之子則當_レ到_レ筑紫日向高千穗穗觸之峯と申させ給へるにて灼然きを、此一書と古事記には猿田彥神の御事のみ有りて事勝國勝神無く、正書と第二一書とは事勝國勝長狹神の御事有りて猿田彥神の見えさせ給はざるは、共に同神の事跡なりし故に一は略かれし者と所見たり、然して其事勝國勝長狹神の奉られし吾田の地はしも、其神の主領居給ひし地なるに合せて、地神本紀に事代主神の御子にて天日方奇日方命(亦名阿田都久志尼命)此命娶日向賀牟度美良姬、生一男一女と云ふ事有り、其阿田都久志尼命の阿田と相同じきを以て證と爲べし、又其天日方奇日方命にて日向にて妻を娶給へるを以て證と爲べし、又猿田彥神即事代主神にて坐す事を證と爲べきなり、(但右にも注せるが如く此神の御本名は味耜高彥根神、和魂は事代主神と申して同體に御在し坐せば、其二名を以て傳はれる者なりければ、此にも其心して味耜高彥神とも事代主神とも云へるは其傳に依るなり)然して天神御子に其吾田國を奉り置かせ御在し坐して、猿田彥神はしも伊勢國に御在し坐したりき、即傳廿九に注せるが如く此に吾則應_レ到_レ伊勢之狹長田五十鈴之川上と有るは、皇太神の御正體を先づ此に供奉りて日向には送り奉る由にて、天地と共に此大神の御鎮座の地を定め奉らせ給ふなり、次に其猿田彥神者、則到_レ伊勢之狹長田五十鈴川上、即天鈿女命隨_レ猿田彥神所_レ乞、遂以待焉

と有るは、其吾田國を奉り置かして伊勢に退かせ給ふ御事なるが、此日向より御在し坐す時に山城國に先づ到著かせ給ひけり、傳廿八に注せるが如く神名式に謂ゆる愛宕郡賀茂別雷神社(亦名若雷、名神大、月次相嘗新嘗)と有る是なり、此御社の御事、元曆奏上記賀茂下上吉懷記には事代主命と記し、出雲大社小縁起には當社(杵築也)第一王子阿武大明神也と有は祭神の正説なるに、古歌に久方の天磐船撈寄せし、神代の浦や今の御生野、と詠み、後の物ながら豊葦原卜定記に於是天鈿女命尊_レ神代乃浦乃浪靜奈流磯末天送和御座と有るも此時の事なるを以て、猿田彥神と事代主神とは同神に坐す事を思定む可し、又古事記に其文に次で故媛田毘古神、坐阿邪訶_レ時、爲_レ漁云々と有るは、正書に事代主神をば以_レ釣魚爲_レ樂と有るにも合ひ、志摩風土記にも答志郡伊佐部鱸敷神社事代主命也、命得_レ鱸祭_レ天神地祇之地と有るも、御事迹の相通ひたるをも思ふ可くなむ有りけり、又同書に鳥者安曇別神社迹尼云々、天日方奇日方命至此舉_レ言云、豐志摩魚足三國哉、後竟爲_レ國名と有るは、右に注せる如く亦名阿田都久志尼命と聞えて其吾田國に依れる名なるを、此志摩國は其命の主領居給ひし狀なるにても、猿田彥神と御父子にて移らせけむをも思ふ可し、神武天皇庚申御紀に事代主神共三島溝昨耳神之女王櫛媛所_レ生兒、號曰_レ媛蹈躑五十鈴媛命と有る、綏靖天皇前御紀に事代主神之女也と書され、其元年御紀に立_レ五十鈴依媛爲_レ皇后と有りて、安寧天皇前御紀には事代主神之少女也と見えたる、此二柱の御名の五十鈴も其猿田彥神の御在し坐す五十鈴川上の地名なる可きをも思合する時は、愈同神と云ふ説の動くまじき證なるが如し、(此にて日向國に御降有りし御事迹も、又猿田彥神の伊勢國に移らせ給へる次第も甚隈々しからずなむ思ゆるを、此を細かに云はゞ猶も證と成る可き事は多在なましを、其傳廿八卷に大己貴神以

下の神の伊賀伊勢の事迹を云ふ所に求む可きなり、又右に云へる阿娥之郡の説は此所に在るなり、(備皇太神宮儀式帳に天照坐皇太神乃伊勢國度會郡宇治里、佐古久志留伊須乃川上御幸行幸時、云々、度會國佐古久志呂宇治家田上宮坐支、爾時宇治大内人仕奉宇治土公等遠祖大田命乎、汝國名何問賜支、是川名佐古久志留伊須乃川止申、是川上好大宮地在申、即所見好大宮地定賜支、朝日來向國、夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國止、弓矢鞘音不聞國止、大御意鎮坐國止悅給支、大宮定奉支と有る、此事倭姬命世記にも有りて猿田彦神裔宇治土公祖大田命と見えたり、(備其宇治土公の宇治は和名抄郷名に度會郡宇治と有る是なり、土公は地主と云ふに同じく、當昔此宇治の地を知居たる由にて此は姓に非ず、儀式帳職掌の中に大内人無位宇治土公磯部小繩と出たる磯部は姓にて、垂仁天皇二十五年御紀に故隨_ニ太神教、其祠立_ニ於伊勢國云々、是謂_ニ磯宮と有りて、五十餘宮の舊名を磯宮と申し、かば、其神宮に傳奉らせ給へる部なる故に磯部とは云ふなり、同帳神宮の四至を被_レ定たる所に、飯野郡磯部河稱_ニ神近堺と有るは多氣河の事なるが故に、其氏人の多く住有しから地名とも成れるな_ニめり、(備姓氏錄(左京神別下地祇)に石邊公、大物主神男久斯比斯多命之後也、又(山城國神別地祇)石邊公、大物主神子久斯比賀多命之後也と有るは、崇神天皇七年御紀及古事記共に天日方奇日方命を大物主神の子と云ふ説あれども、地神本紀に事代主神の子なる其説正しき由傳廿八に注せる如くなれば、決めて宇治土公の磯部と此石邊公とは必_レなる事決きを、其公なると部と有る事にて、宇治土公は磯部公なりけむを、上に土公と云ふ故に略けりし物と所見たり、(備又其大田命と聞ゆるは地神本紀三世孫天日方奇日方命の亦名阿田都久志尼命と有るは、右に注せるが如く吾田國と云ふ號に依れるが、其義は大田なるに、五世孫健甕尻命

の下に此命伊勢旛主女賀貝呂姬爲_レ妻生_ニ一男と有る旛主は、大幡主命にして度會氏の孫なりければ、其國に縁有るに七世孫大御氣主命八世孫阿田賀田須命(和邇君等祖)と見えたる、阿田と大田と言相同じかりければ其子か孫かにして大田命とは負せたる可かりければ、宇治土公は事代主神の末に相違有るまじき者なり、然る時は猿田彦神と申すは事代主神の御父大己貴神と共に國避の御事御在し坐しける以後に顯御身を顯し給ひて、天神御子を守奉らせ給へるを稱奉れる御名なる事灼然き者になむ有りける、(但磯部氏此に三流有り、一には續紀に和銅四年三月辛亥、伊勢人磯部祖父高志二人、賜_ニ姓波相神主と見えたるは、天村雲命の裔なる後に度會神主と云ふ是なり、又寶龜六年二月伊勢國多氣郡人外正五位下敢磯部忍國等五人、賜_ニ姓敢臣と有るは、外宮儀式帳に忌鍛冶内人无位敢石部廣公と云ふも見え此敢石部は大彥命の流なり、此宇治土公は此地主なりしからに、右の二氏よりは古は重くて磯部公なりしにて彼此同じからず、思混ふる事勿れ)○已而且降之間は、古事記に爾日子番能邇々藝命、將_ニ天降之時と有り、其御裝束の御事も何も凡て調ひて今出立たし御在し坐さむと爲させ給ひて、先駈の神等より徐かに降路を差向はれし時を云ふなり故天神御子は高天原を未離れさせ御在し坐さざる程なるから、古事記には故爾天照太御神高本神之命以云々と有て、其御計らひなる由見えたる信に然る言なり、此も其心してぞ訓みつ可き、(其事は下に、時天鈿女復問曰と有るを、良海本には天照太神時天鈿女復問曰と有るに就て定め注せる事を待て知るべし、口訣に皇孫勅也と有るは思はざる者なり)○先驅者は、私記に先驅を左岐波良比と有るは美の言落ちたる可し、神武天皇甲寅年御紀に於是火瓊々杵尊關_ニ天關披_ニ雲路、駈山蹕以戻止と有る駈山蹕に美左岐波良比於比、又云左岐波良比於比互と見え、繼體天皇元年御紀

に遣_二臣連等_一、持_レ節以備_二法駕_一、奉_レ迎_二三國_一、夾_二衛兵仗_一、肅_二整容儀_一、警_二蹕前驅_一、奄然而至と有る前驅をも美佐伎と訓めれば、此は美佐伎波良比能神と訓むべし、第四ノ一書に于時大伴連遠祖天忍日命、帥_二來目部遠祖天穗津大來目_一、背負_二天磐靱_一、臂著_二稜威高鞞_一、手提_二天槍弓天羽々矢_一、及副_二持八目鳴籥_一、又帶_二頭植劔_一而、立_二天孫之前_一、遊行降來と有るを、姓氏錄(左京神別中天神)大伴宿禰條に初天孫彥火瓊々杵尊神駕之降也、天押日命大來目部立_二於御前_一、降_二于日向高千穗峯_一、然後以_二大來目部_一爲_二天靱負部_一、天靱負部之號、起_二於此_一也と記し、萬葉廿(五十丁)に、波士由美乎、多爾藝利母多之、麻可胡也乎、多波左美蘇倍耳、於保久米能、麻須良多祁乎々、佐吉爾多耳、由伎登利於保世、山河乎、伊波禰左久美耳、布美等保利、久爾麻藝之都々と有るも、此の故事に本就て詠めりし者なり、古語拾遺には仍使_二大伴遠祖天忍日命_一、帥_二來目部遠祖天穗津大來目_一、帶_レ仗前驅、既而且降之聞、先驅還白と有るを以て見るに、此二神大來目部を已に先に立たせ遣して降路に向ひ給ひ、其より引返させ給ひし趣に所見たり、此事の例と成りて、其二神の孫の大伴來目兩氏にて謂ゆる靱負伴男と爲て被仕奉しを、後には衛府_ヲに其職移れり、職員令義解左衛士府條に、掌_二云々車駕出入前驅_一(謂_二導引_一也)後殿(謂_レ後爲_レ殿)事_一と見え、左兵衛府條に車駕出入、分_二衛前後_一など有る此有狀なり、宮衛令義解に凡車駕出行(謂_二出幸於京外_一也)兵衛衛士先按行(謂_二按檢按行別也)及_二道邊隱映處_一、檢_二察非常_一(謂_二隱者隱翳也、映者映際不明、其備_二預諸不虞_一、司衛之善政、故至_二於隱映之處_一、必慎_二非常之變_一也)前後呵叱、觀人大言、登_二高者使_レ下(謂_二凡天子出行、放_レ人、令_レ縱_レ觀、若高聲大言及登_二高陰囑者_一、並皆呵禁、令_二其抑_一下也)云々と有るなどを以て其先驅の狀を知るべし、(中古の物にも多く先を追ふ又先を拂ふなど云ひ、又其を體言

に先拂ひなどは今も云ふ事にて奇らしからず、或抄に先驅とは今も貴人の御出の時は先前の物を拂ふ、左様にして其先へ行く神なるが故に先驅と云ふと云へり、推古天皇十九年御紀に夏五月五日藥_二獵於菟田野_一云々、粟田細目臣爲_二前部領_一、額田部比羅夫連爲_二後部領_一と有る、部領を許登理又袁佐とも訓るは前事執後事執と云ふ事にて、前驅後殿を云ふなり)○還白とは、其來目部などの遙に先へ啓行して降れる神の途中より引返して言上るなり、○有_二一神_一は古事記には居_二天之八衢_一而上光_二高天原_一、下光_二葦原中國_一之神於是_二有_一と有る是なり、如此く上は高天原を光し下は葦原中國を光らす神と云ひては、宇宙に又一の日神顯れさせ給へるが如くなれども、此は取る可き狀こそ有らめ、此にも口尻明耀、眼如_二八咫鏡_一而、純然似_二赤酸醬_一也と有るも同じく御身より光を放たせ給ふ較略なり、即遣_二從神_一、往問時、有_二八十萬神_一、皆目勝不_レ得_二相問_一と有るが如く、其神の所に向はれし從神の申されたる事にて、其御許へ近著く時は上は上天下は國土までに照徹るが如くして甚怕明_レくこそは有りつらめ、此第四ノ一書に天津彥國光彥火瓊々杵尊、第八ノ一書に天照國照彥火明命と申す御名を載せられたるも、其御身より光を放たせ給ふ由を以て稱奉れりけむ者から天をも地をも照し給ふ神と申すには非ざるに准らへて思ふ可き事にこそ、(但此度の御出立にては此神の天八衢より進まして天上に近著せ給ふ時は其光の天上に及び至り、又此國土に近く成りては國土をも照す計りにぞ有りけらし、或説に衢神現_二異形_一、且光彩奪_レ他者、使_二邪神戰栗恐怖_一、莫_レ近_二于尊邊_一也と云へるは然る言なり)○天八達之衢は、傳廿九に注せるが如く正書に穗日_二上天浮橋_一と見え、古事記にも於_二天浮橋_一宇岐士摩理蘇理多々斯耳と有り、續後紀歌には菟葛、天能梯建、踐歩美、天降坐_二と有るなど是なり、萬葉五(七丁)に比佐迦多能、阿麻遲波等保志、又(四

十丁) 多太爾率去豆、阿麻治思良之米、十(廿六丁)に、夕星毛、往來天道など有るは、天と地を相往來ふ道乃有るを天道と云へる古語有るなり、十三(八丁)に、天橋文、長雲鴨、高山文、高雲鴨と云ふ天橋は天浮橋と同物にして、天道より高山に架れる證是なり、其に又大橋小橋と云ふ有りて幾條にも係れりと見ゆ、大同本紀に皇御孫命詔久、從何道會參上止問給申久、大橋須賣大神竝皇御孫命乃天降坐乎恐天、從小橋參上支と見えたる、此に從何道と有るにて其道路の多き事知られ、又此時に後小橋命と云ふ名を賜へりし由も見えたれば、大橋を本と爲て前後左右に小橋は幾條も有るなりけり、此故に猿田彦神に天鈿女命の汝何處到耶、皇孫何處到耶と聞えさせ給へるも、其岐チより道を取りて趣く方を問ひ給へるなり、然れば中天にして大橋と小橋との行合たる岐路ワカレミチなむ此に謂ゆる天八達之衢と云ふ所なりけらし、記傳十五(十二丁)に天之八衢知麻多は道股の義なり、八は例の彌にて方々へ分れ行く岐の幾つも有るを云ふ此は天より降る道の衢なり、道饗祭詞に大八衢如湯津磐村久、萬葉二(十六丁)に橋之、蔭履路乃、八衢爾、十一(十三丁)に事靈、八十衢、十二(十二丁)に海石榴市之、八十衢爾、又(三十丁)海石榴市之、八十街爾、十六(十三丁)に百不足、八十乃衢爾、又卜部乎毛、八十乃衢毛など見えたり(但八衢と八十衢とは異なり、八衢は臨時祭式にも八衢祭と云ふ有りて之は謂ゆる十字街の祭なり、八十衢と云ふは其十字街なる所の其所にも此にも有るを云ふにて八衢の如く一所を指すには非ず、口訣に天八達之衢者太虛正中也と云へり、大橋小橋の岐路の所在なれば然も有るべし)○其鼻長七咫は、釋に七咫者五尺六寸敷、以外之長鼻也と見えたり、其は八咫鏡條に書傳謂咫爲八寸也、今謂八咫者是八八六十四寸也、と云へると同日の論にて云ふにも足らざる者なり、又釋に一手之廣四寸、兩手相加、正

是八寸也と云へるは、傳十七に注せるが如く此は八咫鏡は彌咫鏡なる正説なり、其は四指を横たへたるを握と云ふ、八握劍十握劍など云ふ是なり、五指を横たへたるを咫とは云ふめり、此字説文中婦人手長八寸謂之咫と有る事なれども、此には其字を借用したるのみ、實に阿多と云ふと咫字とは義異なりける者になむ、然れば此に七咫と云ふは其阿多を七許り竝べたる程の長さなる者なり、此は天神御子を待迎へ奉らせ給ひ、御先に立たして啓行奉らせ給ふ所なるが故に、殊更なる異相には顯れさせ給へるなり、此神の御鼻の高く御在し坐しけるが古より其聞え高在しが故に、神名式に謂ゆる大和國宇智郡高天山佐太雄神社(鉄)を、大和志に在大澤村神福山頭、俗稱天狗岑とは云へり、又美濃國大野郡花長神社、花長下神社二社有るを、百葦根に花長神社、名札村七社大明神、鼻長神社也、祭猿田彦大神と云へれば鼻長神社の義なり、然るに此は傳廿八に注せるが如く尾張風土記に丹羽郡吾縵郷、卷向珠城宮御宇天皇、品津別皇子生七歲而不語(中略)夢有神告曰、吾多具國之神、名曰阿麻乃彌加都比女、(中略)帝卜人覓神者、日置部等祖建岡君卜食、即遣覓神、時建岡君到美濃國花鹿山、攀賢木枝造縵、誓曰、吾縵落處、必有此神下略と有る是なるが、其阿麻乃彌加都比女と聞えさするは、出雲風土記楯縫郡神名樋山の下に阿遲須積高日子命之后天御梶日女命來坐多久山云々と有る是なり、然るに其花鹿山に賢木を攀ちて縵と云ふ事の有るも、上件委しく明らめたるが如く味耜高彥根神と猿田彦神と一神なるが上に、其后神との所以に依れる者にて、凡てに引合ひて甚慥なる證とは成れる者なりかし、(今世諸神の祭禮の時に當りて、赤面長鼻の假面を蒙り、玉鼻と名けて其神輿の前に行する事の有るは、神代の遺風なりと云へり、但何れの時よりか有りけむ、其始物に見えず、假面には七八百年にも

超えたるらむと見ゆるも有りければ古き事なる可し。○背長七尺餘、拾遺には背長七尺と限りて書せり、其下に當言七尋、元々集又纂疏本には背長七尺餘(當言七尋)と如此は細書に爲られたり、然れども此一書は古くは凡て細書なりし故に、類史又良海本金澤本など本の任に在る例皆然有りければ、右の如く作れるは其大書に改めたる後の事なり、偕其當言七尋と有るをば後人の書入の如く思ふ人も有りなめども、御紀の御撰の時に然る説は已に在りけるを書入れられたりし者なりけり、天書に曲背七尋とも有りければ、此も背長七尋餘と無くては、鼻長七咫と云ひ眼如八咫鏡と有るに相應はずとこそ所思えたれ、又背長をば曲背と有るこそ甚心悪くき傳には有りけれ、其故は今俗に一身の長をば背と云ふ事にて有れども、若其ならむには背長七尺餘の男は何程の事にも非ず、然れば七尋と有りけむは實に然る言なるに、背の曲と云へるは殊に面白し、然るは右に注せるが如く古事記に上光高天原、下光葦原中國とも有るは、大なる御形に依らずしては其光も遠くは難及き事云ふも更なりければ、甚も々々嚴めしく襲へたる大身と成て出させ給へるなりけり、是天神御子の御前に立ち給ふ所なるが故に、然る神々しき御形を顯はし給へるにて、少彦名神の決めて微少き形にて大己貴神の御許に顯出給へると、大小の差有るのみにて趣は同致なりけらし、偕此大神の御身の長さ七尋と云ふを疑ふ小賢しき輩も世には多き事なれども、人聞の上に比べては難言き程の事にて、已に傳廿八に播磨風土記に託賀郡、右所_ニ以名_ニ託加_者、昔在_ニ大人_{常勾行也}、自_ニ南海_{至北海}、自_ニ東_{巡行之時}、到_ニ來此土_{云云}、佗土卑者、常勾伏而行之、此土高者申而行之、高哉、故曰_ニ託賀郡_{其跡處數々成沼と有るを引て云へるが如く}、三河國二葉松と云ふ物に、登_ニ杼川_{元來阿登川なり}、大己貴命諸國巡り給ふ時、御足の跡今諸州に在り、

御足跡池鯉鮒の野に在り」と有りて、三河遠江にては其を大多良保字知の足跡と云へるは大己貴を訛れるなる可し、予も濱名郡の山上に在るをば親しく見たる事有りき、又出雲神社順拜記に、神名式に謂ゆる出雲郡阿須伎神社は、文德天皇仁壽元年實錄に見えたる出雲國阿須須伎高彦根命の社はなるが、今遙堪村と云へる其社邊に樽戸谷と云ふ有り、其所に彦治足跡と云ふ有り、足跡土地に著きて低く、五指の分ち土不踏と云ふまで悉に分明なり、長凡廿四、又楯籠郡岡田村の神足跡も此に同じく少小さし、右足跡は大背飯三熊大人なりと云へり」と有り、但大背飯三熊大人と云ふは、人の長を背と云ふから其大人の跡と云ふに附會たる者にして、彦治足跡と云へるぞ實なるにて、味耜高彦根神の御跡なる可き事云ふも更なりける、斯在ば此に猿田彦神の御長を七尋とも曲背を七尋と云ふとも何の疑はしき事かは有らむ、此に准らへて鼻長七咫と云ふも相應ひたるを思ふ可き事なるにこそ、(記傳十五卷十六丁に、背長七尺餘と有るも、俗に人の長立を背と云へば只凡其長立の事にも有るべけれども、若其義ならば只に長とのみこそ云ふべきに、背をしも云へるは是も這居坐す形の長きを云ふにても有るべし、云々)と云はれしは、此神を眞の猿の如く這在し由の説にて良はしからずなむ思えたる、天書に謂ゆる曲背は釋にも引る事なるを、如何してか見落されけむ。○口尻明耀は、拾遺も此に同じきを、天書には面尻竝赤と書るは猿の狀に准らへ云るなり、上は高天原下は葦原中國まで光る神に坐せば、其光の口尻よりも明耀き出る事と所見たり、釋秘訓に口尻を久知加久禮、明耀を阿加理氏禮理と見えたり、○眼如八咫鏡は、此御鏡の御事は傳十七に注し奉るが如く天照太神の御靈にて御在し坐せば、造奉らし、始より明麗しく御在し坐しければ、此にも其御眼の能光耀き坐せるを譬云ふとのみこそ思ひしが、今思へば其光れる狀をも云

ふは然る事ながら、此は其大きを譬へたりし者なりけり、鼻長七咫と云ふも其度を云ひ、背長七尋と云ふも其量れる數を云へるなりければ、眼の大きは八咫鏡の程に在りしとなりけり、其は次に純然似赤酸醬と有るは其眼の光れる狀を云へるを以て、鏡には唯其大きのみを云へる由を明らむ可し、然れば天書には眼徑八尺と云ふは餘に荒涼なる事なるが、若くは八寸と有りしを誤れるにて、此の眼如八咫鏡と有ると等しき者とこそは所思えたれ、(若し眼徑を云はざるならば眼如眞澄鏡とは云へるに心を著て味はふ可し、拾遺に眼如八咫鏡と云ふは其眼の大きを云へるにて、光る狀をば略かれし者なるを、古史微に純然似赤酸醬の言無きを取れるは委しからざる者なり) ○純然を通證に一作赫然と有り、雄略天皇七年御紀に其雷虺々目精赫々々、天皇畏、蔽目不見と有るも此に似たる事なり、偕私記には純然を安加久利天と訓めるは、天書に曠赤如酢と有るにも合へれども、今本には氏理加賀夜久事と訓める方宜しきにや、已にも引ける出雲風土記加賀郷の文に、閭岩屋哉詔、金弓以射時、光加々明也、故云加々々見え倭姫命世記に有靈物、照耀如日月奈利と有るなどの例なり、(通證に云はく、説文純赤也、集韻音赫義同と見えたり、次似赤酸醬と有るも赤く赫やく由の稱呼なりければ、其義本一なりけり) ○似赤酸醬は上章八岐大蛇の所に眼如赤酸醬(赤酸醬此云阿箇々鵝知)と有るに同じ、此物の事は傳廿一に注せり、○似は此なるも上に恰然相似と有るをも、本には能禮理と訓るは、傳廿九に注せるが如く正しく爾多理と訓むべき事なれども、如此訓めるも古かる可きは、古事記明宮段に常は布由紀那須と云ふべきを布由紀能須と云へり、記傳卅三(三丁)に、布由紀能須は冬木如なり、那須を能須と云へる例は萬葉十四(十三丁)に、奈美爾安布能須と有るは浪に遇ふ如なり、又(十四丁)許奈良

能須、麻具波思兒呂波、又(二十七丁)多可伎禰爾、久毛萬都久能須、又(二十九丁)水久君野爾、可母能波抱能須、又(三十一丁)安受倍可良、古麻乃由胡能須、廿(三十九丁)に、志良多麻乎、弓爾刀里母之且、美流乃須母など有り那須は大平が云へる如く似須と云ふ言なれば能須とも云ふなり、似るは能流とも活く言なればなり(補意)と云はれしは然る説にて、能禮理は爾禮理と云ふも一なる故に此は然訓むべし、(其相通ふ例は常に堅磐常磐など云ふ爾は辭に非ずして、如堅磐如常磐なれるが如く、山振の匂へる妹又黒髮の亂れて今朝はと云ふも、如山振匂へる妹如黒髮亂れて今朝はと云ふに同じきを思ふ可し) ○從神は、私記の美止毛奈留神乎と有り、拾遺の古本なるも然訓めり、但大同本記などに御伴神と云ふ稱も有れば其如く訓て然る可し、即ち此は右に謂ゆる先驅者の事にして、次に時有八十萬神と云へる是なり、偕今の諸本共に美母登能迦微と訓るは美登母を上下に誤れるかとも思ひしかども、此將古き訓なりけり、垂仁天皇前御紀に天皇愛之、引置左右、元年御紀に生而天皇愛之、常在左右と有るは、御子等を御傍に召纏はし給ふ御事に云へるにて、左右は許處の義なり、然して景行天皇十七年御紀に幸于湯縣、遊于丹蒙小野時、東望之、謂左右曰と有る左右は、母登許昆登と訓めるは供奉の人等の事にて、許處人の義にて、中古より御許人と云ふが如し、然れば此は供奉神の事には在れども、御許に侍らひ居られし由を以て御許神とは訓めるなる可し、故此は兩訓を存す可き者なりかし、通證に従神供奉神也、從謂御許、々々猶御前、所謂御許人、某御許是也と云はれたるにて明らけし、(催馬樂律の淺水に、名加比止太天々、美毛止乃加太知、世宇會已之、止不良比爾久留也、沙支牟太知也と有るは、媒人立て御許の方へ消息し訪らひに來るや君達やにて、此美毛止は新猿樂記などに其御許と云

ふにて人を崇まへて云なれば、此とは自他の差有り)○往問は、此は皇祖天神の詔命を奉て往て問ふなり、古語拾遺には借問其名と所見たり、此は其事の委しきなり、○時有八十萬神とは、其供奉神の多く在る限を云ふなり、萬葉十三(三丁)に、葦原筭、水穗之國丹、手向爲跡、天降座兼、五百萬、千萬神之、神代從、云續來在と有も、此時の供奉神の夥しかりける事を詠めるなり、此第六ノ一書に高皇產靈尊、乃用眞床覆衾、裏皇孫天津彥根火瓊杵尊而、排披天八重雲、以奉降、故稱此神曰天國饒石彥火瓊杵尊と有るを、古事記には天邇岐志國邇岐志と有り、天にても饒しく國にても饒しき由を以て稱奉れるにても、此時に八百萬千萬神を御許に令仕奉ひて、甚々盛大なりし御有狀なりけむとこそ伺ひ申さるれ、○皆不得自勝は拾遺に皆不能相見と見えたるを、言餘抄に被奪衢神之眼光、不能向見也と注せるが如し、右にも引ける雄略天皇七年御紀に其雷虺々、目精赫々、天皇畏、蔽目不見、却入殿中と見え、日本後紀和氣清麻呂卿傳に彼弓削道鏡の事に依て宇佐宮に詣でたる所に、神託宣云々、清麻呂祈曰、今大神所教、是國家之大事也、託宣難信願示神異、神即忽然現形、其長三文許、色如滿月、清麻呂消魂失度、不能仰見と有るなど、何れも同じ狀なる事共なるを思合す可し、口訣に目勝者不得視也と注され、纂疏に不得目勝者、謂目眩惑而不得相面也と注させ給へるは殊に明かなる御説なりかし、直指にも衢神の異相光耀に眼勢を奪はれて、正しく目を向はす事能はざるなり」と云へり、猶次なる目勝於人と云ふ下に注せる事共をも見合す可し、(谷重遠説に目勝蔑視之也、衢神智鑑洞微、眼高一世、從神皆憚其風采、不能誰何と云へるは甚じき漢心なる説なり、惑ふ事勿れ)○故特勅天鈿女曰と有る、此を皇孫勅也と有は誤なる可し、右にも注せる如く此

は前驅神の出立し高天原を漸に見放れたる時に、此猿田彥神の御在し坐すを見て、還白して天神の御命を請奉りて從神の交々向はれし狀なるにこそ有りけれ、已に古事記には故爾天照太御神高木神之命以、詔天宇受賣神云々と記され、拾遺にも何神よりとは指さざりけれども、於是天鈿女命奉勅而往と有るは、此と同じく上に先驅還白の言有れば、未皇御孫尊の天磐座を離れさせ御在し坐さざりし以前の事にして、皇天二祖の詔命なる事著き者なるをや、(天書に時八十諸神皆無往而見之者、故天杵尊勅天鈿女曰と云へる、天杵尊は瓊杵尊の御一名なりければ叶はず、此御事體に證す可き文有り、下の天鈿女復問曰の下に云ふべし)○目勝於人者は右と同じければ、人爾麻加都神也と訓べき事云ふも更なり、古事記には此の大命を汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布神面勝神と見えたるは殊に委しき傳なり、伊牟迦布とは第六ノ一書に高皇產靈尊勅曰、昔遣天稚彥於葦原中國、至今所以久不來者、蓋是國神有強禦之者云々と見えたる強禦之者を、伊牟迦布母能と訓む事習ひなり、清家御説に、強禦は射向なり、弓引く者有てかと云ふ事なり」と有が如く敵なむ者を云ふなり、面勝とは其敵なむ者に後れ給はざる由なり、寶鏡開始章第三ノ一書に、是後素戔鳴尊云々、迺復扇天扇國、上詣于天、時天鈿女見之而、告言於日神也と有るは、此時に天を扇もし國を扇もして上らせ給へる其狀の甚じかりければ、日神の相見させ御在し坐すまで其御心を知られ奉らせ給はざりし間は、其素戔鳴尊をして射向神とも申す可し、然して其時天鈿女命の女神に御在し坐しながら行迎へて見て、歸り坐して日神に告言させ給へる、是面勝神と申す可し、其等の御事を含ませ御在し坐して、此に其命詔は有つるなりけり、殊に此神の御事は傳十七に注せるが如く、古語拾遺天鈿女命の本注に、古語天乃於須女、其神強捍猛固、故以

爲名、今俗強女謂之於須志、此緣也と注されて、其貌強悍、其心猛固、坐しければ、大に面勝又は目勝と云ふ狀は天性に御在し坐しけるなりけり、借面勝の例は古事記玉垣宮段皇后の申し給へるに、妾兄沙木毘古王問、妾曰、孰愛夫與兄、是不勝、面問、故妾答曰、愛兄歟、爾詭妾曰、吾與汝共治天下、故當殺天皇云々と有を、御紀に然視、兄王之志、便不可得、諫と書させ給へる、即面勝せ給はざる所此に在なり、故記傳廿四(三十六丁)に、是不勝、面問故は加久刀布爾波延淤母加多受且と訓むべし、勝、面は上卷に在る面勝と同じくて、兄の如此く差向ひて直に問ふに、吾心強く面勝て兄よりも夫君ぞ愛しきとは得答へざりきと申し給へるなる可し、と云はれたるは、神の如き説にて、面勝の義此に盡きたりと云ふべし、此に汝は目勝於人者と有る人は、右の伊牟迦布神に當るは本よりの事なりければ、目勝は面勝とは一なりけりとは誰も思ふ事ながら自別にて、此は右に云へるが如く眼勢の人に勝れるにて直指に可畏き者を見ても眼勢不屈勇眼の人なり」と云へるは然る言にて、右に猿田彦神を眼如、八咫鏡而、絶然似、赤酸醬也と有て、甚恐怖しき眼なるにも少憚らせ給はず行進ませ給へるが即目勝と云ふ者になむ有りける、然れども面の勝も目の勝も共に心の人に勝ち給ふ由なりければ、其括に至りては強悍猛固の義にぞ成れりける、(記傳十五卷十四丁に目勝と面勝とは同意なるが上に、麻と母と通ふ音なれば言も相近し、今俗言に人に押勝つ者を麻牟賀知那流と云ふも此より出たる可し)と云はれたり、但同意と見られしは委しからず、○宜往問之は、古事記には故専汝往將問者、吾御子爲天降之道、誰如此而居と其仰せ給へる大御言を載せたり、此には其天鈿女命の宣らせ給ふ所に、天照太神之子所、幸道路、有如此居之者誰也と見えたる是にて、互に其片方を略かれたりし事を知るべきなり、

○露胸乳云々の事拾遺にも見えたり、傳十七に注せるが如く古事記には石戸段に在りて此處に無く、御紀と拾遺には此處にのみ有りて其段には見えぬ事なり、故記傳に露胸乳云々の事は少かも怖れぬ狀を示す意にも有るべけれど、此には何とかや似著はしからず聞ゆれば、其事は此記に石屋戸段に在るぞ能く當れる」と云はれしは然る説と予も先には思ひしかども、此御紀には其實鏡開始章に巧作俳優と云ふは其等の事も含りて有るなれば、古事記の此段に無きは却りて誤なるにぞ有るべき、然るは石屋戸の前にては然計りの俳優しき所作を爲て、高天原も動する計りに其集會はれたりし限の八百萬神に笑ひ罵しらせて、天照太神をして怪しませ奉らむと構へられし者にて、必正に然有るべき事なるを、此にても物爲給へる事の實ならむと思ゆるは、此の猿田彦神の出立の狀は上件の如く勇猛く威厳しき御事にて、先驅の從神等は何れも武勇く雄偉しき神等なるに、得しも目勝ち向はせざる程の事にし在りければ、此に天鈿女命はしも彼俳優を爲させ給ひし狀に成て、女の耻ぢて得爲まじき事を物爲て其猛威を折かむとは爲られたりし者なりけり、故纂疏に天鈿女命者、以俳優爲事、故託戲謔而相對也、露乳抑裳等則俳優之狀也とは注させ給ひ、龍熙近説に天鈿女命之戲謔不測也、若在磐戸前、巧作俳優、解日神之慍、向天衢中立爲笑噓、顯猿田彦神之名、眞化雖異、至遂功名、其揆一也、と有などは實に謂はれたりし事共なり、(口訣に露其胸乳者、露陽相、抑裳帶於臍下者、顯陰相、拂胸中、以本體向と云へるなどは言痛き理屈にて、此には更に用無き事共なり、又或説に女は胸をも乳をも隠す者なるに、皆顯して隠さぬに、胸中に一物も蓄へず散りと押開たるなりと云へるは取るに足らず)○露其胸乳は、私記に會乃牟奈乳乎安良波爾加岐伊且天と有るは、古事記に掛出胸乳と有るに依て訓

める者と所見たり、此事に就て傳十七に注せる事なるが、其要を撮みて云はむに、胸乳は大同類聚方にも牟禰知歩佐と有る是なり、露は源氏に、紅の腰引き給へるまで胸顯はに云々と有なり、此に掛出の言を訓添へるは、俗にも物を探出すを搔出すと云ふ是なり、新猿樂記にも左右乳下垂、似夏牛闘と云ふ事見ゆ、○抑裳帶於臍下は、私記に抑裳帶を裳比毛乎於志太禮天と有り、傳十七に注せる如く古事記には裳緒忍垂於番登也と見えたり、借番登は陰門の事にて、此にも其陰處の殊更に顯出づるまで裳の裾を高く裏上げて、裳帶を飄々と懸垂して其陰處の見えつ隠れつ爲る如く物爲させ給へるならむを、此に臍下と書されたるは其陰門の名を指云ふを忌避けられたりし者と見えたるが、其處の違へるには非ずなむ有りける、(古事記は有の任に書かれたりし者なる故に凡て忌避くる所無きを、御紀は大に其取捨有る事と見えて、死ノ字尻ノ字の如きも止事を得ずして書かれたる物から、其にも言を諱て死ノ字をば許登阿理、尻の字を加久禮と訓を替へて唱ふる事常なり) ○笑噓をば拾遺に咲噓と作き、私記にも然有りて安左和良非津々と訓みたり、敏達天皇十四年御紀に物部弓削守屋大連听然而咲曰、如中獵箭之雀鳥と有る听然をも訓めり、文選に吟を訓みて相笑弄貌と注し、又常に盧胡をも胡盧をも微晒をも訓み、字鏡集に吟をも吟をも訓めり、和訓栞に欺は淺背なり、嘲は淺蹴なりと云へれば、笑噓は淺咲の義なる可し、心中に畏憚る所無くして、可笑しくも非ざる事を可笑しき狀に嘲り笑ふを云ふ稱なり、延佳説に天鈿女命猿田彦神に屈伏せずして平懷なる體を成せる者にして、經津主神武甕槌神の大己貴神と問答の時傲坐して平懷なる體とを通して看るべしと云へるは然る言なり、(其笑噓の事を通證に、笑之鮮也、班固叙傳、談笑大噓、師古曰、謂噓唇舌之中大笑則見と云はれたり) ○向立は、牟加比多々斯伎と訓む

べし、此事は四神出生章第六ノ一書に相向而立、瑞珠盟約章第一ノ一書に相對而立と有などは、傳八、十四に注るが如く其は後世の軍立に對陣すと云ふ事の如くなるを、此は二神にて唯に相向合しとなり、萬葉八(三十二丁)に天河、相向立而、又伊奈牟之呂、河向立、十(廿六丁)に、天漢、已向立而、又(二十七丁)天川、河向居而、又(廿九丁)天川、河向立、又(三十一丁)天漢、射向居而、十八(三十一丁)に、夜州能河波、奈加爾敵太豆々、牟加比太知、又夜須能河波、許牟可太知豆、又(四十二丁)牟可比多知、可奈流麻之都美、など見えたるは此の例なり、○衢神は神名に非ず、天八衢に待迎へ奉り給ふとして衢に御在し坐しける神の謂なり、神名なるは古事記御禊段に次於投棄御禪所成神、名道候神と有るは、傳八に正し云へるが如く、四神出生章第六ノ一書に又投其禪、是謂開嚙神と有る是正説にして、此には道候神は剩物なるを、記傳七(四十九丁)に、彼道饗祭詞に謂ゆる八衢比古八衢比賣は此神なる可し、一神を比古比賣と分ても申し、又其二神を合せても申す例多しと云はれしが如くにて、實には其所に其於泉津平坂、所塞磐石、是謂泉門塞大神、亦名道反大神矣と有る此神の御事なるにて、此が道路の往來を守護らせ御在し坐す謂ゆる塞神の御事なりければ、神名に道候神と申すとは別なりとは此事を云ふなり、委しくは傳八に注せるを以て曉る可し、然るに世には嗚呼なる者の多くして、此衢神をも其道路の往來を守護らせ給ふ謂ゆる岐神と一心得て、其道饗祭をも此神に就て物爲る事と思ふめるは、古書を明らかに讀解く事の各委しからざるが故なりけり、(然るは國々にて其道饗の祭を爲る所には石を建て祀る事なるを、近頃の例として文字を彫著る事なるが、猿田彦大神と書し奉るだに有るを、此御名の猿と云ふ事より道家に祀る庚申の事より附會て庚申塚と書し、其甚しきに至りては青

面金剛童子など忌はしき名をさへに書きて其事と思へるは惑へる限と云ふべし、此衢神の御爲にも岐神の御爲にも甚だ恐き事の極なり。○問曰は、天鈿女命の立向はして天神の大命を宣も出給はぬ程に、猿田彦神の御方より先づ問えさせ給ふ由なり、○汝爲之何故耶は、古語拾遺には汝何故爲然耶と有り、私記に爲之を加久寸留已止波と有り、何故耶は那爾由惠叙登問給閉婆と訓むべし、右の如く天鈿女命も尋常の狀にては向はせ給はずして、胸乳を顯露に掛出し、裳帯を陰處に抑垂し笑噓はせ給へるも亦甚く異なる事なる故に、如此爲るは何の故なるぞと此方よりも怪しみ問はせ給へるなり、古語拾遺に衢神知天鈿女、呼名而問其狀と云へるは此の事なり、○對曰云々は、古事記に謂ゆる皇天二祖の詔命を以て、故專汝往將問者、吾御子爲天降之道、誰如此而居、故問賜之時と有りて、其記の如くは天鈿女命の方より關係させ給へるを、此は猿田彦神より先に天鈿女命の形狀を問ひ給へるが故に、其答の言とは成れりし者なり、○天照太神之子、拾遺には天孫と有り、此は右に皇祖天神の大命には吾御子と詔給へるを、此は其御事持せる天鈿女命より宣る所なるが故に如此は有るなり、之を以て上に謂ゆる皇孫は皇祖に對ひたる稱には非ず、皇御身にて、天下を統御し食す御身にて渡らせ給へる由なる事を明らかめ奉るに足れりとなむ云ふべかりける、偕天照太神之子と申奉る御事は、傳十四、十六に注し奉るが如く、御紀に天孫と有るは古事記の天神御子と有ると同じ御事に、又は高照日御子とも申し奉るも共に同じ義なる名稱にて、天照太神の御子の繼々幾千萬世の御後とは申せども、唯一世の如く渡らせ御在し坐して直に天照太神の御子に坐すが故に、此天降らせ御在し坐す瓊々杵尊はしも皇孫には渡らせ給へれども、此に如此問對の言共に天照太神之子とは申し奉れるなり、然る時は御世隔りて幾千萬繼の御後より

も、皇御孫尊の御上にては天照太神はしも直に御祖にて渡らせ給へれば、天孫高御座の御尊さは、天照太神に次て甚も可畏く御在し坐す御事、言を待たずして明らかなる者なるぞかし、(此を以ても右に寶祚之隆、當與天壤無窮者矣と詔給へる御言の證と爲て三種神寶を授け奉らせ御在し坐し、御事の世に尊くして、天地の間に二無き御盛事なるにて、思へば思ふ任に云へば言ふ任に言も心も及ばざる程の御事なるを見奉り知るべきなり) ○所幸道路、拾遺には所幸之路と有り、古事記には爲天降之道と有て、上に將天降之時と有り、此も上に已而且降之閑と書されたるに照應する所なりければ、伊傳坐卒登須流美知袁と訓むべし、舊讀私記に所幸を以且萬須美知爾と有るは誤にて、上下の意相乖ける者なり、即今天降り御在し坐さむと爲る道路と云ふ意なりければなり、(記傳に、道、字美知袁と訓べし、其は天降坐さむと爲る道なる者と云ふ意にて、此袁に咎むる意有り)と云はれたる、實に然る言なり) ○有如此居之誰也は、拾遺には居之者誰也と有りて有如此の三字無し、古事記には誰如此而居と有るを、記傳に誰會如而袁流と訓まれたり、私記にも有如此居之者を加久乃古止久之且乎波留と訓るは大に同じと雖も、猶此は其意を得て加久氏袁流波誰會登と訓むべきなり、偕猿田彦神はしも本より天神御子を待迎へ奉らせ給ふにのみ御心御在し坐して出立し御在し坐せるには在れども、其狀貌の甚く異なるが故に、天鈿女命を遣はされて其實否を斥候しめ給へるにて、事も無けれども天神の御心用の甚々辱き御事をなむ想像り奉る可かりける、然れば此に天神御子をしも天下所知食す皇御孫尊と定め聞えさせ給へるは、君臣の分已に此に定まれる上は天神御子には露も違背ひ奉るまじく掟させ給へるにて、天神御子の御力にも及ばせ給ひ難き程の御事は、猶皇祖天神の御上より治めさせ給ひて其義を誤らしめ

給はざる大御心見えさせ御在し坐し、天壤と共に無窮き大御世も一世の如く御在し坐して、甚々尊く辱き御事になむ有りける、然れば直日靈に謂ゆる天神の御心を大御心と爲て、何事も己命の御心以て賢し立給はず、唯神代の古事の任に行ひ給ひ治め給へらむには、天神の授奉らせ給ふ天津日繼高御座にて渡らせ給へれば、天地と彌邊長に争でかは動かせ給ふ事の御在し坐さむ、然るを強臣の爲に御位を廢させ奉り給ひ、又は新島守と成らせ給へるが如き事も御在し坐し、は、天神の御心を大御心と爲させ給はず、天神御子に渡らせ給へる御事を忘れ果させ給へる御過の故にぞ有りける、(儲此の事を天書には然向立、叱ヒ衢神曰、汝是何等者、有ニ天孫降臨之先路、如此塞ニ耶、衢神對曰、吾敢不レ塞ニ道路云々と有りて、叱と云ふは宮衛令に凡車駕出行云々、前後呵叱と云ふ事もあれども、此は然に非ず、其と此とは事の別なるを一に爲るか、又は此の意を誤れるか、此神をして叱るとは難言し) ○敢問之は、敢氏問布時爾と訓べし、其猿田彦神の間を不答して反りて我問を爲すを云ふにて、古事記に謂ゆる面勝神と聞ゆるも此等の御事を以てなるなり、口訣に敢問之者詰問也と云へれども然には非ず、拾遺には此を反問曰と有も同じきを、抄に不レ答ニ彼問、反爲ニ我問と云へるは然る言にて、此は天神乃御命を述べて私の答には及ばれざりし者なりけり、○聞ニ天照太神之子今當ニ降行故は、拾遺には聞ニ天孫降臨故と有て、何れも御名乗は後に在るを、古事記には先づ御名乗の御事御在し坐して、次に所ニ以出居者、聞ニ天神御子天降坐故と有り、其所ニ以出居者と云ふは、其天八達之衢に出迎ひ奉レ待る所以者と先づ述させ給へるなり、儲私記に當ニ降行を伊氏末須倍之と有るは然る言にて、右の天細女命の宣へるに所幸を出坐奉登須流と有に對へて能く調へる者なり、又は古事記に天降坐と有に同じく當降行の三字を阿母遲坐

登とも訓みても違へるには非ず、聞故は聞都流故爾と訓むなり、大己貴神國避の御事御在し坐しける後の事にて、第二ノ一書に大物主神及事代主神、乃合ニ八十萬神於天高市、帥ニ昇レ天、陳ニ其誠款之至、時高皇產靈尊勅ニ大物主神(中略)宜レ領ニ八十萬神、永爲ニ皇孫ニ奉レ護、乃使ニ還降之と有る、此御時に其響きを預め聞置かしける故に、此に御形を變へて出迎へさせ給へりとは見る可きなり、(然らずとも天下萬國を所知食させ給ふ御事を、天下に誰かは承はり知らざる者有らむ事は本よりなれども、此は直に天上にて承はり置かしこと見ざる時は相應はざる事共なり) ○奉レ迎は牟加閉麻都理氏と訓むなり、拾遺にも然有るを、古事記には參向之侍と見えたり、海宮遊行章第一ノ一書に時海神迎拜、延入懸勲奉レ慰、第二ノ一書に乃設ニ八重席、迎入坐定、因問ニ來意、神武天皇甲寅年御紀に臣是國神、名曰ニ珍彦、釣ニ魚於曲浦、聞ニ天神子來、故即奉レ迎、景行天皇十二年御紀に神夏磯媛と云ふ者の聆ニ天皇之使者至、(中略)參向之啓之曰、(中略)今將レ歸レ德矣、又速津媛と云ふ者も其聞ニ天皇車駕而、自奉レ迎、仲哀天皇八年御紀に幸ニ筑紫時、岡縣主祖熊鰐、聞ニ天皇車駕(中略)參ニ迎于周芳沙塵之浦而獻ニ魚鹽地、又五十迹手縣主祖五十迹手聞ニ天皇之行(中略)參ニ迎于穴門引島、繼體天皇前御紀に倭彦王在ニ丹波國桑田郡、請試設ニ兵仗、夾ニ衛乘輿、就而奉レ迎、立爲ニ人主、元年御紀に天皇の御事を遣ニ臣連等、持レ節以備ニ法駕、奉レ迎ニ三國、夾ニ衛兵仗、肅ニ整容儀、警ニ蹕前驅、奄然而至と見えたるなど奉迎の例なり、(其中に參向と有は古事記白檮原宮段に、僕者國神、名謂石押分之子、今聞ニ天神御子幸行、故參向耳と云ふ例も見ゆ、記傳十五卷に云はく、參向の向は迎なり、向と迎とは異なるが如くなれども言は本一なり、向ノ字は唯輕く用ひて參る意のみなるも有れども、此は書紀にも奉レ迎相待と有るに依りて迎の意と

は爲るなり)○相待は、古事記に仕奉御前參向之侍と有る侍ノ字に當る所なり、侍の義は傳十七、廿二、廿九などに注せるが如く、其侍らふ可き所に出居て、君よりの仰事共の御在し坐さば承り仕奉らむと伺侍る意の言なりければ、大に相待と云ふ義有るなり、其一二萬葉(三十丁)に、東乃、多藝能御門爾、雖伺侍、昨日毛今日毛、召言毛無、又(二十五丁)鶉成、伊波比廻、雖侍候、佐母良比不得者など有るも、君に使はれ奉らむと侍居る由なり、仕奉御前之事は天皇行幸は更にも云はず、朝使の至る時には必其國守以下出迎へて祇承と云ふ事を成して饗應すが如し、下に應先行の所に合せて説くべし、○猿田彦大神、良海本には大ノ字無くして唯に猿田彦命と有るを、拾遺にも猶大神と作り、古事記には僕者國神、名猿田毘古神也と所見たり、自御名乘坐せるには實に然申させ給ふ可き御事なるにて、然誇らせ給ふ可きに非ざりければ、後に崇まへ申せる稱の任に書されたりし者なる可し、偕自稱りて僕者國神と云ふ例は傳廿一に注せるが如く唯に其國に在る神と云ふ義には非ずして、其國に主と坐す神の謂なりければ、此は天神御子の御在し坐し著かせ給ふ國主たる由を以て、此に然聞えさせ給へるにぞ有りける、偕此御名は右に注せるが如く出雲風土記には佐太大神と有り、又神名式に大和國宇智郡高天山佐太雄神社(鏡)と有るも此神と通え、和名抄郡名に下總國猿島を佐之萬と有りければ、先輩已に佐陀毘古と訓むべき説有るに従ふ可し、然るに出雲風土記に其地を狹田之國と見え、又神宮の古書共に狹長田之猿田彦大神と記し、又倭姫世記に連河彦詣相文、汝國名何問白々、呼廣之狹田止白々、佐々上神田進々と有るに就て思ふに、必しも田に依れる御名なりけり、然るは此に此神の申させ給へるに、天神之子、則當到筑紫日向高千穗穗觸之峯」と有る、高千穗は其田に植うべき稻穗なり、次に吾則應到伊勢之狹長田五十

十鈴川上と有るは、下に注せるが如く此時皇太神を供奉りて吾は共に到らむと申し給へるにて、其狹長田は稻穗を時生す可き地なり、又此時の皇祖天神の詔命に葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地と見え、第二ノ書には以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒」と見えたるは、即天津日繼の定らせ御在し坐す大御政にし在りければ、此に吾名是猿田彦大神と自稱りて出させ給へるは、唯に啓行の御事のみには御在し坐さず、其主領き居給へりし國土を奉りて、高天原の齋庭之穗を弘め奉りて、天神御子の大神世を輔相奉らせ給ふと爲て、其本の味耜高彥根神と聞えさする形を更めて出迎へ奉らせ給ひ、御父大神より僕子等百八十神者、即八重事代主神、爲神之御尾前、而仕奉者、違神者非也と申させ給へりし御契を兼ねて、此には出迎へ奉らせ給へるなりけり、此は皇祖天神と皇御孫尊と大己貴神とに各相係りて、言にも何にも言盡し難き程の奇異に微妙なる幽契御在し坐す御事とぞ見えさせ給ひける、(記傳十五卷十六丁に、猿田毘古神名義書紀に口尻明耀云々と有ると、記に上光高天原云々と有るを以て思ふに、尻明光彦なり云云)と云はれたれども大なる誤なり、凡て神名などは行事に依てこそ負給ふ者なりけれ、口尻明耀云々は此に異形を現して出給ふ者にし有りければ、其を以て御名には如何)

時天鈿女復問曰。汝將先我行乎。抑我先汝行乎。對曰。吾先啓行。天鈿女復問曰。汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰。天神之子當到筑紫日向高千穗穗觸之峰。吾則應到伊勢之狹長田五十鈴

川上カハカミ 因曰カレイハク 發顯アラハシラ 我者ワレ 汝也イハシナリ 故汝可以送我而致之矣カレイハシラテ イタストイヒテキ 天鈿女還コトニメノメノコトカヘリ
 詣報狀ウケリテカヘリゴトヲマシキ 皇孫於是脫離天磐座スミマアミコトコトニ オシハナシテ 排分天八重雲オシワケテ 稜威道別道別而ワキニチ 天
 降之也クダリマシシキ 果如先期ハタシテゴトクサキヲチキリ 皇孫則到筑紫日向高千穗櫛觸之峯スミマアミコトハチイタケワシキツク 其猿田
 彦神者則到伊勢之狹長田五十鈴川上ヒコノカミハ スナハチイタケイ 即天鈿女命スナハチイタケノミコト 隨猿田彦神所
 乞シク 遂以侍送焉ツヒニアヒ オウリ タマヒキ 時皇孫勅天鈿女命コトトクニスミマアミコトノリタマフメノウズノ 汝宜以所顯神名爲姓氏焉イハシベシトモテ アラハシメシメナラ
 因賜猿女君之號ヨリタタラサル 故猿女君等男女カシサル 皆呼爲君ミナ イフ キミト 此其緣也コレソノ コトノモトナリ 高胸此
 云多歌武娜娑歌イタタカム 頗傾也此云歌矛志コソクイカ

猿田彦大神此に御名を顯はし申せるに就て、天鈿女命より問聞えさせ御在し坐すらく、汝我に先立て行かむや、抑我
 汝に先立て行かむやと宣給へるは、古事記に謂ゆる射向神と面勝神の謂にして、其猿田彦神の殿めしく御在し坐す御
 形狀にも少か後れさせ給はざる御所爲なる者にして、實に面勝ち参らせたる御問なり、然るに猿田彦神の其に對へさ
 せ御在し坐して、吾先啓行と聞えさせ給へるは、古事記に仕奉御前参向之侍と云ふに當れる所なる事云ふも更なり、
 然るに此天鈿女命の間にも猿田彦神の對にも不審しき事有りけり、其は先に猿田彦神より問天照太神之子、今當降
 行、故奉迎相待と聞えさせ給へるは、其御天降の御前仕奉らむと爲て出迎へ奉らせ御在し坐す由なり、然れば其に對
 へて天鈿女命の皇孫何處到耶とのみこそ問はせ給ふ可きに、其主と有る御事を後にして、汝何處到耶、皇孫何處到耶

と問はせ給ふと云ひ、猿田彦神の御對にも、天神之子則當到筑紫日向高千穗櫛觸之峯、吾則應到伊勢之狹長田五
 十鈴川上と申されて、天神御子の御行方は今此に其御迎に参向はれし事なれば、其國處を差して幾重にも明らかめ聞え
 させ給ふ可きは本より當然の御事なりければ、然こそ有るべき御事なりしが、其に並べて吾則云々と申させ給ひては
 其奉迎に出て啓行仕奉らむと申させ給へると忽に相垂ける事云ふも更なり、然れば此には事を細かに顯はに傳へずと
 雖も、古語拾遺に始天上預結幽契、衢神先降、深有以矣と云ふ御幽契の深き所以なむ御在し坐しける御事とぞ
 所見たりける、(白井宗因説に皇孫何處到耶は猿田彦神の間なり、對曰、天神之子云々之峯は天鈿女命の對なり、吾則
 云々川上は猿田彦神の對なりと云へる、實に其如くならむには上件の疑にも及ばざる事ながら、若然らむには復問天
 鈿女曰、皇孫何處到耶、天鈿女對曰、天神之子云々、猿田彦神曰、吾則云々と有るべきに、其にても供奉にて天降
 らせ給ふ天鈿女命に汝何處到耶と云ふべき理無ければ、此句無用の物と成り、且は其幽契の深旨を探索むるに由無き
 者なるをや)故傳廿九に已に明らかめ注せるが如く、右の御幽契と申すは垂仁天皇二十五年御紀に、故隨太神教、其祠
 立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照太神、始自天降之處也と有る、其文に取りて此の古傳を
 明らかむ可き事なむ有りける、其は猿田彦神此に初めて皇御孫尊の御在し坐し著かせ給ふ地と、天照太神の將來に鎮ま
 り御在し坐すべき地とを見立て置かして、豫め其用意を調べさせ御迎には参向はれし者にて、其吾先啓行と云ふより
 先に已に其事を仄めかし聞えさせしなりけり、然れば天鈿女命の間に天照太神何處到耶、皇孫何處到耶と言を加へて
 聞くべく、猿田彦神の對にも天神之子則云々、天照太神云々と云ふ傳なりつらむを、其天照太神云々の事は後に其猿

田彥神の御在し坐し著かして年を経る任に、其神の降著せる事のみ高く成れりしより、已に其事に至りては朝廷にも所知食す成りぬるを、其五十鈴宮御遷幸の御時に至りて、其神の裔大田命より聞食して、天照大神の始めて天降らせ御在し坐しける地なりけりとは朝廷にも所知看し、又天下にも遍く心得る事とは成りぬるなめり、楮上に注し奉るが如く、此第二ノ一書に是時天照太神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡と聞えさせ給へる寶鏡にて渡らせ給へれば、天壤無窮の神勅の任に同床共殿の御契は何方に就ても違へさせ給ふまじき御事なり、然るに皇太神は始より猿田彥神と然る御幽契の御事御在し坐しけるを、朝廷には知らせ給はずして、崇神天皇の大御世に漸く神威を畏れさせ御在し坐して御代鏡を遣奉らせ給ひ、眞の御をば佗處に移し奉らせ給ひ、垂仁天皇の大御世に至りて五十鈴宮に御鎮座の御事御在し坐して、吾高天原より見求給ふ處に鎮り坐しぬと後に神託の御事御在し坐す程ならむには、始よりこそ然將來の御事をも仰事は御在し坐すべき事なりけれ、其時は御代鏡を以て眞の御と等しくして、同床共殿の御事をば天地と共に違はせ給はずとは大命仰させ御在し坐さず、甚も々々心行かぬ御事なりしが、此に就て甚恐くは在れども御神慮の御程を想像り奉るに、衢神の御幽契は實に御在し坐しなるべし、又此に伊勢と日向とに分れさせ御在し坐して天降らせ御在し坐しけるなる可し、然る時は其時より直に御鎮坐の御事有るべきに、高千穂宮より瑞籬朝に至るまで皇宮に御在し坐しけるは、其御摸造の御代鏡を以て齋かせ御在し坐すべき時の行けむ其時にこそは御幽契の御所に至らせ御在し坐さめと、其傳へさせ給ふ任に皇宮に御在し坐したりけらし、然れば其御代鏡の出來させ給ふと申すも即皇太神の大御心に御在し坐して、其同床共

殿と詔勅御在し坐し、御契に於ては天地と共に違はせ御在し坐さざる御事とは成るなりけり、猶下に至りても又説くべし、(但此は全く鈴屋大人の古事記傳に明らめられたる趣に依りて、予も亦其説を得たるなり、楮上に引ける禁秘御抄内侍所條に自神代御鏡如神宮奉仰、爲伊勢御代宮被留置也、神事次第、同伊勢と有るが如く、其御代鏡を以ても同床共殿の神勅に於ては少か異らせ御在し坐さざる事、神代より今日に至て然り、神勅の違はせ御在し坐さざる驗を眼前に見奉る事、然は云へ天神御子の故なりかし) ○天鈿女復問を、良海本に天照太神時天鈿女復問曰と有り、次に天鈿女復問曰と有る所にも、太神天鈿女復問曰と作るは中々に古かる可くなむ思しかりける、其は此には引約めて書されたるが故に唯一度の問答なりし如く見ゆる物から、先に吾名是猿田彥大神と名乗らせ給へる時には、天神の御許に申して其御命を承奉り、此度も猿田彥神の對へを天神の御許に申して、其御命を奉承りて猿田彥神に宣る由なりければ、此は天照太神時使天鈿女復問曰と有る心なる可し、此も上より續の文なりければ、右に勅天鈿女曰と有るも天照太神勅天鈿女曰の義なるは更なる事にて、古事記に故爾天照太御神高木神之命以、詔天字受賣神云々と始に置かれたる事をも證すに足れ、此を以て此に天照太神の御名御在し坐すを古しとは云ふなり、此如くなる時は古語拾遺に始に天上、預結幽契衢神と有るも滯る所無くして甚能く通ゆるなり、(然れば御紀の今存る本共に後に文を改めて傳へられし者にて、先に猿田彥命と有りしを猿田彥大神に換へ、又此に天照太神又太神と有しをも削れりし者と見ゆ) ○汝將先我行乎は、拾遺には汝應先行、將吾應先行耶と見えたるも同じ事なるなり、此は猿田彥神より奉迎相待と申給ひ、古事記に仕奉御前而參向之侍と有が如く、申させ給へる神に然問はせ給ふ程の

事には非ざらめども、其言を押へて汝前立を爲むか我先立を爲むかと面勝せさせ給ふ御意味は必御在し坐すべき事なりけり、先ノ字佐伎陀知氏と訓めり、古事記に此立御前所仕奉獲田毘古大神者云々と有る是なり、此第四ノ一書にも立天孫之前と云ふ事見え、萬葉廿(五十丁)に、於保久米能、麻須良多祁乎々、佐吉爾多豆とも有り、○將抑我先汝行乎は、良海本又活字本には將ノ字無し、皇孫本紀にも無きは古き善本を取れるなる可し、延佳も將抑の將ノ字衍字なりと云へり、從ふ可し、拾遺にも汝應ニ先行、將吾應ニ先行耶と有る事右に云へる如くして、汝とは猿田彦神を指し、吾とは天鈿女命の自の御事にて、此は即射向神と面勝神の謂にて、少かも後れさせ給はざる狀なる事云ふも更なり、玉木正英説に天鈿女命復問、以ニ行之先後、其能目勝而不屈、可ニ以見と云るは然る言なり、○吾先啓行は右に謂ゆる故奉迎相待と聞えたる如く仕奉らせ給ふにて、古事記に謂ゆる仕奉御前是なり、私記に啓行を美知乎比良岐由加牟と有れども、吾先立氏美知毘良伎仕奉牟とこそ訓むべかりけれ、神武天皇戊午年御紀に、既而皇師欲赴中洲、而山中嶮絶、無復可行之路、乃接違不知其所跋涉時(中略)果有頭八咫鳥、自空翔降(中略)是時大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目督將元戎、蹈山啓行、乃尋鳥所向、仰視而追之、遂達于菟田下縣(中略)于時勅譽日臣命曰、汝忠而且勇、加能有導之功、是以改汝名爲道臣と記されて、右の啓行の言に應へて導ノ字を書かれたるを相照して此の義をも思ふ可し、其頭八咫鳥の事を古事記なる天神の御諭には、今自天遣八咫鳥、故其八咫鳥引道、從其立後應ニ幸行と有りて、其引道と云ふは立御前と云ふ事なるは、次に從其立後と有るに合せて曉る可き者なり、偕此に啓行仕奉給ひしは、上に注せるが如く古事記に見えたる大國主大神の御言に、亦僕子等百八

十神者、即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也と聞えさせ置給ひし驗此に在る事なり、此所を拾遺の抄に先啓行者、衢神之出迎者、爲防惡鬼邪神之橫暴、此所以欲前驅啓行矣と注せるは大に予が心を得たりし者になむ、(此字詩小雅に元戎十乘、以先啓行と有る、注に啓開也、行道也と有るに依られたる者なり、開くと云ふは塞たるを分くる意なり、天書に猿田彦神の對に吾敢不塞道路、爲迎天孫而導之と云へる塞ノ字は、此の啓行の反なるにて意有るに似たり)○汝何處到耶、皇孫何處到耶は、拾遺には汝應到何處、將天孫應到何處耶と作り、偕良海本に到何處皇御孫耶と有りて、其片方を略けるは誤なり、其對に天照太神之御孫云々、吾則云々と有るに合はざるを以て其脱せる事詳に知られたり、此も右件注せるが如くして、猿田彦神は今此に天神御子の啓行仕奉らせ給ふとして出迎へさせ給へるなり、然るに其天神御子の御事を後にして汝云々と問はせ給へるは謂ゆる幽契にて、皇太神の御在し坐し著かせ給ふ可き所を先に問ひ給へるなりければ、天照太神何處到耶とこそ有るべき所なりけるに、然らざるは顯はに然は傳はらざりし者なるにこそ、(偕前後に天照太神之子又は天神御子と有る中に此を皇孫と有るは、若くは先には天神之子と有りつらむを、拾遺の如く天孫と書れたりつらむを、後に皇孫とは改まれるにや)○天神之子、良海本には天照太神之御孫と作り、御孫は御子の如く訓みたりしなる可し、拾遺には天孫と書けるも、其訓は天神御子なる事云ふも更なり、○日向高千穗は傳廿九に注せり、○櫛觸之峯、良海本には之ノ字無し、古事記に久士布流多氣と有るに取て訓來れり、傳廿九櫛日二上天浮橋の所に注るを見るべきなり、○吾則云々は皇太神を奉じてなる事下の其猿田彦神者、則到伊勢之狹長田五十鈴川上の所に就て云ふべし、○狹長田は伊勢國の號の未出來ざりし以前

の事にて、飯野多氣度會の三郡に互れる神代の古名なりしなる可し、古事記次手力男神者坐_ニ佐那縣_ニ也と有る、傳十三に佐那縣は佐那賀多と訓むべし、書紀猿田彦神段に伊勢之狹長田と有る此地の事なり、此に伊勢と云はざるは上の伊須受宮又外宮之度相の續きなればなり、書紀に狹長田と書かれたるは然るを、狹長田と云へる説などは非なり、又五十鈴川と此とは別處なるを、狹長田之五十鈴と訓むも誤なり、五十鈴川の邊を狹長と云へる事物に所見たる事無し、中卷伊邪河宮段に、曙立王者伊勢佐那造之祖と見え、太神宮儀式帳に天照坐皇太神御幸行坐時云々、飯野高宮坐_ニ支、彼時佐奈乃縣造御代宿禰乎、汝國名何問賜_支、白久許母理國志多備_乃國、眞久佐牟氣草向國止_白支、即神御田并神戶進_支と有る眞久佐牟草向國とは、覓前迎_{イサナノカヘケルサキナカヘ}來前迎_{イサナノカヘケルサキナカヘ}てふ意にて、猿田毘古神の皇御孫命の天降り國覓來坐_ニ御前を迎へ奉り給ひし由の稱なる可し、偕此御社は神名帳に伊勢國多氣郡佐那神社二座是なり、啓行の猿田毘古神、先づ此佐那縣に到着給へりしかば、此手力男神の御靈の此地に鎮り坐るは由縁有る事なりけり、偕此御社は今多氣郡佐那の仁田村と云ふに在りて大森社と申す、佐那は今佐那谷とて一谷の名にて八村有る所になむ有る(下略)と云はれき、然るに右の許母理國志多備_乃國と云は、太神宮式に飯高郡下樋小河と云へる是にて松坂の東なり、草向國は多氣郡伊射和村の北に草伏村と云ふ有り、是なる可しと云へり、又度會郡と云ふ名も神武天皇御世初に天日別命と大國玉神と度會給ひしに起れる名なりければ、古に狹長田と云ひける、其境界の廣く大なりし事を曉る可し、然れば右に狹長田之と訓むも誤なる由に云はれたれども、狹長田は惣號にて其中に在る五十鈴川上と云ふ義なる事云ふも更なりければ、之字を訓添へずしては聞え難き所なる者なり、今こそ有れ古は狹く長き田の餘多なりし地なるからに狹長田とは呼べる

にて、其を縣名に取成しては狹長田縣とぞ云ひけむを、其縣の言を略きては唯に佐那と云ふ事とは成れりけむ、偕此地方より伊賀國へ係ては、凡て猿田彦神の主領き居給ひし地なる事は已に傳廿八に委しく注せるが如し、又神名式に度會郡狹田國生神社と申すも今湯田郷佐田村に坐すを、儀式帳に稱須麻留女神兒速川比古、速川比女、山末御玉三柱云々と有る、須麻留女神は大國主神の后玉依姬命の御事なるが、此山末御玉と申すは此の主神なるを、其は古事記に謂ゆる山末之大主神に坐して、即事代主神に渡らせ給へるなど大に由有る事なりけり、若て其佐奈神社二座の祭神は傳十七及上に注せるが如く御戸開神二柱に在して、其一神は栲幡千千姬命に坐すを、次に謂ゆる猿田彦神を侍送らしても此地に御在し坐つらむを、後に其御靈の此に鎮坐す事、皇太神の此時の御幽契に依らせ御在し坐して、後に五十鈴川上に御鎮坐の御事御在し坐しけると同じく奇異なりける御事共になむ有りける、(記傳に天照太御神の御靈鏡猿田毘古神の導の隨意、先づ伊勢國に降著給ひし時、此神の御靈實も附副坐せれば、其時即此御靈は此地に留まり坐せるか云々)と云はれしかども、世記崇神天皇五十八年の下に相殿神御戸開神の御靈を相副へて奉仕る由なりければ、此御鎮座は倭姬命御遷幸の御時なる事云ふも更なり)○五十鈴川上は説々有り、神名祕抄に五十鈴云々、風土記云、是八小男八小女等迺逢_{コニス、ナカサマハル}此_{コニス、ナカサマハル}流_{コニス、ナカサマハル}樹_{コニス、ナカサマハル}棲_{コニス、ナカサマハル}因_{コニス、ナカサマハル}以_{コニス、ナカサマハル}名_{コニス、ナカサマハル}也云々と有るは必得ぬ事なり、迺逢_{コニス、ナカサマハル}は舉合_{コニス、ナカサマハル}の義にて男女相會ふ事と聞ゆ、流は溝ノ字なりければ其川を云ふなる可し、或人は流を須々岐と訓むべしと云へり、若て此流樹棲と云ふは其川邊の樹陰を以て常に嬾歌_{カヒ}の場と爲る由なる可きか、常陸風土記香島郡に童子女松原古有_ニ年少童子_ニ、(俗曰加味乃乎止古加味乃乎止賣)男稱_ニ那那寒田之郎子_ニ、女號_ニ海上安是之嬢子_ニ、竝形容端正、光華郷里、相_ニ聞名聲_ニ、同存_ニ望念_ニ、自_ニ愛心熾_ニ、

經月累日、嬋歌之會(俗曰宇太我岐、又曰加我毘也)邂逅相遇(中略)便欲相語、恐人知之、避自遊場、
蔭松下(下略)と有るに似たる事なりければ、此も樹下に陰れ棲ふ由を以て磯木棲と云ふ義なるにや、川にも磯と云
ふ事の有る由は次に云ふべし、但此風土記の體甚拙かりければ、若くは油の音伊伎なるを以て伊伎紀須の意を以て書
けるならむも知るべからざれば取用ひ難し、又同じ續きに檢秘義曰、天照太神宮天降以前、從上天志天天授降坐
此天、天之逆大刀逆鉾金鈴等此河上爾留座以來、常建五色之雲、常有金玉之音舞、照曜如日月、乃大田命惟少緣
之物爾不在上天崇祭之、因以名也云々と云ふ事有り、其は倭姬命世記に于時猿田彥神裔宇治土公祖大田命參相云々、
倭姬命問給久、有吉宮處哉、答曰久、佐古久志呂宇治之五十鈴之川上者、是大日本國之中、殊勝靈地侍奈利、其中翁卅
八萬歲之閒仁未視知爾有靈物、照曜如日月奈利、惟少緣之物不在、主出現御坐、爾時可獻止念比天、彼處爾禮祭
申奈利、即彼處往到給天御覽介禮、惟昔太神誓願給比天、豐葦原瑞穗國之内、伊勢加佐波夜之國、有美宮處利止見定
給比、從天上志天天授降坐此天、天之逆大刀逆鉾金鈴等云々と有るは、皇太神の此に御鎮坐御在し坐す御幽契の御在し坐
す御事の傳の有るに就て、五十鈴宮と云ふ因縁を杜撰せるなりけり、其鈴の事は伊賀風土記に猿田彥神女吾娥津媛命、
四神之御神自天上投降給之三種寶器之中、金鈴知之守給、其知守給之御齋處、謂加志之和都賀野、今時謂手拍
者、此其言訛也と云ふ事の有る、此より取れる者なめり、其四神之御神は何神と云ふ事を知らず、又三種之寶器と
云ふは右の天之逆大刀逆鉾金鈴等にて、其中なる金鈴は伊賀國伊賀郡にての事なるを取れるにて、餘の二種は伊勢な
りや何國なりや所在の知られざるを幸にして物爲たるなる可し、殊に甚しきに至りては其鈴の事を御鎮座傳記には大

小金鈴五十口と云ひて、五十鈴の名の所以と思めかしく書きたるなどは云ふにも足らぬ程の事なりけり、(其五十は伊
會と訓むべきが苦しと見えて、元々集裏書に口傳曰、大小五十者非也、有秘說、十ノ字不可讀也と云へるは、五十
之常に伊と訓む事なるが故に、十ノ字を除か將欲成りたるにて拙しなども云へば更なり、又神名秘書に右の事を書
せる終に五十者敬禮之意也、根元義也、鈴音ノ字也など云へるは何の事とも更に難知し、故此五十鈴と云ふ事を予が
心得る所其二説とは甚く異なりけり、然るは傳十九に注るが如く垂仁天皇二十五年御紀に故隨太神教、其祠立於伊
勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照太神始自天降之處也と見えたる齋宮は、即皇太神を齋奉る大宮
の謂なり、然るを拾遺に仍隨神教、立其祠於伊勢國五十鈴川上、因興齋宮、令倭姬命居焉と見えたるは、其齋宮
は皇太神宮の御事にして後世に謂ゆる齋王の齋宮には非ず、此は倭姬命をして皇太神の齋宮に令侍給へる由なるを見
誤りて、世記に因興齋宮宇治縣五十鈴川上大宮際、令倭姬命居焉とは記したる者にて、此は齋王の宮の心に思僻め
つる説なれば今云ふ限に非ずと雖も、此に混らはしき事有り、右の如くは皇太神宮を齋宮と申すは更なる事にて、又
は磯宮とも申せるに、世記に倭姬命宇治磯殿乃磯宮坐給奈利、奉日神祀古止無倦焉と見えたる、其を殿舎考證に儀
式帳所謂齋内親玉川原殿院、疑古磯宮之地と有て、齋王の宮をも通はして磯宮とは聞えしなりけり、然れども大倭
本記に一鏡者天照太神之御靈名天懸太神也、今伊勢國磯宮崇敬拜太神也と有りて御紀の趣にも合へれば、皇太神宮
をば古に齋宮とも磯宮とも申し奉る事を本にて、其傍に齋と爲て侍給ふ皇女の宮をも後に齋宮と聞え、又本より其磯
宮の御許に御在し坐すを以て其をも磯宮とは申せるにて、磯は五十鈴と同じくして其地名なる者なり、借五十鈴は磯

洲と云ふ事にて其川傍に在る地の謂なる可し、大凡磯と云ふは海崖に在るをのみ云ふと思ふは後世の俗意にして、名高き大和國石上も布留川と云ふ有て其磯の上に在る地なるが爲に云ふ稱と聞え、萬葉二(廿九丁)に、御立爲之、鳥之荒磯乎、又水傳、磯乃浦回乃など有るは鳥宮の池なるを云ひ、三(廿六丁)に、小浪、磯越道有、能登湍河、十一(七丁)に、荒磯越、外往波乃、十二(三丁)に、磯上、生小松など有るは何れも川に磯とは云へるにて、此例猶有るべきなり、世記に奉遷天照大神於度遇五十鈴河上船云々、五十鈴原乃荒草木根苜掃比、大石小石造平且云々と有るを以て磯洲と云ふべき地理なる事を明らかにむ可くなむ有りける、記傳十五(三十四丁)に、是謂磯宮と有るは心得ず、此は儀式帳などに五十鈴宮に鎮坐さむと爲し以前に玉岐波流磯宮坐と有る、其は神名式に度會郡磯神社、和名抄にも伊蘇郷有りて今も磯村と云ふ、此地に姑く坐ししを磯宮と云ふ、此は其伊蘇と此伊須受と名の似たる故に混ひし傳なり云と云はれしは、其も川傍の地なるから磯宮とは云へるにこそ有りけれ、本より其と此と同名なりとて其混れとは如何は云定む可き、(右に磯洲と云ふ磯は字書に水中磯也、又は磯也、大石激水也と云ひ、磯は活法に水渚有石、沙漠有磯と有りて、海にも川にも凡て水際に石の在る處を云ふなり、洲は和名抄に水中可居者曰洲和名須と見え、又渚とも書くなるが、吳都賦注に水中可居曰洲、小洲曰渚、又洲中有草木曰渚と有るをも考合す可し、或説に五十鈴原をば伊は發語にて篤原なりと云へるは取るに足らず)○發顯我者汝也は、私記に發顯を安良波之津留と訓り、纂疏に謂細女一間之下、猿神無所匿形而、發其密意也と注させ給へるが如し、古事記には御天降の後に故爾詔天宇受賣命、此立御前所仕奉發田昆古神者、專所顯申之云々と所見たるを、其傳十六(二丁)に、顯申とは彼大

神の御名をも其出居給へる所以をも問聞て顯はせるを云ふ、上に顯白其少名昆古那神、所謂久延昆古云々と有るに同じ、申すは云々と奏せるを云ふ、顯に附て云ふ辭には非ず」と云はれき、予が思ふ所は、其大神の御本意は天神御子を奉迎り御前に立たして仕奉らせ給ひつゝも、其正身をば誰神とも知られさせ奉るまじき爲にて、殊更なりける異形に化て出で給へれば、供奉神等と申せども容易く近著くべきに非じと思慮らして出居給へるに、案外なる天鈿女命の出向はせ給へるに面勝れ奉りて、天神の大命と申して凡ての事落も無く聞えさせずしては得有るまじかりける運びに成給ひにければ、其神の甚しく目勝給ひて物爲給へる功を愛聞えさせ給へるにぞ有りける、(汝ならずは誰かは我を顯はし給はむと云ふ義なる可く見ゆる所なりけり、口訣に發顯我者汝也者、發我教也と云へるは當らず)○汝可_レ以送我而致之矣と口訣に可_レ從_レ我也と云へれども然に非ず、其猿田彦神と共に先づ伊勢に天降らせ給へと乞給へるにて、已に御幽契有て皇大神の御鎮坐の御事などの較略に係りたる可き事、下に遂以侍送焉の所に云ふを以て知るべし、此事に就て卜部家説に我を送届られよと云ふは夫婦と成らむと云ふ約なり」と云ひ、神祇正宗と云ふ物にも鈿女神送猿田彦、止于伊勢而、成猿田彦之妻と云へるなどは、能く其神の事迹をだに跋らずして闇推に云へる者にして、論ふにも足らざるなり、(其天鈿女命と聞えさせるは天兒屋命の後神に坐して萬幡豊秋津姫命の御事なる由、上に明らかめ云へるが如くして、伊勢に縁有る神には坐せども其謂には非ず)○天鈿女還詣報狀、拾遺には天鈿女命還報と書けり、即高天原に還詣りて皇祖天神の御前に報狀させ給へるなり、古事記には此還報の事を被載すと雖も、右に引ける文に專所顯申之と有るを、記傳に申は云々と奏せるを云ふ、顯に附て云ふ辭には非ず、書紀に還詣報狀と有る

に當れり」と云はれたる實に然る言なり、○脱離天磐座は私記に脱離を於志波奈禮と有り、傳廿九見る可し、○排に分天八重雲、傳廿九に注せり、○稜威道別々々、傳廿九に云へり、○果如先期は私記に先期左岐乃知岐利と有り、即上に謂ゆる猿田彦神の對に天神之子則云々、吾則云々と申させ給へる是なり、○皇孫則到筑紫日向高千穗觸峯、此御事は傳廿に注し奉れりき、○其猿田彦神者、則到伊勢之狹長田五十鈴川上と有る、此御事天書には遂先立向日向高千穗奇觸峯、於是猿田彦神者、別而行伊勢國矣と有りて、先づ高千穗峯に供奉り、其より伊勢國に御在し坐したる趣にも聞ゆる物から、右の間對に依るに皇太神の御幽契の御事に依りて、天八達之衢より別れて一先伊勢には到著し、なりけり、其は記傳十五(三十五丁)に、垂仁天皇二十五年御紀五十鈴宮御鎮坐の所に、天照太神始自天降之處也と云ふ事甚々心得難かりしを、近き頃思得たり、先づ初に猿田彦神の答に吾先啓行、天神之子則當到筑紫日向、吾則應到伊勢と申給へる、抑皇御孫命の日向國に降坐さむに、其啓行の神の伊勢にしも降り給ふ事深き所以有り、豐受宮儀式帳に天照坐皇太神、度會乃伊須々乃河上田、大宮供奉、爾時大長谷天皇御夢爾誨覺賜々、吾高天原坐見、見志麻岐賜志都眞利坐奴云々と有り、斯れば此御靈鏡を後遂に此地に鎮坐さしめむと、太御神御自高天原にして預てより所念設たる事なり、然れば猿田彦神の啓行ながら此伊勢に到り給ふも、古語拾遺に初在天上、預結幽契、衢神先降、深有以矣と見えたる如く、本より此由縁有る故に此御靈鏡を終に鎮坐すべき處へ先導送り奉らむ爲なり、故其御天降の時に皇御孫命に附副ひて此御鏡を戴齋奉れる御從神は、彼啓行神の導の任に自然先づ此伊勢國に降著しなり、始自天降とは此時の事なりけり、若然らずは日向國へ降り給ふ皇御孫命の啓行神の伊勢へ降り給はむ事何の由も

無く徒ならずや、楮右の如く此御鏡は先づ伊勢に降著給ひしを、日向に著給へる皇御孫命の御許に送り奉り置きて、猿田彦神は御暇賜りて又伊勢に歸著給ひしなり(下略)と云はれたるは實に美たき説なり、但此猿田彦神は傳廿九に注せるが如く天神御子の初國所知食す大宮地の國主と御在し坐しける事勝國勝長狹命の御事なるを、其天神御子をば其高千穗峯に天降り御在し坐すべく定め聞えさせ御在し坐して、更に別れて伊勢に降坐し、は右に云はれたる如く皇太神の御鎮坐の御地の爲にして、初めて其地に天降給ひ、其より高千穗宮に參りて仕奉らせ給ひ、吾田笠狹の地を大宮處に奉り、大山祇神の御女等を媒して天神御子に配せ奉り置かして後ぞ伊勢には全く御在し坐したるにて、其も往往皇太神の大宮處と成るべき五十鈴川上の地を守護奉らせ給ふ御爲にぞ有るべかりける、(其は儀式帳に皇太神御遷幸の御事を申せるに、百船乎度會國佐古久志呂宇治家田々上宮坐支、爾時宇治大内人仕奉宇治土公等遠祖大田命乎、汝國名何問賜支、是川名佐古久志留伊須々乃川止申、是川上好大宮地在申云々と見えたるを、世記には猿田彦神齋宇治土公祖大田命云々と有るを以て、其幽契有る事を知るべし)○隨猿田彦神所乞、遂以侍送焉は、上に因曰、發顯我者汝也、故汝可_レ以送我而致之矣と先に申させ給へる是なり、此に就て思ふに、猿田彦神より天鈿女命に送り給はる可き由を乞給へるは、實は皇太神の御靈を供奉らして先づ伊勢國に御在し坐すべき由を云進め給へるにてこそは有りけり、然も有りなむと思ふ事は、古事記に其御天降の後の事にて、故爾詔天宇受賣命、此立御前所仕奉、猿田毘古大神者、專所顯申之汝送奉と有るは、其神の乞し給へるにては無く、皇御孫尊の大御心を以て其猿田彦神の天八達之衢に待向へて啓行仕奉らし、御功と申し、又先に天鈿女命と共に伊勢に御在し坐して皇太神の御幽契の御旨

を果し仕奉らせ給ひ、又吾田國を奉りて初國所知食す大宮所を定め仕奉らせ給ひ、大山祇神の御女を娶せ奉りて後の大御政を助仕奉らしめ申せるなど、其御功の甚々大に御在し坐すが故に勞らせ御在し坐して、後に汝送奉とは詔給ひて其大御政をば行はせ給へるにぞ有るべき、然れば古事記なるは後の事、此なる遂以侍送焉と云ふは先の事にて、已く皇祖天神の天命を以て、皇太神と天鈿女命とは其神の白させ給へる任に天八達之衢より道を別て伊勢には天降らしめ給へるにて、自別々なる御事なるを、一に説くは大なる誤なるにてぞ有るべかりける、右に注せるが如く其猿田彦神の狹長田に就て神名式に伊勢國多氣郡佐那神社二座と有る、一座は古事記に謂ゆる天手力男神に渡らせ給ひ、今一座は栲幡千々姫命に御在し坐すを、其神即天鈿女命にて御在し坐せば、此に御鎮座の御事御在し坐すなど大に御幽契の有る御事と所見たり、然るは傳十七に注せるが如く神名式武藏國足立郡多氣比賣神社を、風土記に多磨郡稻直郷多氣比賣神社、所祭栲幡千々姫命也と有るも、此多氣郡に御在し坐すからの御事と聞え、又阿波國名方郡天石門別八倉比賣神社(大月次新嘗)と有るも、同國神名帳在名東郡佐那河内村、稱天磐戸別神社と云へる佐那は、本國伊勢の地名なるを以て、此地に就ては少縁なるまじき所以なる事をも明らむ可くなむ有りける、(但此は先と爲むも後と爲むも事は同じき物から、此度の御天降は狹長田五十鈴川上と差し給へるを以て先なる所以とは數まへつるなり、偕此神は手力雄神の御女に坐す由は傳十七卷に注せるが如くにて、其猿田彦神の本名味耜高彥根神の后天御梶日女命亦名天津羽々神とは御兄弟の御由縁御在し坐す御事なるを、其神の妻神と成り給へる由に云ふなどは、甚じき僻事にて云ふにも足らずなむ)然れば此に遂以侍送焉と有るは、皇祖天神の詔命に依りて天八達之衢より伊勢に侍送らせ給へるな

り、古事記に汝送奉と有るは、皇御孫尊の詔命に依りて後に日向より伊勢に送り奉らせ給へるにぞ有りける、然るを御紀なると其記なると我も人も一に心得る事なれども、互に各其片方の略かりて傳はらぬにて、其委しき由は傳廿九に注せるが如く此正書に到る吾田長屋笠狹之碕矣、其地有二人、自號事勝國勝長狹、皇孫問曰、國在耶以不、對曰、此焉有國、請任意遊之、故皇孫就而留住と見えたる、此には猿田彦神の名無くして事勝國勝長狹にて傳はれるなるが、已に此吾田の地を避けて伊勢に退かせ給ふ御事の事はなり、第二ノ一書にも乃召國主事勝國勝長狹而訪之、對曰是有國也、取捨隨勅、時皇孫因立宮殿、是焉遊息と有り、第四ノ一書なるも大旨右に同じ、此第六ノ一書には右の事を記されたる次に又問曰、其於秀起浪穗之上、起八尋殿而、手玉玲瓏織紵之少女者、是誰之子女耶、答曰、大山祇神之女等、大號磐長姫、少號木花開耶姫、亦號豐吾田津姫云々、皇孫因幸云々と有るも、其事勝國勝長狹神に問はせ給へるなり、因幸と有るも其神に就て幸させ御在し坐すなり、此御事は傳廿九に注せるが如くにて、猿田彦神の御功の大に御在し坐して、天神御子の御爲に御功の大なる事此を以て見奉り知るべし、此猿田彦神と事勝國勝長狹神とは正しく一神にて渡らせ給へる確證を得たる上より思ふに、其猿田彦神と申す御上にて啓行の御功大なりとは雖も、若其御事のみならむには前驅神の扶助と成らせ給へるが御功なるを、此二神の一體なる上は、皇御孫尊は日向に、皇太神は伊勢にと、其地を預てトさせ給へる御事も知られ、又初國所知食す大宮處より始めて后神の御上に至るまで萬に後見奉らせ給へる御功を合す時は、實に甚端無く廣大なる御功にて、其御尾前に仕奉らせ給へる御事の實も知られ奉りて、尊しなど聞えさせむも中々なる御事にこそは有りけれ、故古事記に皇御孫尊の天命以て天鈿女命

に汝送奉と有るは此御時に在りとは云ふなり、然る時は其御天降の時に天鈿女命は猿田彦神と共に伊勢に到り給ひ、猿田彦神は本よりの本國は日向なりし故に、皇太神の御靈を供奉りて天鈿女命と共に日向に還り給ひ、其國を天神御子に奉り置かして、其よりは伊勢を以て住處と爲させ給へるにて、上に注せる伊賀風土記に猿田彦神、始此國屬伊勢加佐波夜國一時、二十四萬歲知此國矣と有るも其時よりの事とぞ所見たりける、(記傳十六卷二丁に云はく、此記に猿田毘古神何處へ往坐すとも云はずして唯送奉と有るは其本郷に還り給ふなる可し、是に依りて見れば伊勢は初より其本國なりけり、若て天字受賣命の送りしは書紀の趣は彼御前に立て天より降り給ふ時の如くに聞ゆれど、此記の趣は然に非ず、猿田毘古神は先づ伊勢に降著きて偕伊勢より一度日向宮に朝參て、偕暇を賜りて日向より伊勢に還り給ふ給の事と聞えたり云々)と云はれたるは、紀記の上に於て互に一は省かりて傳はりつる故に然異説に見ゆる事なるを考漏らされたり)○時皇孫勅天鈿女命云々は、右に注せるが如く猿田彦神を伊勢に送り奉らして、此は日向宮に仕奉らせざるが故に、天鈿女命をして其神の仕奉る事を相兼て令仕奉給へる較略なり、古事記には此立御前所仕奉猿田毘古神者、專所顯申之汝送奉、亦其神御名者、汝負仕奉、是以猿女君等、負其猿田毘古之男神名而、女呼猿女君之事是也と見えたる、先づ其事を此に一應注して次に此の説に及ぶ可きなり、汝送奉の説は右に注せるが如く、亦其は天鈿女命の送奉らする時に還來りて仕奉らせ給ふ方を此時に仰含めさせ給へるなり、其神御名者仕奉は記傳十六(三丁)に、凡て名を負ふと云ふは他人の名に在れ物名に在れ取て己が名に著を云ふ、其名を負持つ由なりと云はれし如くにて、其一二例を云はゞ正書に謂ゆる稻背脛命は天夷鳥命の御事なるを、當須避不と宣て終に大己

貴神に此國を避奉らしめ給へる故に、神名式に出雲國出雲郡大穴持伊那西波伎神社と有るも、其功に依りて其御名を負持し坐せるなり、又其神賀詞に己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮天、大八島周現事顯事令事避之、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐乎大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛瓊玉命名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐云々、皇孫命能近守神靈置天、八百丹杵築宮爾靜坐支と有るは、其天穗日命天夷鳥命の功に依りて國を避せ奉り給ひしなり、然して次に是爾親神魯伎神魯美乃命宜久、汝天穗比命云々、爾賜志次乃隨爾供齋仕奉氏、朝日乃豐榮登爾、神乃禮自利臣能禮自、御禮乃神寶獻良久奏と有る、神能禮自利とは其時大己貴神より神寶を天神御子に奉らせ給へるなるが、臣能禮自とは其大神の例の任に仕奉れるにて、此は其御名を負持と云ふ例には非ざれども、其神事を負持て仕奉れるにて、御名を負ふと云ふに異ならざるなり、(此は殊なる例ながら、景行天皇二十七年御紀日本武尊の川上梟帥を刺給ふ所に、川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也云々、吾是國中之強力者也、是以當時諸人不勝我之威力而、無不從者、吾多遇武力矣、未嘗有若皇子者、是以賤陋口以奉尊號、若聽乎、曰聽之、即啓曰、自今以後、號皇子、應稱日本武尊、言訖、乃通胸而殺之、故至于今、稱曰日本武尊、是其緣也と有るなども其例に負へつ可し)仕奉は其猿田彦神の仕奉らせ給へる御名を負ひてなり、記傳に仕奉るは皇朝に仕奉にて、即後まで有る猿女の職是なり、偕此は猿田毘古神躬づから皇朝に侍て仕奉給ふ可きを、此神は幽契有りて罷退きて伊勢に坐すべきが故に、宇受賣命の此神の代と爲て其御名を負持て仕奉れと詔ふなり、近世に身の代を名代と云ふは此義に允當れり、汝負其神御名とは云はずして、其神御名者汝負仕奉と有る語勢に心を著けて能く味ふ可

し、其神の代りに汝仕奉れと詔ふ意自含めり、猿女君等此は後の猿女君氏の人等を指して云へり、男神の名を負ひてとは猿田彦神の代と爲て其御名を負む者は男なる可き事なるに、然は非で宇受賣命よりして後までも皆女にして其職に仕奉る故に、女にして男の代を供奉ると云ふ意にて男神とは斷はれるなり、次に女と有と相應へる言ぞ(取要)と云はれたり、但此に亦其神御名者、汝負仕奉との大命見え、次に負其猿田比古之男神名而と有るを思ふに、後世の猿女君の事は格別にして、此時天鈿女命に猿田比古之女神と云ふ名は負坐せるにて、其名と云ふは高橋氏文に大倭國者以三行事一負名國奈利と有るが如く、其行事を以て仕奉を云ふなりければ、猿田彦神の皇朝に在りて仕奉給ふ行事に代りて仕奉る事を負名とは云ふなりけるにや、谷重遠説に、至今世、女御入内、有先乘御車者、此傳三鈿女命之故實也、士大夫婚禮、亦有此遺風焉と云へる、若受くる所有るならむには實に是ぞ猿田彦神の行事をば負持せる遺風には有るべかりける、通證にも其文を引て今按、侯家或先導新婦輿者、名桂女、出自山城國葛野郡桂里云、或有用偶人者、此乃源氏談榮花談所謂阿麻加都而、今所謂遣子亦此遺也、阿麻加都目勝之義、桂女亦蓋取于此也と云はれ、和訓栞に阿麻加都、春雨抄に天兒を訓めり、實は目勝の義、鈿女命より出でたる故事なり、列仙傳に見えたる東王公の摸像とし、天倪を訓るは誤れり」と云はれたるは實に然る言なり、然して古事記に女呼猿女君之事是也と云ふは、猿田彦神の猿を取りて猿女君の號出來れる者の如く見ゆめり、然れども其天鈿女命の子孫の猿女君は女にして、其猿田彦神と申す男神の物爲給へる行事を以て仕奉ると云ふまでの傳なりつらむを、猿田彦神を佐流陀と訓成し奉る頃よりの説なるにや、然るに傳十七に注せるが如く天鈿女命已に天石窟の前にして巧作俳優と云ふ事の有

るは、後世に謂ゆる猿樂の起原なるを思へば、猿女は戲女にして全く天鈿女命より以降承來る其氏人の行事に因れる者なりければ、猿田彦神に所以有るには非ずして、其猿女君の仕奉る職掌の中に其猿田彦神の名代と爲て負持仕奉る行事は有るなりけり、然も非ずしては上に注せるが如く猿田比古神又猿田彦神と作れたる猿田彦神共に佐陀と唱奉る事なるに、猿女は佐賣とは訓むべからざるを如何とか云はむ、此は甚古くよりこそ誤來る事なりけらし、又和訓栞に禁裡の御膳に阿麻我都を居る事日中行事に見えたり、江次第に阿麻我都の土器と云へる是なる可しと云へり、其事は下に注せる古事記に是以御世々々島之連贊獻之時、給猿女君等也と有る所に云ふべし。○汝宜以所顯神名爲姓氏は、右に擧げたる古事記に故爾詔天字受賣命、此立御前所仕奉猿田比古大勅神、專所顯申之汝送奉、亦其神御名者、汝負仕奉と有るに當れる所なり、其所顯神名は上に猿田彦神の言に因り、發顯我者汝也と有る其事を此に詔給へるなり、宜爲姓名は此時未臣下に姓氏を賜はる時に非ざりければ、古事記に汝負仕奉と云ふ古傳の當昔の時世の風に書取られたりし者とこそは思しかりけれ、拾遺には細書にして天鈿女命者、是猿女君遠祖、以所顯神名爲氏姓、令彼氏、男女皆號爲猿女君此縁也と有て注文の如くなるを思ふに、此も其類にて後より書加へられたる者なる可し、然るに御紀に賜姓と云ふ事は垂仁天皇廿三年に敦賞湯河板舉、則賜姓而曰鳥取造と有る是始なり、其三十二年に天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、即任土部職、因改本姓、謂土部臣と有るを見れば、此より以前にも姓氏を賜ふ事は有りと雖も、神代に係けて云はむは餘なる事共なり、此文を引て記傳十六卷四丁に、此は漢文を修ろはれたるに就て古意の主と有る所を失へり、此記と合せて曉る可し、且此文には心得ぬ事共有り、先づ

上には姓氏と云ひて下には號と云へる、姓氏と號と忽違へり、抑此時未姓氏と云ふ事有るべくも非ざれば、此二字は此に叶はず、只號と有るぞ宜しき云々」と云へりき。○因賜猿女君之號は、古事記に女呼猿女君と有る是なり、此に一の疑有り、上に注せるが如く此天鈿女命等は謂ゆる五部神にして、各其部を帥て天降坐し、かば、天兒屋命は中臣の部の長なるに依りて其子孫中臣連と成り、太玉命は忌部の長なるが故に其子孫忌部首なると同じ狀にて、天鈿女命も猿女の長と爲て仕奉られし故に永く猿女君の祖と坐せるなれば、高天原より猿女と成る部を領て降り給ひしを此時より名を改めて猿女君と爲させ給ひし者とも見えざりければ、此に至りて賜猿女君之號と云ふ事は甚しも心得難き事なりければ、右件に注せるが如く其謂ゆる猿女君之號は、天鈿女命の女にて仕奉られし如く、其裔孫の猿女君も天鈿女命より承傳へて仕奉るが故に、其事を上にも及ぼして此に始めて其號を賜へりし者の如く傳はりたりし者などにこそ、(拾遺にも以所顯神名爲氏姓と云ふ事有れども、神代を去りて後の事を其古に係たり者にして、信らしくこそ思えざりけれ) ○猿女君の猿女は氏なり、君は姓なり、然して猿女の部を領るて其長なるが故に君とは云ふなり、然るに此下に故猿女君等、男女皆呼爲君と云ふは心得ぬ事なり、若くは右に天鈿女命に賜猿女君之號と有るに依りて、其子孫に至るまで男女共に皆呼びて猿女君と云ふとなりけむを、姓の君をしも尊稱の如く云如く聞えて甚如何なる事とぞ所思えたり、然れば拾遺に今彼氏男女、皆號爲猿女君と有る方なむ勝れるを、其も古事記に是以猿女君等、負其猿田毘古之男神名而、女呼猿女君と有るに如かざるなり、然るは記傳十六(四丁)に、女呼猿女君は、此は女にして男神の名を負ひて仕奉る所以を云ふ所なる故に、男に用は無く唯女を主とは云へ

り、猿と云ふは男神の名なるを、女の負ひて猿女と云ふなり」と云はれたる如くにて、男女に互る可き理無ければなり、但負名と云ふは予が思ふ所少か異なるが故に、其記を引て右に注せる如く名と云ふは其男神の行事なるを、其猿女氏の人女にて其行事を承繼ぐが故に男をば云はず、女を指て猿女君と呼ぶと云ふ事にして、猿田彦神の猿と猿女君の猿とは相預らざる事にて、其職號の起る所以は石宿戸の時に在るが故に、御天降の所にも此には猿女上祖天鈿女命、古事記には天宇受賣命(猿女君等之祖)と有りて、其部の長として降り給へる故に五部神の第三にて坐すなり、思混ふる事勿れ、偕此天鈿女命と聞えさするは、天兒屋命の後栲幡千千姫命の御事にて渡らせ給へれば、其子孫とて殊更に在るべきに非ず、然るを弘仁私記序に有舍人、姓稗田、名阿禮(天鈿女命之後也)爲人謹恪、聞見聰慧と云ふ事の有るに就て、中臣の所屬に中臣稗田連と云ふ有るが、其系譜を見るに天兒屋命後胤真人大連公に子五人有り、其兄を黒田大連公と云ふ、是鎌足公の祖にして藤原氏の流是なり、二子を鎌子大連公と云ふ、中臣宮處連、中臣方岳連、畝尾連等の祖なり、三子を三楯古連公と云ふ、此は中臣稗田連の祖なり、四子を加沼知連公と云ふ、中臣酒屋連の祖なり、五子を眞若媛連公と云ふ、是猿女君なり、其三楯古連公の子眞建連公、居添上郡大家と有りて、其妹金岐比賣連公を猿女君と有り、其眞建連公に二子有り、兄を眞昨と云ふ、中臣大家連祖なり、次を弟古と云ふ、中臣稗田連祖にて居添上郡稗田村と有り、其子石背に子二人有り、姉を花比咩と云ふ、猿女君なり、弟武諸の子阿禮は即謂ゆる稗田阿禮なり、阿禮の子大麻呂は大舍人なり、其子姊久志賣、外從六位上猿女君、弟豐足、外正六位下治部少承なり、其子牛甘、從七位下齋宮少允大和主帳なり、其子安成采女佑、正七位上なり、其子四人の中に秋足、從八位上、

散位大屬、其子三島女猿女君、次に海子八女君、延喜二十年十月死と有り、又其秋足の弟廣麻呂、從八位上神琴師、其子三人有る、兄の福吉、正七位上神祇官史、妹福貞子猿女君、次に福豐神部と有り、其福吉の子恒富、神祇少佑、天曆大嘗會賞敘_ニ從六位上_一と有りて、其支流の女にて多く猿女君と云ふ事見えたるは、中臣の女を以て仕奉る例なる證にて、予が天鈿女命を天兒屋命の後神と云ふ事の強ひざる事此を以て見るべし、其中に稗田海子稗田福貞子等は次に引ける西宮記裏書にも出でたり、然る時は其天兒屋命の流より女を猿女君として仕奉る一家別に支れて、其稗田氏の中より女は職に就て猿女君の姓を呼ぶ事なるが、男の限は稗田連なりけるを、其猿女君を奉る家なりしが外祖の方を主と立つる事にて、天鈿女命をば祖神と持齋く例なりしにぞ有るべかりける、然云ふ故は記傳に、書紀に依れば此號は即宇受賣命に賜へる號にして、其を後まで嗣傳へたりし者なり、但此宇受賣命は女神なるに子孫の有む事疑はし、故思ふに此等は尋常の姓の如く必しも其子孫には非ざれども、此職業を相嗣ぎて仕奉る女等を猿女君とて此神を祖神と爲るにや有らむ、書紀應天皇御卷に百濟王貢_ニ縫衣工女_一、曰_ニ眞毛都_一、是今吳縫衣始祖也と有るなども同じ例なるにや有らむ、然れば此記書紀を始めて世々の史共に猿女君と云ふ姓の人も見えたる事無く、天武天皇の御世に其同列の中臣忌部玉祖などの氏々は皆姓を賜れる其中にも見えず、又姓氏錄に見えざるも然る故由にもや有らむ(取要)と有るに起されたる説なり、但後の狀を見て其職業を佗氏の人を以て仕奉る事と思はれしは非なり、天鈿女命の裔其猿女君と仕奉る可き氏族の有りけるを、男は佗氏にて其猿女君には女のみにて仕奉る氏族の有る事をば思漏らされたるなり、然るは皇太神宮儀式帳に大物忌と云ふ職掌の有る、此は少女を以て仕奉れるを、其少女の爲に大物忌父と云ふ有

りて、其父には在れども其女の仕奉る職掌には預らざるに於けるが如くにてぞ有べき、(今も神社に依りては巫女に仕奉る家の在りて、男子は其神事には預らずして佗の職を爲し、女は家の主にして其神に仕奉れるが如くにて、古に猿女君の仕奉る家も必其狀なりけむ事云ふも更なり、然る時は稗田阿禮は正しき中臣稗田連なりければ、記傳二卷に稗田翁と書かれたるも謂はれたる事なるを、平田翁の古史徴に其を非として、萬葉三卷に出たる志斐姫などに引附けたるは笑ふ堪へざる事共なり) 偕此猿女君の世々仕奉れりし事跡は、記傳に引かれたる拾遺樞原朝段に中臣齋部二氏俱掌_ニ祠祀之職_一、猿女君氏供_ニ神樂之事_一、自餘諸氏、各有_ニ其職_一也と見え、天孫本紀同天皇即位元年の事を云へる中に、十一月丙子朔庚寅、初齋瑞寶奉爲_ニ帝后_一、鎮_ニ祭御魂_一、祈_ニ請壽祚_一、其鎮魂之祭、自_ニ此而始矣_一(中略) 凡厥鎮祭之日、猿女君等舉_ニ其言_一、大謂_ニ一_ニ二_ニ三_ニ四_ニ五_ニ六_ニ七_ニ八_ニ九_ニ十_一而、神樂歌儻(下略)と云へる、其事を天皇本紀に其鎮祭日者、猿女君等率_ニ百歌女_一、舉_ニ其言本_一而、神樂歌儻、尤是其緣者矣と見えたる、百歌女は猿女にて其猿女君の率る部是なり、拾遺に凡鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡、然則御巫之職、應_ニ任_ニ舊氏_一、而今所_ニ選不_ニ論_ニ佗氏_一、所_ニ遺九也_一と所見たりければ、猿女氏より大御巫の職に仕奉り、鎮魂祭の儀に天鈿女命の迹の任に女にて仕奉りし事にて、男子たりし者は預らざりし證是なり、臨時祭式に凡御巫御門巫生鳥巫各一人(其中宮東宮唯有_ニ御巫各一人_一) 取_ニ庶女堪_ニ事充_ニ之_一、但考選准_ニ散事宮人_一と有りて、御巫を奉る事猿女の舊氏に復されずと雖も、猿女君の例に依りて女を以て仕奉る事にて、男に猿女君と云ふは無き事を徴すに足れり、此よりは猿女君のみにて仕奉る可き神事なども御巫猿女と相並ぶ事と成れり、故鎮魂祭儀に縫殿寮、率_ニ猿女_一、升_ニ自_ニ東側階_一、就_ニ座_一とも、御巫舞訖、次諸御巫猿女舞畢と有て、猿女は御巫の

被官の如く成れるは、故實を已に失へりと云ふべし、又大嘗祭儀に大臣一人、率中臣忌部猿女、前行、(大臣在中央、中臣忌部在左右)大嘗祭式に大臣若大中納言一人、率中臣忌部(中臣立左、忌部立右)御巫猿女(左右)前行と有り、後には平戸記に仁治三年十一月十三日、今夜大嘗祭也云々、祭祀之間、又多違例等云々、無猿女云々、希代勝事也と云ふに至りては衰へ果たる事にて、薩戒記應永廿三年十一月十三日壬寅、今夜鎮魂也と云へる件には、猿女君の仕奉る事の見えざるは、終に絶竟たる者と見えて惜むに餘有る事共なり、偕又大被の時の二季御贖儀に、中臣捧御麻云々、中臣(簡氏女堪事者奏定)於殿上轉取供奉と見えたるは、被は中臣氏の仕奉る事なれども女の仕奉る事物に見えず、又猿女君の仕奉ると云ふ事も見當らざれども、元は中臣稗田連より出でたる猿女君の職なりつらむを、其氏の衰ふるに隨ひて佗の中臣諸氏の中より中臣女として仕奉る例とは成れるに非じか、然れば此一事をば廣成宿禰の所遺と云へる中に具まへ遺されたりし者とぞ思しかりける、偕此には其猿女君の職掌の較略に就て右の一二を記傳の中より少か摘出たるのみ、其委しき事は講義に就て見るべし)又拾遺に天照太神本與帝同殿、故供奉之儀、君神一體、始自天上、中臣齋部二氏相副、奉禮日神、猿女之祖亦解神怒、然則三氏之職不可相離、而今伊勢宮司、獨任中臣氏、不預二氏、所遺三也、又凡造大幣者、亦須依神代之職、云々、然則神祇官神部、可有中臣齋部猿女云々等氏、而今唯有中臣齋部等二三氏、自餘諸氏不預考選、神裔亡散、其葉將絶、所遺十也と有り、然れども猿女君は女こそは仕奉れ男の仕奉と云ふは前後に徴無ければ、恐らくは強事にてぞ有るべき、又類史に出たる事にて、類聚三代格に載る弘仁四年十月太政官符に、應貢猿女事、右得從四位下左中辨兼攝津守小野朝臣野主等

解、備猿女之興國史詳矣、其後不絶、今猶現在、又猿女養田在近江國和邇村山城國小野郷、今小野臣和邇部臣等既非其氏、被供猿女、熟搜事緒、上件兩氏、貪人利田、不顧恥辱、拙吏相容、無加督察也、亂神事於先代、穢氏族於後裔、積日經年、恐成舊貫、望請、令所司嚴加捉搦、斷用非氏、然則祭禮無濫、家門得正、謹請官裁者、搜檢舊記、所陳有實、右大臣宣、奉勸宜改正之者、仍兩氏猿女從停廢、定猿女之氏一人、進縫殿寮、隨闕即補、以爲恒例と見えたり、此事類史にも被載たり、此を以て見れば其氏人の近江に在りしなりけり、式に高島郡水尾神社二座(竝名神大、月次新嘗)と有を、頭注に彼郡内有大河、件河南水尾猿田彦神名河内社、河北天鈿女神也、兩社分水尾川、勸請也と有は、決く猿女君の氏社なる可し、其氏人より猿田彦神をも祖神と共に竝べて祀る事はしも、上件に云へる如く其猿田彦神の仕奉られし行事をば、此猿女君の負持て仕奉るが故なる可き事云ふも更なり、近江國の内にて月次新嘗に預らせ給へるは當社のみなるも甚じき御事とは見えたり、續紀には桓武天皇延暦三年八月壬寅、敍近江國高島郡三尾神從五位下と有は、遷都の御事御在し坐すに依らせ給へるが、此は啓行神に御在し坐すを以ての御政と見えて、古例を亡はせ給はざる甚愛たき御事なり、三代實錄に貞觀五年閏六月廿七日戊子、授近江國正五位下三尾神從四位下と所見たり、偕其和邇村と云ふは元亨釋書釋法勢傳に、承和八年過近州比良山下和邇村と有りて、比良明神と託と云ふ妄説を載せたり、此を以て其地を證す可し、其比良明神は謂ゆる白鬚社にして神祇正宗に打嵐白鬚大明神者猿田彦命也と書せれば、其打嵐の地古の和邇村なりし事を知るべし、(日本風土記と云ふ物にも白鬚社比良明神同在志賀郡境打下、祭神一座猿田彦神と有り、三代實錄に貞觀七年正月十八日庚子、授近江

國无位比良神從四位下と見えて、此白鬚社は式外なるが、水尾神社より移して其和邇村に祀れるか、又は猿田彦神の本より其社に坐すを以て和邇村の地猿女の養田とは成れるか、猶能く考ふ可き事なり、又神名式に伊香郡賣比多神社、古本には比賣多と作りと云へり、此事次に見合す可し)又西宮記に猿女(依殿縫寮解、内侍奏補之)と有る裏書に、貢猿女事(弘仁四年十月廿八日猿女公ノ氏之女一人、進縫寮)延喜廿年十月十四日、昨尙侍令奏、縫寮申、以禊田福貞子請爲禊田海子死闕、云々、天曆九年正月廿五日、右大臣令奏、縫寮申、被給官符於大和近江國氏人、令差進猿女三人死闕替云々と有る、弘仁四年十月廿八日猿女公氏之女一人、進縫寮と有は、右に引る同年同月の官符に定猿女公氏之女一人、進縫寮云々と有る是なり、然るを禊田海子が死闕を禊田福貞子を以て補ひたるは世々其氏より貢進る事と所見たり、右の官符に望請、令所司嚴加捉搦斷用非氏と有る後の事なりければ、佗氏を以て令仕奉らる可きに非ず、且右に引ける弘仁私記序に稗田阿禮を天鈿女命之後也と有るを見るに、稗田氏は其猿女の氏人なるが、男の限は其職に仕奉らざれば稗田にて、其女を以て猿女公の氏姓を負へる者なりけり、偕大和國氏人と云ふは所見無し、強て思ふに、神名式の添上郡賣太神社を考證に在稗田村、今稱三社明神と有る賣太は、右に引る近江國なるにも比賣多と云ふと唱同じきは、官符に謂ゆる猿女養田の義なる可し、此に就て春日社記外院の神に榎本殿巨勢姫大明神と有るを、小社記に福擁主榎本明神、所謂女神號巨勢姫大明神と見えたるに、諸神記に榎本明神女神也、號巨勢姫明神、一書曰、榎本社者猿田彦津姫命也と云へる爪津姫命更に由無し、天鈿女命なる可し、其巨勢姫と申すは式に高市郡巨勢山坐石椋孫神社、此は天石門別神に坐して天鈿女命に由有れば、其より

此に女神のみを此に勸請る故の名なめり、古の皇都多くは其邊に在りける頃、猿女君は其巨勢に住みけむを、都を平城に遷させ給ふ時に右に謂ゆる稗田村に移住みけむから、其祖神の社を此には祀奉れるにて、同神には坐せども春日日本社相殿の比賣神とは其祀る所由別なる者なり、又社記に椿本角振明神、小社記に中院乾方脇戸本椿本明神是也と有る、是ぞ相殿比賣神、椿幡千々姫命、亦名天鈿女命の所以に就て中院には御在し坐すなる可き、其椿本明神と聞ゆるは式に伊勢國鈴鹿郡椿大神社の大は決く太を誤れるにて、其太は本ノ字の省文にて太とは別なり、此社一宮記に猿田彦神と云へるに、台記別記久安六年正月六日條に、自今日五箇日、奉幣帛於東三條角振軍神社と有は、女御入内の御事に就てなり、其十月十七日條に、奉拜軍神、奉幣七箇日(時料紙祠官)陸奥鼻節神社同神也と有る上に合するに、角振軍神と有りし一神を脱せるなり、即式の宮城郡鼻節神社(名神大)の御事なるを、風土記に所祭多力雄神也と有るは傳の誤れるにて、決く猿田彦神なる可きは鼻節と申す神名にても知られたる、右の如くは軍神も同社に坐すにて天鈿女命には坐さじか、隼は鳥名なると同言なるが、注式日吉末社の早尾社を猿田彦神と云へる如く、天鈿女命の强悍猛固なる謂を以て申すなる可し、右に云へる女御入内の先乘御車又天兒の事にも思合せて、猿女君の所以ならむ事を察らむ可き御事なるにこそ、(然れば天鈿女命はしも猿田彦神の行事を負持せ御在し坐すが爲に、其子孫の猿女君はしも祖神の如く持齋く事と見えたり、傳廿九卷に注せる如く彼平國の經津主神武甕槌神二柱は天兒屋命の見顯はし給へる神に坐すが故に、香取鹿島は更なり春日枚岡など何れの社にも右の三神は並び坐せる例なるにて、續紀にも香取鹿島を其天兒屋命の子孫なる藤原氏の氏神と云ふ事の有と、猿女君の猿田彦神を氏神の如く祭來る例と同

じかりぬ可き事共なり、又式に丹波國桑田郡葦田野神社今稗田村に坐すと云へり、猿女君の祖神なる可くや)
古事記曰、故其猿田毘古神、坐阿邪訶(此三字以音地名)時、爲漁而、於比良夫貝(自比至夫、以音)其手
而、沈溺海鹽、故其沈居之時名、謂底度久御魂(度久二字、以音)其海水之都夫多度時名、謂都夫多御魂(自
見昨合都下四字、以音)其阿和佐久時名、謂阿和佐久御魂(自阿至久以音)。

此は猿田彦神伊勢に御在し坐し、程其或時に在りし故事なり、楮鱈廣物鱈狹物の類はしも四神出生章第十一、一書に見
えたる如く、其始保食神の御身より成出たりし者にして、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生、可食而活之
也と詔給へりし其中の一種なりければ、實に人の食物と成て身を終ふるは即其物共に備はれる皇祖天神の道なる事云
ふも更なり、然れども石根木立青水沫に至るまで言語ひける時は、彼者共の中にも甚く荒振るが多かりしと見えて、
此より以前の事にて已に傳廿七に注るが如く紀伊國日高郡川上莊下愛宕社の建保緣起に、海月行く國漂ひ大男汝世を
治め給ひし時、古志の片道七日行く船泊無ければ、此神泊を作らむと思食て宮を出て、其所に御在し坐して作り給
ど、晝作り給へば夜頽れ、七日の其程三度作り給へども作固め敢ず、杵春宮に還り給ひて諸神に告げて宜はく、熊野
神吾神泊作らむと思食て杵春神に白給はく、我彼泊作るに若は三日若は七日又は一月若は半年若は一年の間に作る可
し、三年に成まで見えずは必問ひ給へとて、宮出して件ノ泊に御在し坐して作り給ふ程は、泊の中に籠の舟を作て坐
すに、大鰐出來て舟ながら呑み奉りて三年に成ぬ、時に杵春神の思食給はく、熊野神三年に成れども見えず、吾問給
へと云ひし者をと思食し出給ひて、軍武男阿須加大明神を彼泊に率るて御覽し給ふに、大鰐の爲に吞れ給ひて海底に比

岐御在し坐せば、杵春神少時思し歎き給ふに、阿須賀神の申給ふやう、如何は惱み給ふ事有らむ我斬出し奉らむとて潮
押分て、外より阿須賀神斬り給へば内より熊野神斬り給ふ云々と云ふ事の有るは荒唐に近き事ながら、當昔然る鱗屬に
至まで荒びたりし狀は知られたり、此に猿田彦神の貝津物の爲に御手を咋合されさせ給ひて、海中に沈ませ給へるも
必右の類なる事にて、經津主神武甕槌神の平國にも然る魚物などの事には及ばせざりしから、邂逅斯る事は有し者と
ぞ見えたりける、此次に擧る文に天鈿女命の大小雜魚を召集めて天神御子の御贄に仕奉るや否と問ひ給へるも、斯る
事の有しが故なる事云ふも更なる者なりかし、然して此猿田彦神はしも上件云へるが如く事代主神に御在し坐して、
上文に射鳥遊遊、在三津之碕など有て、此漁獵の事には勝れさせ給へる神なれども斯る事有り、況て其餘の人など
には魚貝と雖も取る事の甚難かりけむ程想像る可きなり)○阿邪訶は漁處なり、其事は次の爲漁の下に云べし、記傳
十六(八丁)に、阿邪訶は伊勢國壹志郡なり、太神宮儀式帳に次壹志藤方片樋宮坐只、其在阿佐鹿、惡神平驛使阿倍大稻彦
命、即御共仕奉支、彼時壹志縣造等建昔子乎、汝國名何問賜支、白久、宋往昔鹿國止白只、即神田并神戶進支と有り、昔は字
書に毀也とも注せれば、倭の意に取りて書けるか、又靈異記に昔を阿邪邪流と訓めり、此意か、又和名抄備中國郷名
の昔部は安多と有り、參河國にも昔見てふ郷有れど、其には注無し、神鳳抄に壹志郡大阿射賀御厨(彼是廿六石凡緒
廿匹)小阿射賀御厨(冊三町八段十五石)又小阿射賀神田(二町)と有り、今も大阿坂小阿坂と北南に並びて二村有
り、松坂より一里半許西方なり、其山をも阿坂山と云ふ(取要)と云れたり、右の宋往は發語にて鹿の行々物を求食
る義の續けと見ゆ、楮此地今は海邊とは遠く隔在れども、古は凡て入海なりし狀なりければ、猿田彦神常に此所を

漁爲る處に成し給へりしに依れる地名なる可し、倭姫命世記に然度坐時、阿佐加々多爾多氣連等祖宇加乃日子之子吉志比女、次吉彦二人參相奉支、此間給久、汝等我阿佐留物者奈爾會止間給支、答白久、皇太神之御贊之坏奉上伎佐宇阿佐留止白支、于時白事恐止詔而、其伎佐天令進ニ太神宮御贊ニ而、佐々牟乃木枝乎割取而、生比伎爾宇氣比伎良世給時爾、其火伎理出而、采女忍比賣我作之天平瓮八十枚持而、伊波比戶爾仕奉支、爾吉志比女地口御田並麻園進と見えたる、此文に然度坐時爾と有るを以て見れば、垂仁天皇の御世頃にも猶船渡する所なりしなりけり、又汝等我阿佐留物者奈爾會止間給支と有るも、御船より見行し坐して其漁爲る人に直に詔給へる事云ふも更なり、借此を右に阿佐加々と云ひ、又其猿田彦神の漁爲させ給へるを比良夫貝と有り、此時のを伎佐宇と云へるは蚌貝の事なるを思ふに、昔は潟なりし處にて淺海なりしと所見たり、(此世記の文に依れば、其伎佐宇阿佐留の故事に依て始めて出來れる地名と思ふ人も有りなめども然に非ず、神代よりして其阿佐留と云ふ事を物爲し故に名と成りて在りしに、又此に倭姫命の故事の有りしなり)○爲レ漁而は記傳十六(九丁)に、那須杼理志且と訓むべし、和名抄に漁、説文云捕魚也、訓ニ須奈度利、神武天皇戊午年御紀に亦有ニ作梁取魚者、欽明天皇五年御紀に春夏捕魚充食と見え、萬葉四(三十五丁)に、與幣往邊去伊麻夜、爲妹、吾漁有、藻伏束耐など有り、師云、須那取は伊須那取の伊を省き、須と佐とは通音なれば即鯨魚取なり、然れば鯨魚を取るを本にて何の魚取をも云へり(下略)と云はれしは然る言ながら、予が思ふは沙取にて、貝などを沙ながら取るに起りて、釣をも網をも爲て何れの魚を取るにも及ぼし云ふ事とこそは聞えたれ、借此は貝を取り給ふ所なりければ沙取にて事も無き者から、右に云へる如く此阿邪訶の地名に依に、爲レ漁而は阿佐理志且と訓むなむ

勝れりける、萬葉五(廿丁)に、阿佐里須流、阿末能古等母等、七(八丁)に、鳥廻爲等、磯爾見之花、又(十五丁)朝入爲等、磯爾吾見之、又(十七丁)朝入爲流、海未通女等之、又(二十二丁)入潮爲、海人鳥屋見濫、多比由久和禮平、九(十五丁)に、朝入爲流、人跡乎見座、灣廻爲流、人等波不知爾など見え、三代實錄天安二年に我耶護毛田仁耶搜阿左理食無、志岐耶とも有り、鳥などの食を求むるに云へるは萬葉に求食の字を用ひたるが、此は人の漁する狀に比へて云へるにて、鳥の求食を本と爲るには非ず、借傳廿九梯八玉命を伊佐我命とも申すに就て伊佐理の事を注すとて引ける鴨長明無名抄に、或人云はく阿佐理と云ひ伊佐理と云ふは同事なり、其に取りて朝に爲るを阿佐理と號け、夕に爲るを伊佐理と云へり、是東の海人の口狀なり云々、甚實に有る事なり」と記せるを、先には心得ぬ事に思へりしを、今考ふるに信に然り、其は阿佐理に右の如く萬葉に朝入と書けるなどを借字と誰しも見る事ながら、是正字にて漁士などの朝に海に入立つ由にて云へる語なるが、鳥に云ふも其意味に用ひたるなり、伊佐理は夕入にて、其には伊佐理火とは云へども阿佐理火とは云はざるを以て其然る所以は知られたり、(和訓栞に、無名抄に云々、萬葉に灣廻を阿佐理須流と訓るは義を以て訓せり、然れば淺みに取るの義なるにや、十訓抄に三井寺の覺讚の歌に山川の阿闍梨と成らで沈みなば、深き恨みの名をや流さむ、鳥羽院聞食て阿闍梨に成されけると見えたり」と云はれ、又源氏須磨卷に伊勢島や沙干の潟に阿佐理ても、言甲斐無きは我身なりけり、と有るなどにや思ひ寄せむ、或説に阿佐理は淺きを取るを云ひ、伊佐理は深きを取るを云ふと云へれど、然る義に非ず)○比良夫貝は平合貝の義なる可し、記傳十六(十丁)に比良夫貝は古世に多在し物と思しくて、人名に負ふる書紀續紀に甚數多見えたり、書紀に大伴毘羅夫連、巨勢

臣比良夫、額田部連比羅夫、阿曇連比羅夫、倭漢直比羅夫、阿部引田臣比羅夫、續紀に民忌寸比良夫、采女朝臣枚夫、田邊史比良夫、石川朝臣比良夫など有り、此等皆此貝を以て號けたりと見ゆ、然るに和名抄などに見えざるは後に名の變れるにや有らむ今詳ならず、猶種々思巡らすに今世に月日貝と云ふ貝有り、穀の狀月日に似たり、是などにや、又多比良岐と云ふ貝有り平貝の意にて是にや、又佐流煩と云ふ貝有り、猿溺らしふて意にて此の故事に依れる名にて是にや、然れど此等皆其名に就て思依れる任に試に云ふのみなり、若て後に志摩國の海邊の人に此貝の事問ひけるに、云く、比良夫貝は月日貝の事なり、此邊の海に甚稀に在る物なりとぞ云ひける、猶國々の人に尋ね問はゞ今も古名の殘れる處も有るべきなり、今飯高郡の海邊に平生と書きて比良於と呼ぶ村有り、壹志郡の堺に近くして阿坂村より一里半許東なり、是若くは古は比良夫にて此貝の此の故事より出でたる地名には非ざるか、神風抄に平生御厨と有る處なりと云はれたる、信に月日貝などや當る可からむ、但右に引ける世記に汝等我阿佐留物者奈爾曾止問給支、答白久、皇太神之御贄之坏奉上伎佐宇阿佐留止白支と有る伎佐字は、蚶魚と云ふ事なるが、上に引ける出雲風土記に佐太天神に對へて御祖神魂命之御子枳佐加比々賣命と有るに由も有げなれども、比良夫貝と蚶貝とを一に爲む由は有るまじかりける心ちの爲れば、猶月日貝の説に従ふ可し、何に在れ猿田彦神を一時溺らし奉る程の魁物なりければ、彼の八尺白蛤などの類なる大貝なりしにて、甚しも一連ぶる荒振神の屬たりしが然る禍事をば成せるにぞ有りける、(伎佐宇は記傳十卷十八丁に、蚶貝は伎佐賀比と訓べし、和名抄に蚶唐韻云、蚶蚌屬、狀如蛤、圓而厚、外有理、縱橫、卽今蚶也、辨色立成云、和名木佐と有る、是本草に魁蛤と有りて今阿加々比と云ふ物なり、出羽國なる象潟と云ふ地名を

も延喜式に蚶方と書けり、倭姬命世記に伎佐宇阿佐留と有るも蚶を求るにや云々と云はれし如く、赤貝の事なれば比良夫の平を以て號ると一には爲難かり) ○其手見三昨合而は、其兩の御手ながら昨合され給へるなり、故其を得放たせ難させ給ひて潮に沈溺れさせ給へりと見ゆ、上は高天原を光し下は葦原中國を光すと云ふ計にて甚じき神に坐しながら、斯る事に遇て姑くにも惱ませ給へるは、形こそ魚貝にては有けれ、其も一連ぶる神の化れるなりければ、此神の漁に心を入れて御在し坐す閑然を伺ひて如此は仇し奉れるなめり、若くは其親か子か其族かを漁られ奉りし事の有りけむを報い奉るとての事なりけむも知るべからず、○沈溺海鹽は記傳十六(十丁)に、海鹽は齊明天皇御紀の大御歌に瀾灘度能、于之哀能矩娜利、于那俱娜梨と有るに依りて訓むべし、下なる海水も同じと云はれき、沈溺は記傳に二字引合せて淤煩禮と訓むべしと云はれたれども字の如く訓むべし、四神出生章第六ノ一書に沈瀧於海底、又は潛瀧於潮中、又は浮瀧於潮上など云ふ例の有りて、沈字此に用有る所なればなり、○故其沈居底之時名は、如此御名に負坐せるは其海底に沈み御在し坐し、閑良姑く有りけるが故に、其時の御魂別に分れさせ御在し坐して次なる共に各一神とは化出させ給へるなり、若て其分れ給ひし神等は其貝すら然る妖物有りて惱まし奉る計なりければ、其餘の魚物にも邪神姦鬼の著居て禍事を成せりけむを、悉くに防却かせ給ふ神は出來させ給へるなり、世に事代主神を漁神と爲て祀るは唯其事を始め給へるのみには非ず、其漁を爲る上に就ての事に依て祭るなる可き事、此件を以て明らかめ奉る可し、此は四神出生章第六ノ一書に至り於火神軻遇突智之生也、其母伊非冊尊見焦而化去、于時伊非冊尊恨之曰、(中略)其淚墮而爲神、是即畝丘樹下所居之神、號啼澤女命矣と有るは、伊非冊尊、黃泉國に避

らせ御在し坐しける御別を哀みませ給ひて、伊弉諾尊の泣き給へる御涙より泣澤女命は化出給ひて、即人の壽命を守
護る神と成り給へるに同じ、其御涙を然る御心にて出し給へるに非ずと雖も已に其神有り、此も沈溺給ふ時に然る御
心は御在し坐さざらめども、其苦しませ給へる條の事を守る神靈の此に出来させ給へりし者にて、御魂と申す例凡て
它より物を祐くる義なると同じ義とこそは所見たりけれ、(記傳に沈溺は此神は如此て是時に薨坐しゝにや、然には
非ずや、決め難し」と云ふ疑を存されたるは、右の如き所以有る事古書之例として多在る事なるを思漏らされたりし
者と見ゆ)○底度久御魂は、記傳に底度久は底著にて底に沈著なり、下なる日子穗々手見命の大御歌に加毛度久と有
るを、書紀には軻茂豆句と有る即鴨著なり、是度久は著なる證なり」と云はれたるにて明らけし、○其海水之都夫多
都時は、海潮之粒立時なり、鳴音を此には云へるならず、先づ記傳十六(十一丁)に、都夫多都は師説に物の沈没る時に
水の鳴音と云はれき、藤原實方集に、物をだに岩間の水の都夫々々と、云ばや行かむ思ふ心の、千五百番歌合顯昭判
詞に、世俗の口遊みに雨降れば軒の玉水都夫々々と、云はゞや物を心行くまで、萬葉十八(十二丁)に、可治能於登
乃、都波良々々々爾、此も櫓の水に觸れて鳴る音にて、都婆は都夫に同じ、今世の言にも物の水に没り沈むを都夫理
と入るなど云ふ是なり、又多都と有るに就て思へば音には非で物の没沈る時に水都煩の發を云ふにや、水都煩は萬葉廿
(五十二丁)願壽作歌に美都煩奈須、可禮流身會等波、之禮々村母、奈保之禰可比都、知等世能伊乃知乎と有て、水
上に圓に浮ぶ泡なり、又宇治拾遺物語に大柑子の膚のやうに都夫陀知て豐盈れたり、此等も形を云へり、然れども此
處は次に阿和佐久と有れば、形にしては同じ事の重なれば猶音なり(下略)と云はれたり、今思ふに此は音と見るよ

りは、多都の辭有れば形と見ずしては叶はざる可し、然して物の水中に沈没る時は都夫々々の音有りて、上には圓な
る泡の浮ぶ者なりければ、形も音も相離れざる言と所見たり、其證は色葉字類抄に載る竹生島緣起に、爰淺井姫命與
氣吹雄命競勢争力、更去北邊下坐海中、其下海音云都都都都、故云都都都都、即件神凝水沫而爲響、積
風塵而作鳥と有りて、音には都布々々と云ひて次に水沫を云へるは、右に謂ゆる水都煩なるを合せて思ふ可き者な
りかし、(記傳に多都とは上るを云ひて烟の立つ、鳥の立つなど皆上るを云ふ、底より音の鳴りて上るなり)と云はれ
たるが、此は音と共に水沫は底より立ちて上るを云ふなり、又水中に沈没るを都夫理と云ふも古言なる可し、大和物
語四卷生田川にて女の身を投ぐる所に、暮は川に臨みて爲たりければ、都夫理と落入りぬ云々と有り)○都夫多都御
魂は、底に著かせ給へる即水都煩と共に上に出させ給ふ時に成出させ給へる御魂の謂なる可し、皇太神宮儀式帳未官
社の中に都布良神社、大水神兒津布良比古、津夫良比賣命、形無と有は、本より此神とは別なりと雖も、水の都夫多
都に依れる名なる可し、仲哀天皇八年御紀に皇后の崗浦に御在し坐しける所にも、是浦口有男女二神、男神曰大倉
主、女神曰菟夫羅媛と云ふ事も見えたり、○其阿和佐久時は記傳十六(十一丁)に、阿和佐久は沫咲なり、佐久は花
の咲と同じく沫の起出づるを云ふと師説なり、浪の立つをも咲くと云ふに同じ、書紀に秀起浪穗秀起、此云左岐陀
曳履と有り、偕右の三の形は媛田毘古神の御身の底に沈著坐せるに依て、海水之都夫々々と鳴上りて沫の起るなり
三件の次第も如此し」と云はれたり、偕上なる二には海鹽又は海水云々と有るを、此は唯に阿和佐久と有るからは其
海水を離れて上の事と思ゆ、然れば此は避沫と云ふ義にて已に水上へ出させ給へる時と見る可し、然して右の三件は

猿田彦神其比良夫貝の爲に御手を咋合せ給ひて海底に沈居給ひし程に、底度久御魂と云ふ御魂の成り坐して助り奉り、其海水の水都煩成せる都夫多都御魂は成坐して其貝をば水際まで引上げ給ひ、其水上を離れて沫の縁を避くる時に阿和左久御魂と申すが成出坐して、此時は已に其貝を殺し殼を割給へる事とぞ思しかりける、此三柱は猿田彦神の御魂の分れ給へるには在れども、凡て其御魂と申すは傳廿八に注せるが如く佗より助くる者有るを云ふ例なりければ、其大神の自沈溺坐ししを、自御魂の分れ成て助救ひ、其禍事を成せる貝を殺し平治けて、後世海物の妖邪を攘ふ事を守り給ふ神と成り給へる者なり、(然らざれば其猿田彦神の海水に沈溺れさせ給ひし時に某御魂と云ふ三柱の成坐せるとのみ見てむには、一時の故事にて何の事も無き昔物語と成に非ずや) ○阿和佐久御魂は、其貝を取殺して水上を離避らせ給ふ由なる事右に注せるが如し、○神名式に伊勢國壹志郡阿射加神社(竝名神大)記傳十六(十二丁)に、此三の御魂は此時の事に就て各分れたる猿田毘古神の神靈なり、其三の御魂を齋祀れるなり、續後紀に承和二年十二月辛未朔甲申、奉授伊射賀大神從五位下、此神坐伊勢國壹志郡、文德天皇實錄に嘉祥三年冬十月乙朔辛亥、授伊勢國阿射賀神從五位上、齊衡二年正月壬午朔壬寅、以伊勢國阿射賀神預於名神、丙午伊勢國阿射賀神加從四位下、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授伊勢國從四位下阿射加神從四位上、同八年十一月四日乙巳、伊勢國從四位上阿射加神授從三位と有り、今世阿邪訶神社大阿坂村と小阿坂村と二處に在り、二方共に俗に龍天社と申すなり、同じ程の森にて共に古く見え、神殿も各三字有り、何れの方古の本よりのならむ、今難辨し、小阿坂村なる圓座薬師と云ふ寺の縁起文に、小阿坂村なる神社は昔行基僧が勸請せる由記せり、若是實ならば大阿坂なるや本よりの神社な

る可き、偕此阿邪訶神上古に荒び坐しし事有り、倭姫命世記に十八年己酉、遷坐于阿佐加藤方片樋宮、積年歷四箇年奉齋、是時爾阿佐加乃彌尼爾坐而、伊豆速布留神、百往人者五十人取死、如此伊豆速布留時、倭姫命於朝廷大若子乎進上而、彼神事乎申之者、種々大御手津物彼神進屋波志、志豆目平奉止詔、遣下給之、于時其神乎阿佐加乃山嶺神社作定而、其神乎夜波志都米上奉天勞祀と見え、又一書曰、天照太神自美濃國廻到安濃藤方片樋宮一座、于時安佐賀山有荒神、百往人者亡五十人、四十往人者亡二十人、云々、于時阿佐賀荒惡神爲行乎、倭姫命遣中臣大鹿島命伊勢大若子命忌部玉櫛命、奏聞天皇、々々詔云々、即賜種々幣而、返遣大若子命、祭其神、已保平定即社於安佐賀、以祭者矣云々と有る是なり、阿邪訶神社は正しく此荒び坐しし神を祀れると聞えたれば、即此の猿田毘古神の三の御魂なる可し、此三の御魂神當時未朝廷より祭り給ふ事も無く、社なども速々しきは非ざりし故に祟らして諭し給ひしにぞ有りけむ、彼崇神天皇御世に大物主神の祟らして疫病の甚しく起りし事など思合す可し(取要)と云はれしは然る言にて、此時まで三の御魂神共に御社なども無く、朝廷よりの御祭なども非ざりしから祟らせ給へるにこそ有りけれ、彼殘賊強暴横惡之神などは本より條理別なる者なり、思混ふる事勿れ、(筑後風土記に筑後國者本與筑前國合爲一國、昔此兩國之間山有峻狭坂、云々、昔此界上有猛神、往來之人半生半死、其數極多、因曰人命盡神、于時筑紫君肥君等占之、今筑紫君之祖甕依姬爲祝祭之、自爾以降、行路之人、不被神害、是以曰筑紫神と有るは、神名式に謂ゆる筑前國御笠郡筑紫神社名神大と有て、是五十猛神に坐せり、又肥前風土記に基肆郡姫社郷云々、昔者此川之西有荒神、行路之人、多被殺害、平凌半殺、于時ト求祟由、兆云、令筑前國宗像郡人珂是

古、令祭神社、云々、於是、亦織女神、卽立社祭之、自爾以降、行路之人、不被殺害、因曰：「姬社、今以爲郷名」と有る、此は宗像神にて渡らせ給へり、此等は何れも善神の御上には坐せども、其祝祭を得させ給はざる時は右の如き御祟の御事御在し坐して、此等を以て猿田彦神の御魂の此に荒びさせ給へりし所以をも察らむ可し。於是送、猿田毘古神、而、還到、乃悉退、聚鱸廣物鱸狹物、以、問言汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之中、海鼠不白、爾天宇受賣命謂海鼠、云：「此口乎不答之口、而、以紐小刀、拆其口、故於今海鼠口拆也、是以御世御世島之速贄獻之時、給猿女君等也。」

天鈿女命此に猿田彦神を送らせ御在し坐しける時に、一時猿田彦神阿邪訶に御在し坐して爲漁給ひけるに、海中の妖氣未除からずして、右件に注るが如く比良夫貝に御手を咋合されさせ給ひてけるに、底度久御魂都夫多御魂阿和佐久御魂と三神此に成出させ給ひて、其怪物をば平治させ給へる趣なれども、其餘の魚貝にも然る類多在けむを見行はし御在し坐して、天鈿女命此御政には及ばせ給へるなりけり、四神出生章第十一、一書保食神の件に、稻穀は更なり毛鹿毛柔又鱸廣鱸狹の類其神の身より化出しかば、天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也と有る大命御在し坐して、實に顯見蒼生の食ひて世に活存らふ可き物とこそ定め掟させ給へりしが、石根木立青水沫も言語計に荒芒たりし國なりし程の事にて、魚貝と雖も己が乖々なりけむを、此は陸地に抱はらざる者なりしに依りて、輕津主武甕槌二神の御治も此には及ばせ給はざりしに所得て、然一速きも中には有りけらし、故此に天鈿女命然る大小雜魚を志摩國に悉くに追聚めさせ御在し坐して神問しに問し給へるにて、否み奉らば海底に及ぶまでも言向させ給はむと爲

る御心御在し坐すが故なりけり、若然らずと云はば其魚共の仕奉らむと申さばこそ有らめ、仕奉らじと申たりとて止給へらむには、皇祖天神より天神御子の大神食國と爲て事依奉らせ給へる驗無きに至れるを以て、此時の天鈿女命の御心の程を測り奉る可き者なり、(但此は天鈿女命一柱の御心のみならずして、預て御天降の時に皇祖天神より仰含めさせ給へりし御旨も有りけむからの御事なる可き事申すも更なり) 然るに諸の魚共悉くに仕奉らむと申して誰しか背き奉る者無く其御命を恐み奉れるを、海鼠のみ申さざりし故に今斯る御政の御罰には遇奉れりけるなり、然れば此は甚假初なる事の状態には見ゆれども、海神にも相議らして然政ごたせ御在し坐しけるなりけり、海宮遊行章第二、一書彦火々出見尊鉤針を亡ひて海神の御許に御在し坐したる所に、口女有口疾、卽急召至、探其口者、所失之鈎鉤立得、於是海神制曰、爾口女、從今以往不得吞餌、又不得預天孫之饌、卽以口女魚、所以不進御者、此其緣也と有るを説き見るに、不得吞餌と云ふは餌を吞みて人に釣らるゝが中々に彼が身には甚じき事と見え、天神御子の御饌に預奉り人の食用と成る事は彼が本意と爲る事にて、此を人に譬へて云はば吞餌は食祿を得るが如く、饌と成は勤仕を全く爲るに等しき理有る事と所見たり、是天鈿女命と海神と相謀り坐して定めさせ給へるならむと云ふ所以なり、若て此故事を志摩國にての事と云ふは、下文に御世々々島之速贄獻之時と有るにて著く、又志摩風土記に島者安曇別神々迹也云々と有る、此神の事詳ならぬを、古事記に此三柱綿津見神者阿曇連等之祖神以伊都久神也、故阿曇連等者其綿津見神之子宇都志日金折命之子孫也と有るに依るに、必海神の子か孫かにて此に住み給へるならむをも合せて此に考ふ可き事なりかし、若て其風土記に答志郡伊佐部鱸藪神社、事代主命也、命得鱸祭天神地祇之地と

有るも、猿田彦神は即事代主命に坐せば、天鈿女命の御事御在し坐しける後に其海中の治まりし由を以て、其始めて得させ給へる海幸を以て其由を告げて天神地祇を祭らせ給ひけむと見てむには強事ならじかし、又右の島者安曇別神神迹也云々と有るに續きて、天日方奇日方命、至此舉言云、豐志摩魚足三國哉、後竟爲三國名と見えたる、其天日方奇日方命と聞えさするは傳廿八、廿九及上に注るが如く事代主神の御子に坐して、猿田彦神の吾田國を皇御孫尊に奉り置かして、此に猿田彦神と共に伊勢に御在し坐せる如く見ゆれば、此志摩の地に住はして豐志摩魚足三國哉と云ふ言舉をも爲られしなど、右件の事共に相協ひて思ゆるが上に、例と爲て島之速贄を天鈿女命の裔なる猿女君に賜ふなるなど、何方に就ても得去るまじき謂れ有る事共になむ有ける(然れば此の件をば天鈿女命はしも魚共を伏るへ給ひ、猿田彦神は其海幸を以て天神地祇を祭らせ給ひ、天日方奇日方命はしも此を魚足る御國と爲て其速贄をば日向宮に奉初め給へる者と見て次第宜しかる可し)○於是の下に天宇受賣命と有るべきが脱たるなり、記傳に已に其説有るは然る言なり、○還到は、記傳十六(十五丁)に、還、字は罷を誤れるなる可し、麻加理伊多理氏と訓むべし」と云はれしは然る言にて、其上文故爾詔「天宇受賣命、此立御前所仕奉猿田毘古大神者、專所顯申之汝送奉と有るを承けたる所なれば、必然非ずしては通えざる所なり、又記傳に此還到は罷到の誤にて、此より拆其口」と云ふまでは伊勢國にての事なり、若本の如く還到ならば此段日向に還到りて後の事なり、若然る時は猿田毘古神を送れる事には更に關らず縁無き事なれば別に端を改めてこそ記す可けれ、彼神を送れるに引連けて云へるは送りて伊勢に到りて其國にての事なればなり、彼其處の志摩の速贄を獻れる時に給ふ例とは成れるなり」とも云はれて、此にて愈其還は罷の

誤字なる事知られたり、○鰭廣物鰭狹物の説、傳十二に注せり、○追聚は俗に追寄ると云ふに同じ、記傳十六(十五丁)に、魚なる故に追と云へり、魚は方々より追寄せて集むればなり」と云はれたり、常陸風土記に于時追集八十之伴緒、舉此事而訪問と有るなどは人に云ふなるが、朝廷に仕奉る人を追集と云ふべき理無ければ、其は召集の誤字なる可し、○問言は海宮遊行章に、海神乃集大小之魚逼問之と有るが如く逼問給へるなめり、其第一、一書に於是摠集海魚、覓問其鈎、第二、一書に盡召鰭廣鰭狹而問之、古事記にも海神悉召集海之大小魚、問曰など見えたり、○天神御子仕奉耶、記傳十六(十六丁)に、此は皇孫命の大御饌の御贄に成りなやむ否やを問ふなり、萬葉十六(三十丁)爲鹿述痛歌に矣待跡、吾居時爾、佐男鹿乃、來立來喚久、頓爾、吾可死、王爾、吾仕牟云々、吾矣者、御奈麻須波夜志、吾伎毛母、御奈麻須波夜之、吾美義波、御鹽乃波夜之、著矣奴、吾身一爾、七重花佐久、八重花生跡、白賞尼白賞尼、又爲蟹述痛歌に忍照八、難波乃小江爾、廬作、難麻理且居、葦河爾乎、王召跡、何爲牟爾、吾乎召良米夜、云々、足引乃、此片山乃、毛武爾禮乎、五百枝波伎垂、天光夜、日乃異爾干、佐比豆留夜、辛確爾春、庭立碓子爾春、忍光八、難波乃小江乃、始垂乎、辛久垂來且、陶人乃、所作瓶乎、今日往、明日取持來、吾目良爾、鹽漆給時、賞毛時賞毛と有る、此等の御贄に成るを云へり(補意)と云はれたり、借我が天神御子はしも掛まくも甚も恐き皇祖天神の御事依を蒙り奉らせ給ひて、天地の依相の極み食國天下の大君にて渡らせ御在し坐せば、人は更にも云はず、皇祖天神の産靈の御靈に依りて、世中に在とし有らゆる萬物は有情非情の差別有る事無く悉に仕奉りて、天神御子の御趣を仰從ひ仕奉る可き事今更に言舉ぐるまでには非ざる物から、此の一事を以ても萬物皆然る由を明らかめ奉

るに足れる者なり、然れば此に魚共を追聚めて天神御子に仕奉らむやと問はせ給へるも、魚物と成りては日日の御費と成り人の食物と成るが彼が天神御子に仕奉れるにて、稻穀の大御食に炊かれて食れ奉るに其義同じき事云ふも更なり、故右に引ける海宮遊行章第二ノ一書に海神制曰、爾口女、從今以往、不得吞餌と有るは、魚を罰して餌を吞むべからずと掟給へるなり、餌を吞む事能はざる時は人に釣らるゝ愁無きに似たるを、魚の爲には其釣鉤に羅らざる事を限無き不幸と爲る事なる證是なり、次に不得預天孫之饌とは、此の天鈿女命の定めさせ給へるが如く、天神御子の御費と成て仕奉る事は魚と成て生來れる身の幸なる事と見えて、此に罰して其御饌に預る事勿らしめ給へり、然れば魚の心に成りては人の食物と成りて命を終む事、草木に花の咲きて實と成れるに異ならずなむ有りける、然る時は傳十二に注せるが如く元正天皇の大御世より以降胡神を好信せ給ふ御心進びに、天下の漁獵を禁止めさせ給ふ詔勅を時々下し給へるは、此に天鈿女命の掟置かせられしとは表裡なる御政にして、皇祖天神より授かり奉らせ給へる御食津物を御自廢らさせ給へる御所業にて、皇威の衰へさせ給ふ御端とこそは成りたりけれ、(其御主意と申すは各其物共をして性命を遂げしめさせ給ふ御意にて、一應は御仁心の如く見えさせ給ふ物から、其も佛と云ふ物に佞らせ給ふからの御心に御在し坐して、眞の御仁心にては渡らせ給はず、皇祖天神の御定に背かせ給ふとは思食も寄らせ給はざりし者なりけり、眞の御仁心にて渡らせ給へらむには、彼魚物を御て大御身の養と成させ給はむにこそ、其御徳の鳥獸魚貝に及ばせ給ふとも申奉ら將欲し) 備上に天津日繼の御事に就て明らかたるが如く、稻穀は本よりの事にて日々の供御の御費を奉る事をば御貢とも日貢とも申せり、雄略天皇八年御紀には苞苴字を美都岐と訓み、又其十七

年の下に御膳をば美都岐と訓めるなど殊更に所以有る事なりかし、猶出雲神賀詞に白鶴乃生御調能玩物と有るは更なり、萬葉一(十九丁)に、山神乃、奉御調等、云々、遊副川之、神母大御食爾、仕奉等、云々、十八(廿丁)に、山河乎、比呂美安都美等、多且麻都流、御調寶波、又(三十三丁)萬調、麻都流都可佐等、都久里多流、會能奈里波比乎、廿(廿五丁)に、伎己之米須、四方乃久爾欲里、多且麻都流、美都奇能船者、云々、於保美氣爾、都加倍麻都流等、乎知許知爾、伊射里都利家理と有るは諸物を奉れるも有れども、主とは日々の供御の御費を云へり、平兼盛集大嘗會歌に、日貢物絶えず供ふる東路の、勢多の長橋音も轟に、又、萬代を持ぞ榮えむ近江なる、陪膳の濱の海人の日貢は、など有るも右の意なり、又其御費を御調仕奉る國を御食都國と云ふなり、萬葉六(十五丁)に、御食都國、日之御調等、淡路乃、野鳥之海子乃、海底、奥津伊久利二、鮫珠、左磐爾潛出、船竝而、仕奉之、貴見禮者、又其反歌に三食津國、野鳥乃海子乃と有るは、其御費を奉る由にて淡路國を云ふなり、又(廿一丁)、八隅知之、吾大王乃、御食國者、日本毛此聞毛、同登會思、又(三十九丁)、御食國、志麻乃海部有之云々は、此に謂ゆる連費を奉るに依て云ふなり、十三(五丁)に、高照、日之皇子之、聞食、御食都國、神風之、伊勢國者、十八(廿丁)に、御食國波、左可延牟物能等と有るなど、日日の御費を供奉るを以て云ふなり、然れば稻穀は申すも更なる御事にて、魚貝の食物と雖も皇祖天神より天神御子に事依し授け奉らせ給へる御物にし在りければ、天津日繼高御座の至尊く至高く御在し坐すを以て、魚貝は人に漁られて食物と成る事、即天神御子に仕奉る道此に在る事をなむ明らかるべかりける、(然れば天武天皇四年御紀に詔諸國曰、自今以後、制諸漁獵者、莫造檻筭、及施機槍等之類と有る大詔の如きは、皇祖天神の

定掟させ給へる道に背かせ給へる者にして、甚々忌々しき大禍事になむ有りける。○諸魚皆仕奉白之中は、天鈿女命より天神御子の御贄に仕奉らむや否やと問ひ給へるに對へ奉りて、何れも御命の任に仕奉らむと申して背き奉る者無しし中よりなり、○海鼠は本草和名に海鼠(出_ニ崔禹)和名古と有り、記傳十六(十六丁)に、和名抄に海鼠崔禹、錫食經云、海鼠似_レ蛭而大者也、和名古、本朝式加_ニ熬字云_ニ伊理古と有り、今俗に生海鼠申_レ海鼠金海鼠と云ふ名も有り、内膳式供御月料の中に熬海鼠八斤四兩又海鼠腸四升五合など見ゆ」と見えたり、太神宮式九月神嘗祭條に、熬海鼠十二斤度會宮に八斤など有て、神廷にも朝廷にも供御に奉る例なるは、其天鈿女命の罰なはせ給へる後は其大御饌に令_レ預給へるが故にて、右に謂ゆる口女の例とは別なるなり、○此口乎は、其答奉らぬ口を捕へさせ給ひて罵り給ふなり、○不_レ答之口而は、記傳に許多問世奴口登言氏と訓れたり、右に諸魚皆仕奉白之中、海鼠不_レ白と有る是にて、答だに爲ぬ口ならば有て用無しと宣へるにて、即此に拆給ふ所以なり、○紐小刀は、記傳十六(十六丁)に、比母賀多那と訓むべし、此物海神宮段に其和邇將返之時、解_ニ所_レ佩之紐小刀、著_ニ其頸_一而返、玉垣宮段佐保毘古玉の謀叛むと爲る所に、即作_ニ八鹽折之紐小刀、授_ニ其妹_一曰、以_ニ此小刀_一刺_ニ殺_ニ天皇之寢_一云々、作_ニ八鹽折之紐小刀_一而授_ニ妾_一と有り、其事書紀には仍取_ニ匕首_一授_ニ皇后_一曰、是_ニ匕首_一佩_ニ于_ニ裊中_一、當_ニ天皇之寢_一、廼刺_ニ頸_一而殺焉、云々、故受_ニ其匕首_一、獨無_レ所_レ藏、以著_ニ衣中_一と書かれたり、和名抄に大刀ハ太知小刀ハ加多奈と有りて、加多那は片刃の小刀なり、紐と云ふは懷中に佩て下帯に挿す故の名なり、彼玉垣宮段に見えたる密に天皇を刺奉らむ料なれば必懷中に隠し給ひたる可し、倭建命段に以_ニ劔納_ニ于_ニ御懷_一幸行なども有り、今宇受賣命も女神に座す故に懷中に佩給へるにや、或人云はく今世に脇

差と云ふ物は脇差の刀とて古のは六七寸許の長さにて懷中に隠して差す物なり、脇の方へ寄せて差す故に脇差と云へり、用心の爲に隠し差して身を守る刀なる故に守刀とも云へり、東山殿の頃より下部の者など顯して腰に差し初めしと見ゆ、今世の脇差は其形大に變じたりと云へり、此中昔の脇差刀と云ふ物即上代の紐小刀の傳はりしなる可し(補意)と云はれたるにて著明し、(通證に後撰集に東へ行く人に火打を贈るとて紀貫之、折々に打ちて焼火の煙有らば、心佐須賀を忍べとぞ思ふ、と有るを爲家卿抄に、佐須賀は腰刀なりと書し、八雲御抄に紐刀は小刀なり、又心佐須賀と云ふと注させ給へるを引て、匕首出_ニ史吳世家刺客傳_一、劉向說苑曰、尺八短劔、頭似_レ匕と云はれ、記傳の右に引かれたる注にも史記刺客傳云々、索隱曰、匕首、劉氏云短劔也、鹽鐵論以爲_ニ長尺八寸_一云々と有り、今女の懷劔と云ふ物は決めて古の紐小刀の遺制なる可し、又釋氏に戒刀と云ひて懷に物爲るをも佐須賀と云へるなど此彼思合す可なり)○拆_ニ其口_一、故於_ニ今海鼠口拆也_一は、此に天鈿女命紐小刀を取持して其答へ爲すして拊_ニ居_一たりし其口を割せ給ひしに依て、其より以降海鼠の口自に裂けたりとにて、彼口女が海神に制_ニられ奉りて餌_一と云ふ物の無きと此と同日の談なり、偕此時天神御子の大命に従ひ奉り難て右の如く口を拆れ奉りしより、海中に在らゆる海鼠はしも殘無く其子孫と云ふにては無く、其濕氣に依りて自然に生出づる者なるを、何れも其形相異なる事無くして其口の拆けて生るゝ事も、其一時の罪に依りて皇祖天神の産靈の御有状も異らせ給ふが故に、各其形に成出づる事なり、天神御子の大命に違ひ奉る時は天地と共に其御罰免れ奉る事能はざる事如此し、此れば此に故於_ニ今海鼠口拆也_一の文はしも、深く意有りて語り傳へられし者と見えたり、(又海神宮段の口女の罰せられ奉るも此に異ならず、如此く虫魚に至るまで皇祖天

神の御罰有り、況て天神御子の大神食國の内に住ひ、天神御子の天津日繼の瑞穂を食ひ、天神御子の御贄の物を賜り、性命を保有ながら、天神御子の大神に背き奉り、天神御子の大神を思はざる者の其御罰めや如何に在らむ、皇祖天神の天照し見行して政言給ふ有狀甚恐くこそ。○是以は、記傳十六(十七丁)に上の追々聚緒廣物緒狭物云々の事を承て云へるなり、海鼠の事には係らずと云はれたり、上件天鈿女命の大小雜魚を追聚めて神問しに問ひ給ひけるに、何れも御命の任に仕奉る可き由を申せるに、唯海鼠のみ答申さざりしかば、其口を割て罰めさせ給へるに依りて、海中の大小雜魚共に殘る所無く天神御子に仕奉る事は全く天鈿女命の御功に依れる事なる故に、此は專海鼠に係れる事云ふも更なり、如何にと成れば海鼠の事までに及ばせ給へるは、大小雜魚の事を盡して殘る所無き由を此に云ふ所なればなるを思ふ可し、○御世御世は道昭本に依れり、其餘の本には二字を脱せる故に、記傳十六(十七丁)に御世は御々世々と重ねて有りけむが脱たる可し、舊事紀に御世々々連贄と有り」と云れたり、○島は志摩國なり、國號の起は右に引ける志摩風土記に島者安曇別神々迹也云云、天日方奇日方命、至此舉言云、豐志摩魚足三國哉、後竟爲三國名と見えたる、此天日方櫛日方命の御言に豐島魚足御國哉と宣ひし事の有りしが終に國號とは成れるにて、其は遙に後の事なりけり、古方境未定まらざりし時、摠名は伊勢國なる中に、東南方に島々の多く在る地を斥て別に島國とは云ひけむを、一國と立てたる程の事にも無かりしかば猶後まで廣く伊勢とは云へりしなり、倭姫命世記垂仁天皇二十六年條に、倭姫命御船乘給、御膳御贄處定奉行、島國々崎島鶺倉槌柄等島爾、朝御饌夕御饌止詔而、湯貴潛女等定給還坐時、神塚定給支、戶島志波崎佐加太較島定給而、伊波比戶居給而、朝御氣夕御氣

處定奉、然倭姫命御船留而、緒廣魚緒狹魚貝津物息津毛邊津毛依來爾、海鹽相和而淡在介爾、故淡海浦止號支、伊波比戶居島名戶島號、從其以西之海中爾在七箇島、從其以南鹽淡甘支其島乎、淡良伎之島號支、其處參相耳、御饗仕奉神乎淡海子神止號耳、社定給支、其處朝御氣夕御氣島定支、還幸行其御船泊留在志處乎、津長原止號支、其處津長社定給支と有るにて島國と云ふ名義灼然かりなむ、其二十七年に島國伊雜方上葦原中在稻一基一基生、本波一基一基爲耳、末千穗茂也云々と云ふ事の有りて、已く島國の號をば普く云ひし趣なり、然るに傳廿に云へる國造本紀に島津國造、志賀高穴穗朝出雲臣祖佐比禰足尼孫出雲笠屋命、定賜國造と有るを、萬葉七(三十一丁)に、伊勢海之、白水郎島津我鯁玉、取而後毛可、戀之將繁と有は、伊勢海之島津之白水郎我と云ふ義なるが、右の世記に御船の泊留りし處を津長原と號給ひし如くにて、此も其島々の多く圍める中に國在りて自然に津泊と成れる由になむ有りける、今世にて鳥羽津など云ひて天下に名高き津留なるをも思合す可し、楮右の如く島又島津共に國號に呼ぶ事なれど、伊勢國に隸たりし故に右の歌に島津を伊勢海と詠み、又其六(三十九丁)に、御食國、志摩乃海部有之と有るを、十三(五丁)に、御食都國神風之、伊勢乃國と有りて、御食物に云ふは志摩なるを伊勢と云ひ、神樂弓立歌に伊世之末乃、安末乃止禰良可、太久保乃計、於介々々、源氏須磨(廿九丁)に、伊勢島や潮干の瀉に阿佐理でも、言甲斐無きは我身なりけり、と有るなど、此等は打任せて國名と成れる後なれども、猶伊勢とは云ひて伊勢國に屬る島なる由なり、(其志摩國と云ふ名御紀には見えず、天武天皇四年御紀に三位麻績王有罪、流于因幡云々と有る事を、萬葉二卷に麻績王流於伊勢國伊良處島と有り、參河國神名帳に正三位伊良久大明神坐濕美郡と有て、今も伊良久村と云ふ有りて志摩國答志郡に向

ひて伊勢とは隔れる地なるが、其海中に在る故に伊良處鳥の名は有るなめり、此を以て見るに、當昔未志摩國と云ふ號は非ずして猶伊勢國の内なりしなるにや、但持統天皇六年御紀に幸伊勢、賜所過神郡及伊賀伊勢志摩國造等冠位、并免今年調役と見え、又賜所過志摩百姓男女年八十以上稻各人五十束と有りて、本より一國には有れども、猶伊勢國に管たりしと見えて、續紀に神護景雲二年二月癸巳、外正五位下取磯部忍國爲志摩守と有て、是始なるを思ふに、國は志摩にて此まで伊勢國司の管轄なりしを、始めて此に國司を置かれたるにて、此人は神護景雲元年夏四月癸巳、伊勢國多氣郡人外正七位下取磯忍國獻錢百萬絹五百疋稻一萬束、授正五位下と有る、其功に依つて志摩守に任されしなる可し、此より續きて國司の事見ゆ。○速贄は先づ贄と云ふ事より説くべし、此事古くは出雲風土記に島根郡朝酌郷、熊野大神命詔、朝御饌勸養、夕御饌勸養、五贄組之處定給と見えたり、神武天皇戊午年御紀に是後天皇欲省吉野之地、乃云々巡幸焉云々、及縁水西行、亦有作梁取魚者(梁此云椰奈)天皇問之、對曰、臣是苞苴擔之子(苞苴據此云珥倍毛菟)此則阿太養鷗部始祖也と有る、此苞苴擔之子を古事記には贄持之子と作れたり、是苞苴を贄と訓む證なり、此贄を取る人を贄持と云ふは神樂歌の贄人と云ふに似たり、播磨風土記景行天皇行幸の事を云へるに、紀伊國人小玉申云、我爲天皇贄人と云ふ事見え、供進御食故號阿閉村、又捕江魚爲御坏物、故號御坏江と書し、造贄殿之處、即號贄田村と云ふ事有りて、江魚を捕りて奉れる御坏物と云ひ、其を料理て奉る處を贄殿とは云へり、然して仁德天皇前御紀に爰皇位空之、既經三載、時有海人、齎鮮魚之苞苴、獻于菟道宮也と有る、此事を古事記には二柱各讓天下之間、海人貢大贄と書されたり、同天皇三十八年御紀に猪名縣佐伯部

獻苞苴と有りて牡鹿を供進れる事有り、此苞苴は記傳十六(十七丁)に和名抄に唐韻云、苞苴、裹魚肉也、日本紀私記云、於保邇倍、俗云阿良萬岐と有りて、邇倍と云ふ名は新饗の切れるにて、本新物を神にも人にも饗へ自も食ふより出たり、倍朝廷に貢る御贄を大爾閉とは云ふなり(取要)と云はれたるが如し、其阿良萬岐の事は傳廿の束草の下に注せり、然るに雄略天皇八年御紀に新羅國背誕苞苴不入、於今八年、而大懼中國之心と有て、苞苴を美都岐と訓ませたるは、上に注せるが如く日次の御贄を貢奉るより取れるなり、其十七年御紀に詔土師連等、使進應盛朝夕御膳清器者云々、名曰土師部と有る、此土師連は多くは凶禮に預る職なるを、此は供御の清器を作るが故に別て贄土師部とは云ふなり、若て此に御膳の字を美都岐母能と訓める事右の例に同じくして大に謂有る事なりけり、持統天皇六年御紀に御阿胡行宮時、進贄者、紀伊國牟婁郡人云々、兄弟三戸、服十年調役雜僞、復免挾抄八人今年調役と有るなども供御の御贄なる事云ふも更なり、又記傳に其御贄は御食津國々より土產物種々貢るなり、師云、御食津國とは大御饌の御贄を貢る國を云ふなり、食國と云ふとは異なり、内膳司式に諸國貢進御贄云々、右諸國所貢並依前件、仍收贄殿擬供御と有りて、其品物なども委しく擧げられたり、西宮記に贄殿在內膳中、大宰及諸國所進御贄、納備供御と有り」と云はれき、夫木三十三に、手向くべき神の贄とぞ事寄せて御前の川原梁作てけり、散木集に、懲果ぬ贄の初狩朝に爲る家にも非で人返しけり、など有り、袖中抄十六に贄と云ふは昨物に就たる名なり、公に奉る物をも御贄と云ふ、又私に昨物する所をも贄殿と言ふ、但贄は多くは魚に依りたる名なめり、魚入れたる桶をば贄桶と云ひ、贄殿と云ふも、然合せなど爲る所なり、飯する所をば大炊殿とこそ申すめれ、然は有れど昨物に

詞似たれば其贄に通はむと違ふ可からず云々」と見えたり、私のも贄殿と云ひけるは、宇治拾遺物語二(七丁)左京大夫家の事に鯛の阿良萬岐を云々贄殿に持参りたり、と有る是なり、偕爾閑と云ふは煮釜と云ふ事にて物を鍋に入れて煮るに起れる稱ならむかとも思ゆ(贄の魚鳥を捕るを贄人と云へるは、神樂薦枕に古毛萬久良、以也太加世乃與止仁也、安以會太加仁戸止會、之支川幾乃保留、安見於呂志、佐天佐之乃保留夜、安以會太加仁戸比止會、之支川幾乃保留、安見於呂志、佐天佐之乃保留、又安女仁萬須也、止與乎加比女乃夜、安以會會乃仁戸比止會、志幾津支乃保留、安美於呂之、佐天佐之乃保留と有る是なり、又夫木集十八卷三島社に奉りける歌、三島野に神の御鷹を引居て、狩らぬ日は無し大年の贄、と云ふ大年の贄と云ふは、年始の贄を云ふにや、又和名抄祭祀具に犠牲訓伊計邇倍と有るは生贄の義にて、出雲神賀詞に白鶴乃生御調と有るに同じ、偕景行天皇十二年御紀に甚多を爾閑那理と訓み、又御紀の中に多ノ字を爾閑佐爾と訓めるが此彼有るは、肥後風土記に玉名郡長渚濱、昔者大足彦天皇、誅球磨噲、還駕之、泊御船於濱云々、又御船左右淤魚多之、棹人吉備國朝勝見以釣釣之、多有所獲、即獻天皇、勅所獻之魚此爲何魚、朝勝見奏申、未解其名、止似鱒魚耳、歷御覽、曰俗見多物、即云爾倍佐爾、今所獻魚、甚此多有、可謂爾倍魚、今謂爾倍魚其緣也と見えて、邇倍とは多ノ字の訓に當る言なるが如し、但贄は横山の如く置足らして獻れるから其言の轉りて多きを云ふ言とは成れるにも有るべくや)速贄の事は記傳に速贄とは初物を云ふなる可し、速と初とは意通へり、今世に走と云ふも速き意なり、此名此より外に古書には未見當らず、源俊賴朝臣集に垣根には百舌鳥の早贄立てけり、志傳の田長に忍び難つ、と見えたり、此事を袖中抄一に萬葉抄を引て鴟の草莖は

古ノ人の云ひけるは、鴟と云ふ鳥は郭公の宿を借りて在りけるが得出さざりける故に、郭公の來る程に鴟の早贄と云ふ事を爲て、萬の草の莖に生たる蟲又は蝦などを取り云々と注せり、然れば名の同じきのみこそ有りけれ、此に謂ゆる初物を速贄と云ふとは大に同じからざる者なりけり、偕祝詞式に多く初穂と云ふ事有るは、當年の新穀の初物を必先づ神に奉らせ給ふは然る物にて、禁祕御抄賢所條に萬物隨出來、必先被奉と有る、此等の類を押互して初穂と云ふ事にて、三代實錄に貞觀十二年九月十七日乙丑、宗像標谷云々五神、奉鑄錢所新鑄錢と有て、其告文に仍所鑄作之早穂二十文乎令捧持天、奉出賜布、源氏早蕨(初丁)に今一所の御事をなむ安からず念じ聞えさするなど聞えて、蕨土筆愛しき籠に入れて、此は童部の供養して侍る初穂なりとて奉れりと有るなどの類にて、時に就て賣る御贄の初穂を先づ賜る事を速贄とは云ふなる可し、偕又記傳に志摩國は殊に御贄を奉れりし國にて、萬葉六(三十九丁)に御食國志摩、十三(五丁)に御食都國、神風之伊勢乃國(志摩伊勢の内なり)など有り、今京に成りても三代實錄に元慶六年十月廿五日、志摩國年貢御贄四百三十一荷、令近江伊賀伊勢等國驛傳貢進、内膳式に諸國貢進御贄旬料云々、志摩國御厨鮮鮑螺、起九月盡明年三月、月別上下旬各二擔、味漬腸漬蒸鮑玉貫御取夏蝦等、月別摠五擔雜魚十三擔(竝以備丁運進)云々、節料云々、志摩國(正月元日新嘗會二節各八擔、正月七日十六日五月五日七月七日九月五日五節各三擔)年料云々、伊勢國(鯛春酢二擔二十籠二度、鮭年魚二擔四壺二度蠣磯蠣)志摩國(藻海松)主稅寮式に凡志摩國供御贄潛女卅人云々など見えたり」と有り、偕此御贄の由に就て職原抄國司條に志摩高橋氏爲内膳正者任之、仍他人不任之と有る、其高橋朝臣は膳臣の族なるに、内膳奉膳より志摩國司を兼ねる事大に所以有る

べし、大同類聚方十八に志摩藥、志摩國高橋連大魚之家方と見え、伯家五代記永萬元年七月廿七日條に志摩前司高橋經明と云ふ人名も有るなど考合す可し、(右に引ける倭姬命世記皇大神宮御鎮座の後に倭姬命御船乗給、御膳御贄處定幸行島國云々、爾朝御饌夕御饌止詔而、湯貴潛女等定給還坐時、云々、朝御氣夕御氣處定奉、然後倭姬命御船留而、鯨廣魚鯨狹魚貝津物息津毛邊津毛依來云々、其處朝御氣夕御氣島定と有るも、上古より朝廷に奉り來れるを以て神廷に分ち屬奉らせ給へりし者なりけらし)○給_レ發女君等也とは、此時天鈿女命其猿田彥神を送到らせ御在し坐して、安曇別神の主領せ給ふ島國に於て、海中に在りと有ゆる大小雜魚を悉くに追聚させ給ひ、天神御子の日賣の御贄に仕奉らむや否やと問ひ給ひて、海鼠の如く御答申さよりし者をば忽に其口を割て罰はせ給ひ、即其國の連贄を擧げて初國所知食す日向宮に復命させ給ひける時に、其功績を褒賞させ御在し坐して、天神御子より其初穂をば頒ち賜へりしが例と成りて、御世々々に其國の連贄を奉れる初先づ其猿女君に令_レ賜給ふ愛たき御例とは成れりとなり、然れば世の漁事を爲る者は何神よりも先づ此天鈿女命の御恩頼をば仰尊み奉る可き事なるを、然しも思はざりけるこそ甚足らぬ事なりけれ、況てや其猿田彥神はしも事代主神に御在し坐して、元より射鳥捕鳥の事に功しき大神にて渡らせ給へりければ、海幸山幸の事に就ても此二神を並べて崇め敬ひ奉る可き御事なりかし、抑魚物はしも上件に注せるが如く保食神の御身より成出でし物なる事云ふも更なるが、稻穀の事にて云はゞ保食神は其御靈神なり、倉稻魂神は蒔殖て作養ふ神にて體用の差有るが如く、魚物の上にも保食神は其御靈神に在して、天鈿女命は其を捕食す事に御功坐して此も體用の差別御在し坐すが如くなむ有りける、已に傳十七に注せるが如く豐受大神を屋船命と聞えさする、

其亦名を大宮賣神と申せるに、天鈿女命も大殿に在して大宮を侍衛給ふ御功坐すが故に、大宮比咩命と稱奉れるを、其同徳の由を以て一柱に大宮賣命と祀れるも、多くは二神に係りて彷彿しきが如くなるは右の如き所以御在し坐すが故なり、故四時祭式祈年祭條に太神宮度會宮云々高御魂神大宮女神云々、各加_三馬一疋、月次祭條に其太神宮度會宮高御魂神大宮女神各加_三馬一疋と見え、大嘗祭式齋郡及在京齋場に於て御膳八神を被_レ祭る中に、大宮賣事代主と二柱神並び御在し坐すなどは、決めて天鈿女命の此時の御功に就て殊更に會釋へ聞えさせ給へる御事と見えたり、大凡御饌の事に就ては、豐受大神と天鈿女命とは幽と顯なるが如く、本體と作用ハタラクとなるが如く、相離ち奉るまじき幽契の御在し坐すが故に、別ては大宮賣命と大宮比咩命とにて同じからずとは申せども、合せては右の如く大宮賣命と申して其二神の差異を置かずして崇め聞えさせ給へるなむ、決めて幽深き致御在し坐しける御事とこそ伺奉る事なりけれ、然れば此に是以御世々々島之速贄獻之時、給_三發女君等也と有る事の起原、天鈿女命に始れる事、此を以て著明くなむ見えたりける、(記傳に給_三發女君等、此事上代には例にて有りけむを、良後にや絶えや爲にけむ、此所の外には物に見えたる事無し、但事は有りつれども漏れて記せる事の無きにも有るべし云々)と云はれたるが如く、常例と成りたる上にては事珍らしく記さる可きに非ざれば物には見えざるにて、此は其故事を記さるゝ故に其に就て然る狀を記されたるなれば、古事記の御撰有りし當昔までの狀是なり)

右文久二壬戌年三月三日乙酉始焉、此日 宗像大神三所宮御額、初而祭_三于齋櫃殿、頃日平譽重自_三越後來候之、

同十五日丁酉、例 相尾大神祭日也、亦併祀焉、四月三日乙卯、此日與 石上 大神兩所俱祭之、同廿一日癸酉、賀茂大神之祭日也、此日贈_レ御額於在_二出羽國_一男重兼之許、託_二瑞珠舍之船_一焉 神威益加 神恩日厚、而此書之成也速也、實四月廿六日戊寅、今日奉_レ贈_二春日社之御額于賢木舍_一 宗像社之御鈴于瑞珠舍、仍有_二祭祀之事_一焉、穗積重胤、于時歲五十有一。

昭和十五年十一月十五日印刷
昭和十五年十一月二十日發行

鈴木重胤全集 第九
(非賣品)

編輯者兼
發行者

東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
樹下快淳

印刷者

東京市本郷區眞砂町三十六番地
日東印刷株式會社
龜谷良一

不許
複製

發行所 東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
鈴木重胤先生學德顯揚會

振替東京一五五五〇七番

741
49

終